官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務九四）　二
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四四）　三
〔法規的告示〕
○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（内閣府一二四）　四
○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（厚生労働二六一）　七
○医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示（同二六二）　七
〔その他告示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三三一）　七
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三三二）　八
○水底線路の保護区域を指定する等の件（同三三三）　一〇
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁二〇、二一）　一四
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一四五八）　三六
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一四三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四三
特殊法人等
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和六年度財務諸表、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社）、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一六六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令及び代執行関係　一九八
会社その他
会社決算公告　一九九
二〇〇

省　令

○総務省令第九十四号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　雑則	第四章　雑則
［第一節～第二節の五　略］	［第一節～第二節の五　同上］
第二節の六　落札金の使途（第五十一条の十四の二・第五十一条の十四の三）	第二節の六　混信等の許容の申出（第五十一条の十四の二）
第二節の七　混信等の許容の申出（第五十一条の十四の四）	［第三節　同上］
［第三節　略］	第四節　提出書類（第五十二条）
第四節　提出書類等（第五十二条・第五十二条の二）	［第五節　同上］
［第五節　略］	附則
附則	（公示する期間内に申請することを要しない無線局）
（公示する期間内に申請することを要しない無線局）	**第六条の四**　［同上］
第六条の四　法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。	［一～十　同上］
［一～十　略］	［新設］
十一　法第六条第八項第五号に掲げる無線局のうち、同項の規定による周波数の公示の際現に当該周波数を使用している無線局と無線通信の態様及び無線局の目的が同一であるもの（通信の最大距離）	［新設］
第六条の四の二　法第六条第八項第五号の総務省令で定める距離は、一キロメートルとする。（適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとする基準）	**第六条の四の二**　［同上］（免許等の有効期間）
第六条の四の三　［略］（免許等の有効期間等）	**第七条**　［同上］
第七条　［略］	［新設］
第七条の二　法第十三条第二項の総務省令で定める船舶地球局は、国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）のインマルサットC型の無線設備を使用するもの又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものとする。	

第七条の三　［略］

第七条の四　［略］

第八条　第七条及び前二条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。）、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。）に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

（開設計画の認定の有効期間）

第九条の二　法第二十七条の十四第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年（法第二十七条の十二第三項第二号イ又はロに規定する周波数を使用する特定基地局（同条第一項に規定する特定基地局をいう。以下同じ。）の開設計画の認定にあつては、二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別に告示する期間）とする。

（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）

第九条の三　法第二十七条の二十の三第八項に規定する同条第七項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年（法第二十七条の二十の二第二項第二号イ又はロに規定する周波数を使用する特定高周波数無線局（同条第一項に規定する特定高周波数無線局をいう。）に係る法第二十七条の二十の三第七項の認定にあつては、二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別に告示する期間）とする。

（簡易無線局に係る無線設備の変更等）

第九条の四　［略］

（開設計画の認定の取消猶予の勘案事項）

第十一条の二の十一　法第二十七条の十六第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　法第五条第一項第四号に該当することとなつた認定特定基地局開設者において、過去に法第二十七条の十六第二項の規定により当該認定特定基地局開設者の認定を取り消されないこととされたことがあるか否かの別

第七条の二　［同上］

第七条の三　［同上］

第八条　前三条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。）、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。）に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

（開設計画の認定の有効期間）

第九条の二　法第二十七条の十四第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年（法第二十七条の十二第三項第二号イ又はロに規定する周波数を使用する特定基地局（法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局をいう。以下同じ。）の開設計画の認定にあつては、二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別に告示する期間）とする。

［新設］

（簡易無線局に係る無線設備の変更等）

第九条の三　［同上］

（開設計画の認定の取消猶予の勘案事項）

第十一条の二の十一　［同上］

［一　同上］

二　法第五条第一項第四号に該当することとなつた認定開設者において、過去に法第二十七条の十六第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消されないこととされたことがあるか否かの別

（特定高周波数無線局の開設の認定の公示）

第十一条の二の十二　法第二十七条の二十の三第九項の総務省令で定める公示する事項は、認定を受けた者の氏名又は名称とする。

2　総務大臣は、認定を受けた者の氏名又は名称について法第二十七条の二十の三第十一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示する。

（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない特別の事情）

第十一条の二の十三　法第二十七条の二十の四第四項の総務省令で定める特別の事情は、次に掲げるものとする。

一　正当な理由がないのに、法第二十七条の二十の三第七項の認定を受けた日から起算して二年以内に法第二十七条の二十の四第三項の規定による申請があつたこと。

二　法第二十七条の二十の四第一項各号のいずれかに該当するおそれがあること。

三　前二号に掲げるもののほか、法第二十七条の二十の四第三項の規定による申請により不正な利益を得るおそれがあること。

（具備すべき電波等）

第十二条　［略］

［2～4　略］

5　船舶地球局は、次の各号に掲げる船舶地球局の区別に従い、当該各号に定める電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

一　インマルサット船舶地球局　総務大臣が別に告示する電波

［二　略］

［6～12　略］

（義務船舶局等の無線設備の機器）

第二十八条　法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局等（法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局等のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

一　Ａ一海域（Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五MHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局（法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。）にあつては、次の機器

［(1)・(2)　略］

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(イ)　ナブテックス受信機（Ｆ一Ｂ電波五一八kHzを受信することができるものに限る。以下この項において同じ。）　一台

(ロ)　高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。）　一台

［(4)　略］

［新設］

（具備すべき電波等）

第十二条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）　総務大臣が別に告示する電波

［二　同上］

［6～12　同上］

（義務船舶局の無線設備の機器）

第二十八条　法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

一　Ａ一海域（Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五MHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

(イ)　ナブテックス受信機（Ｆ一Ｂ電波五一八kHzを受信することができるものに限る。以下この項において同じ。）　一台

(ロ)　高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。）　一台

［(4)　同上］

二　Ａ一海域及びＡ二海域（Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏（Ａ一海域を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)・(2)　略

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一)　ナブテックス受信機　一台

(二)　略

(4)　略

三　Ａ一海域、Ａ二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局等にあつては、次の機器

(1)　送信設備及び受信設備の機器

(一)　略

(二)　中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器　一台（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器を備えるものを除く。）の義務船舶局であつて、中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この項及び第三十二条の十において同じ。）の周波数の電波を使用する無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えるものは、この規定にかかわらず備えることを要しない。）

(2)　略

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一)　ナブテックス受信機　一台

(二)　略

(4)　その他の機器

(一)～(三)　略

(四)　中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機　一台（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶（船舶安全法第四条の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器を備えるものを除く。）の義務船舶局であつて、中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えるものは、この規定にかかわらず備えることを要しない。）

(五)・(六)　略

二　Ａ一海域及びＡ二海域（Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏（Ａ一海域を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)・(2)　同上

(3)　［同上］

(一)　ナブテックス受信機　一台

(二)　同上

(4)　同上

三　Ａ一海域、Ａ二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)　［同上］

(一)　同上

(二)　中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器　一台

(2)　同上

(3)　［同上］

(一)　ナブテックス受信機　一台

(二)　同上

(4)　［同上］

(一)～(三)　同上

(四)　中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機　一台

(五)・(六)　同上

(七)　インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備の機器（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局等にあつては、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備の機器又は中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機）　一台

2　義務船舶局等の無線設備には、前項に掲げる機器のほか、当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器を備えなければならない。ただし、前項の機器又は当該義務船舶局等のある船舶に開設する他の無線局の無線設備により当該通信を行うことができる場合は、この限りでない。

3　義務船舶局等のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数五〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの（総務大臣が別に告示するものを除く。）の義務船舶局等の無線設備には、前二項の機器のほか、船舶保安警報装置（海上保安庁に対して船舶保安警報を伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。）を備えなければならない。ただし、前二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

4　国際航海に従事する次の表の上欄に掲げる船舶の義務船舶局等の無線設備には、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる装置を備えるものを備えなければならない。

［表略］

5　義務船舶局等のある船舶に積載する高速救助艇ごとに、手で保持しなくても、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。

6　義務船舶局等のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数三〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの（総務大臣が別に告示するものを除く。）の義務船舶局等の無線設備には、第一項及び第二項の機器のほか、船舶長距離識別追跡装置（海上保安庁に対して自船の識別及び位置（その取得日時を含む。）に係る情報を自動的に伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。）を備えなければならない。ただし、第一項及び第二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

［削る］

［新設］

2　義務船舶局の無線設備には、前項に掲げる機器のほか、当該義務船舶局のある船舶の航行する海域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器を備えなければならない。ただし、前項の機器又は当該義務船舶局のある船舶に開設する他の無線局の無線設備により当該通信を行うことができる場合は、この限りでない。

3　義務船舶局のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数五〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの（総務大臣が別に告示するものを除く。）の義務船舶局の無線設備には、前二項の機器のほか、船舶保安警報装置（海上保安庁に対して船舶保安警報を伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。）を備えなければならない。ただし、前二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

4　国際航海に従事する次の表の上欄に掲げる船舶の義務船舶局の無線設備には、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる装置を備えるものを備えなければならない。

［表同上］

5　義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇ごとに、手で保持しなくても、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。

6　義務船舶局のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数三〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの（総務大臣が別に告示するものを除く。）の義務船舶局の無線設備には、第一項及び第二項の機器のほか、船舶長距離識別追跡装置（海上保安庁に対して自船の識別及び位置（その取得日時を含む。）に係る情報を自動的に伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。）を備えなければならない。ただし、第一項及び第二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

7　第一項第三号の船舶であつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行するもの（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものを除く。）の義務船舶局は、中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この項及び第三十二条の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器及び中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えなければならない。

［削る］

7　第一項の義務船舶局等であつて、その義務船舶局等のある船舶に高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出し受信の機能を持つ第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局等における当該機器に係る規定を適用する。

8　［略］

（義務船舶局等の無線設備の条件等）

第二十八条の二　法第三十四条ただし書の総務省令で定める無線設備は、次に掲げる義務船舶局等の無線設備とする。

一　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数一、六〇〇トン未満の船舶（旅客船を除く。）及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶の義務船舶局等（国際航海に従事しない船舶のものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示するもの

二　総トン数三〇〇トン未満の漁船の義務船舶局等

第二十八条の五　法第三十五条第一号の規定により備えなければならない予備設備は、次に掲げる無線設備の機器とする。

［一・二　略］

8　前項の場合において、その義務船舶局には、第一項第三号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。

9　第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶に高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出し受信の機能を持つ第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

10　［同上］

（義務船舶局等の無線設備の条件等）

第二十八条の二　法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を第二十八条の五第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものとする。

2　法第三十四条ただし書の総務省令で定める無線設備は、次に掲げる義務船舶局等（法第三十四条の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備とする。

一　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数一、六〇〇トン未満の船舶（旅客船を除く。）及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶の義務船舶局等（国際航海に従事しない船舶のものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示するもの

二　総トン数三〇〇トン未満の漁船の義務船舶局等

第二十八条の五　［同上］

［一・二　同上］

三　第二十八条第一項第三号の義務船舶局等にあつては、同号の(1)の(ｲ)の無線設備及びインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の船舶地球局の無線設備を除く。）、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備又は中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。）

［2　略］

3　第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

［4～7　略］

（予備品）

第三十一条　法第三十二条の規定により船舶局の無線設備に備え付けなければならない予備品は、無線設備（空中線電力一〇ワット以下のもの、二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用するものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）の各装置ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、各装置に共通に使用することができるものについては、装置ごとに備え付けることを要しないものとする。

［一～五　略］

六　蒸留水（蒸留水の補給を必要とする蓄電池を使用するものに限る。）　五リットル（義務船舶局等以外は二リットルとする。）

［七　略］

八　ヒューズ　現用数と同数

［2～5　略］

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする。ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長が特に認めるものについては、この限りでない。

［一　略］

二　前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条第一項第三号(4)(七)に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備

三　第二十八条第一項第三号の義務船舶局にあつては、同号の(1)の(ｲ)の無線設備及びインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備又は中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。）

［2　同上］

3　第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

［4～7　同上］

（予備品）

第三十一条　法第三十二条の規定により船舶局の無線設備に備え付けなければならない予備品は、無線設備（空中線電力一〇ワット以下のもの、二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用するものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）の各装置ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、各装置に共通に使用することができるものについては、装置ごとに備え付けることを要しないものとする。

［一～五　同上］

六　蒸留水（蒸留水の補給を必要とする蓄電池を使用するものに限る。）　五リットル（義務船舶局等以外は二リットルとする。）

［七　同上］

八　ヒューズ　現用数と同数

［2～5　同上］

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十　［同上］

［一　同上］

二　前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備

（免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

［一～三十三　略］

三十四　法第百三条の七の規定による許可に基づき第一号包括免許人が運用する同条第一項第二号の無線局と当該第一号包括免許人の包括免許に係る特定無線局の通信の相手方である無線局との間で行う通信

第二節の六　落札金の使途

（法第百三条の五第一項第二号の援助）

第五十一条の十四の二　法第百三条の五第一項第二号の総務省令で定める必要な援助は、次に掲げるものとする。

一　法第百三条の五第一項第二号に規定する変更に係る周知

二　法第百三条の五第一項第二号に規定する変更に係る相談窓口の設置その他の援助

（法第百三条の五第一項第三号の援助）

第五十一条の十四の三　法第百三条の五第一項第三号の総務省令で定める必要な援助は、次に掲げるものとする。

一　法第百三条の五第一項第三号に規定する導入に係る周知

二　法第百三条の五第一項第三号に規定する導入に必要な周波数の共同利用を促進する技術を用いた設備の整備

三　法第百三条の五第一項第三号に規定する導入に係る相談窓口の設置その他の援助

第二節の七　混信等の許容の申出

第五十一条の十四の四　［略］

（権限の委任）

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第五号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

［一～六　略］

七　法第百三条の七第一項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

［八　略］

2　前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

［一～十二　略］	［略］
十三　広域使用電波に係る電波利用料の徴収に関する事項	その広域使用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四の項に掲げる区域である場合は、当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人又は法第百三条の二第三項の規定により当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなされる認定特定基地局開設者の住所）
［十四　略］	［略］

［3～6　略］

（免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　［同上］

［一～三十三　同上］

三十四　法第百三条の六の規定による許可に基づき第一号包括免許人が運用する同条第一項第二号の無線局と当該第一号包括免許人の包括免許に係る特定無線局の通信の相手方である無線局との間で行う通信

［新設］

第二節の六　［同上］

第五十一条の十四の二　［同上］

（権限の委任）

第五十一条の十五　［同上］

［一～六　同上］

七　法第百三条の六第一項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

［八　同上］

2　［同上］

［一～十二　同上］	［同上］
十三　広域使用電波に係る電波利用料の徴収に関する事項	その広域使用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四の項に掲げる区域である場合は、当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人又は法第百三条の二第三項の規定により当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなされる認定開設者の住所）
［十四　同上］	［同上］

［3～6　同上］

第四節　提出書類等

（納付された手数料の取扱い）

第五十二条の二　法及びこれに基づく命令の規定により納付された手数料は、免許、登録、許可等がされなかつた場合、又は申請等の取下げがあつた場合においても、返還しない。

別表第二号の二の三（第11条の２の３関係）

［表略］

注１　氏名については、請求者が認定特定基地局開設者（法第27条の15第３項に規定する認定特定基地局開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。

２　請求者が認定特定基地局開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

［３　略］

４　移動する無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。ただし、請求者が認定特定基地局開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

［５～８　略］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～十一　略］

十二　船舶地球局

(1)　第七条の二の船舶地球局であつて、旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの　一年

［(2)・(3)　略］

［十三～十三　略］

別図第六号（第36条の２第１項第６号及び第８号関係）

［略］	［略］	装置の識別表示	航行状態（注３）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［注１・２　略］

［削る］

注３　［略］

第四節　提出書類

［新設］

別表第二号の二の三（第11条の２の３関係）

［表同左］

注１　氏名については、請求者が認定開設者（法第27条の15第３項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。

２　請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

［３　同左］

４　移動する無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。ただし、請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

［５～８　同左］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～十一　同上］

十二　［同上］

(1)　第二十八条の二第１項の船舶地球局であつて、旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの　一年

［(2)・(3)　同上］

［十三～十三　同上］

別図第六号（第36条の２第１項第６号及び第８号関係）

［同左］	［同左］	装置の識別信号（注３）	航行状態（注４）	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

［注１・２　同左］

注３　捜索救助用位置指示送信装置においては、「970$X_1X_2Y_1Y_2Y_3Y_4$」の９桁の数字であること（X_1、X_2、Y_1、Y_2、Y_3及びY_4は０から９までの数字とする。以下この注において同じ。）。

衛星非常用位置指示無線標識及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものにおいては、「974$X_1X_2Y_1Y_2Y_3Y_4$」の９桁の数字であること。

注４　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正前	改正後
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の四）	第四章　特定基地局の開設計画の認定の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の二）
［第五章～第九章　略］	［第五章～第九章　同上］
附則	附則
（記載事項の省略）	（記載事項の省略）
第十五条　次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。	**第十五条**　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局　開設を必要とする理由	二　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局　開設を必要とする理由
［三～九　略］	［三～九　同上］
［2～6　略］	［2～6　同上］
第四章　特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続	**第四章**　特定基地局の開設計画の認定の手続
（合併等に関する規定の準用）	（合併等に関する規定の準用）
第二十五条の八の二　第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定特定基地局開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定特定基地局開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定特定基地局開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と読み替えるものとする。	**第二十五条の八の二**　第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上基幹放送（放送法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と読み替えるものとする。

（価額競争の参加の申請）

第二十五条の八の三　法第二十七条の二十の三第一項の価額競争の参加の申請をしようとする者は、申請書に当該申請書及び同条第二項に定める添付書類の写し一通を添付しなければならない。

2　法第二十七条の二十の三第一項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該申請書に対応する価額競争実施指針が示された告示の件名及び告示番号

二　特定高周波数無線局の開設を必要とする理由

三　特定高周波数無線局の開設の予定期日（一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する日の予定期日をいう。）

四　法第二十七条の二十の二第二項第三号に基づき価額競争実施指針において定める特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分のうち、申請者が該当するもの

五　無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法

六　法第二十七条の二十の二第二項第六号の規定に基づき価額競争実施指針において定める事項に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の二十の二第二項第七号に基づき価額競争実施指針において定める事項に関する事項

3　第一項の申請書の様式は別表第八号の七のとおりとし、当該申請書の添付書類の様式は別表第八号の八のとおりとする。

（届出を要しない申請書の記載内容の変更）

第二十五条の八の四　法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名

二　前条第二項第一号に掲げる事項

（外国の無線局等の運用の許可手続）

第三十条の二　法第百三条の七の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。

2　前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　法第百三条の七第一項各号に掲げる無線局の別

［四～六　略］

［3・4　略］

別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［新設］

［新設］

（外国の無線局等の運用の許可手続）

第三十条の二　法第百三条の六の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。

2　［同上］

［一・二　同上］

三　法第百三条の六第一項各号に掲げる無線局の別

［四～六　同上］

［3・4　同上］

別表第二号第３　［同左］

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

［表略］

［注１～28　略］

29　32の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、施行規則第７条の２に規定する船舶地球局に該当しない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

［30～35　略］

36　40の欄は、義務船舶局等に限り記載することとし、次によること。

⑴　⑴の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の［　　］には該当する事項を記載すること。この場合における船舶地球局の無線設備は施行規則第28条第１項第３号の⑷㋒のインマルサット船舶地球局又は施行規則第12条第５項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものに限るものとし、高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第７項の高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を含むものとする。

［⑵・⑶　略］

37　41の欄は、次によること。

［⑴　略］

⑵　義務船舶局等に該当しない船舶局であつて、船舶安全法（昭和８年法律第11号）第２条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。

［⑶～⑼　略］

［38～40　略］

別表第二号の二第６　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［表略］

［注１～13　略］

14　16の欄は、次によること。

［⑴・⑵　略］

⑶　方式・規格等の欄は、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載すること。

装置の別	記載事項
［ア・イ　略］	［略］
ウ　狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
［エ　略］	［略］

［15～24　略］

［表同左］

［注１～28　同左］

29　32の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

［30～35　同左］

36　［同左］

⑴　⑴の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の［　　］には該当する事項を記載すること。この場合における船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の２第１項のインマルサット船舶地球局又は施行規則第12条第６項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものに限るものとし、高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第９項の高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を含むものとする。

［⑵・⑶　同左］

37　［同左］

［⑴　同左］

⑵　非義務船舶局であつて、船舶安全法（昭和８年法律第11号）第２条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。

［⑶～⑼　同左］

［38～40　同左］

別表第二号の二第６　［同左］

［表同左］

［注１～13　同左］

［14　同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

装置の別	記載事項
［ア・イ　同左］	［同左］
ウ　狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
［エ　同左］	［同左］

［15～24　同左］

［新設］

別表第八号の七　価額競争の参加申請書の様式（第25条の８の３第３項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

価額競争参加申請書

年　月　日

総務大臣　殿

電波法第27条の20の３第１項の規定により、価額競争に参加したいので、別添の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　申請者（注１）

住　所	都道府県―市区町村コード
	〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

２　開設しようとする特定高周波数無線局の範囲（注２）

３　希望する周波数の範囲及び周波数の使用区域（注３、４）

４　その他事項

⑴　該当する価額競争実施指針が示された告示の件名及び告示番号

⑵　特定高周波数無線局の開設を必要とする理由等

ア　特定高周波数無線局の開設を必要とする理由

イ　開設しようとする特定高周波数無線局の目的

ウ　提供しようとする電気通信役務の種類（注５）

⑶　特定高周波数無線局の開設の予定期日（注６）

⑷　申請者の区分に関する事項（注７）

⑸　無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注８）

⑹　認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件に関する事項（注９）

⑺　その他必要な事項として価額競争実施指針において定める事項に関する事項（注10）

注１　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

２　価額競争実施指針において定める特定高周波数無線局の範囲内で、開設しようとする特定高周波数無線局の範囲を記載すること。

３　周波数は、希望する周波数の範囲を「何GHzから何GHzまで」のように記載すること。なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。

４　周波数の使用区域について、同一の価額競争実施指針に係る特定高周波数無線局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者の希望する周波数の使用区域を記載すること。

５　開設しようとする特定高周波数無線局の目的が電気通信業務用でない場合にあつては、記載を要しない。

６　開設の予定期日は、一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する日の予定期日を「R 7. 10. 01」のように記載すること。

７　価額競争実施指針において定める特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分のうち、申請者が該当するものを記載すること。

８　無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。

⑴　保守、管理及び障害時の具体的な対応の体制及び方法を記載すること。

⑵　内部規程等がある場合において、内部規程等の添付をもつてその記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙として当該内部規程等を添付すること。

９　法第27条の20の２第２項第６号の規定により、認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件として価額競争実施指針において定める事項について具体的に記載すること。

10　法第27条の20の２第２項第７号の規定により、その他必要な事項として価額競争実施指針において定める事項について具体的内容を記載すること。

11　用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号の八　価額競争参加申請書に添付する書面の様式（第25条の８の３第３項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［新設］

価額競争参加申請書の添付書類

１　電波法第５条第３項各号に規定する相対的欠格事由（注１）

相対的欠格事由	処分歴等（法第５条第３項）	□　有　□　無

２　１のほか価額競争の参加者の資格として価額競争実施指針において定める事項に関連する事項（注２）

注１　法第５条第３項各号に掲げる欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

２　法第27条の20の２第２項第４号イの規定により、１に記載した事項のほか、価額競争の参加者の資格として価額競争実施指針において定める事項について、当該価額競争実施指針に基づき具体的内容を記載すること。

３　用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電源用蓄電池の充電） **第五条**　義務船舶局等（法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。 ［２　略］ （義務船舶局等の無線設備の機能試験） **第六条**　［略］ ［２・３　略］ ４　高機能グループ呼出受信機（施行規則第二十八条第七項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。 （聴守電波等） **第四十二条**　［略］ ［一・二　略］ 三　船舶局については、次に掲げるもの (1)　略 (2)　法第三十三条の規定によりナブテックス受信機を備える船舶局 (3)　略 ［四　略］ **第四十四条の二**　［略］ ２　［略］	（電源用蓄電池の充電） **第五条**　義務船舶局等（法第三十四条の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。 ［２　同上］ （義務船舶局等の無線設備の機能試験） **第六条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　高機能グループ呼出受信機（施行規則第二十八条第九項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。 （聴守電波等） **第四十二条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ (1)　同上 (2)　法第三十三条の規定によりナブテックス受信機を備える船舶局 (3)　同上 ［四　同上］ **第四十四条の二**　［同上］ ２　［同上］

船舶局	時間	周波数
［一・二　略］	［略］	［略］
三　ナブテックス受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の(2)に該当するものを除く。）	［略］	［略］
［四　略］	［略］	［略］

［３・４　略］

船舶局	時間	周波数
［一・二　同上］	［同上］	［同上］
三　ナブテックス受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の(2)に該当するものを除く。）	［同上］	［同上］
［四　同上］	［同上］	［同上］

［３・４　同上］

（使用電波）

第七十条の二　海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であつて、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

［一～三　略］

四　無線電話を使用する場合（第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）　A三E電波二七、五二四kHz若しくはF三E電波一五六・八MHz又は通常使用する呼出電波

［2・3　略］

（遭難信号の前置）

第八十二条の三　遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十二条第一項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。

一　インマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから、一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「ＭＡＹＤＡＹ」

［二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（使用電波） **第七十条の二**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　無線電話を使用する場合（第三号及び第四号に掲げる場合を除く。）　A三E電波二七、五二四kHz若しくはF三E電波一五六・八MHz又は通常使用する呼出電波 ［2・3　同上］ （遭難信号の前置） **第八十二条の三**　［同上］ 一　インマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから、一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「ＭＡＹＤＡＹ」 ［二　同上］	（使用電波） **第七十条の二**　海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であつて、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。 ［一～三　略］ 四　無線電話を使用する場合（第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）　A三E電波二七、五二四kHz若しくはF三E電波一五六・八MHz又は通常使用する呼出電波 ［2・3　略］ （遭難信号の前置） **第八十二条の三**　遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十二条第一項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。 一　インマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから、一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「ＭＡＹＤＡＹ」 ［二　略］
（義務船舶局等の無線設備の条件） **第三十八条**　［略］ ［2　略］ 3　法第三十三条の規定により義務船舶地球局（法第十三条第二項の船舶地球局をいう。）に備えるインマルサット船舶地球局及びインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。 ［一・二　略］ ［4　略］ **第三十八条の二**　義務船舶局等（法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備の電源は、その船舶の航行中、これらの設備を動作させ、かつ、同時に無線設備の電源用蓄電池を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。 ［2　略］	（義務船舶局等の無線設備の条件） **第三十八条**　［同上］ ［2　同上］ 3　施行規則第二十八条の二第一項のインマルサット船舶地球局及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。 ［一・二　同上］ ［4　同上］ **第三十八条の二**　義務船舶局等（法第三十四条の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備の電源は、その船舶の航行中、これらの設備を動作させ、かつ、同時に無線設備の電源用蓄電池を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。 ［2　同上］

第三十八条の三　旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

［一　略］

二　次に掲げる無線設備のいずれかのもの

イ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五Hzから三、九〇〇Hzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号の義務船舶局又は同項第三号の義務船舶局等のものに限る。）

ロ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五Hzから二六、一七五Hzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第三号の義務船舶局等のものに限る。）

ハ　船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条第一項第三号⑷㈦の船舶地球局のものに限る。）

［三　略］

第三十八条の四　［略］

［2　略］

3　義務船舶局等に備えなければならない衛星非常用位置指示無線標識及び第四十五条の三の五に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。

［4　略］

（船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四　［略］

［2～4　略］

5　高機能グループ呼出受信機は、第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～三　略］

四　第二項第二号に掲げる条件（インマルサット高機能グループ呼出受信機に限る。）

［五　略］

［6　略］

（ナブテックス送信装置）

第四十条の九　F一B電波五一八Hzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～四　略］

2　F一B電波四二四Hzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、前項第一号（イを除く。）、第二号及び第三号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三十八条の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

イ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五Hzから三、九〇〇Hzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号又は第三号の義務船舶局のものに限る。）

ロ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五Hzから二六、一七五Hzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第七項の義務船舶局のものに限る。）

ハ　船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局のものに限る。）

［三　同上］

第三十八条の四　［同上］

［2　同上］

3　義務船舶局に備えなければならない衛星非常用位置指示無線標識及び第四十五条の三の五に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。

［4　同上］

（船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

［一～三　同上］

四　第二項第二号に掲げる条件（インマルサット高機能グループ呼出受信機に限る。）

［五　同上］

［6　同上］

（ナブテックス送信装置）

第四十条の九　F一B電波五一八Hzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～四　同上］

2　F一B電波四二四Hzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、前項第一号（イを除く。）、第二号及び第三号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一・二　同上］

（電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部改正）

第五条　電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（高さの算定） **第三条**　法第百二条の三第一項に規定する地表又は水面からの高さの算定については、工作物の敷地に接する道路の路面の中心の位置（当該工作物の敷地に接する道路がない場合は、当該工作物が周囲の地面と接する位置）のうち最低のもの又は当該工作物に接する水面からの高さによるものとする。	（高さの算定） **第三条**　法第百二条の三第一項に規定する地表からの高さの算定については、工作物の敷地に接する道路の路面の中心の位置（当該工作物の敷地に接する道路がない場合は、当該工作物が周囲の地面と接する位置）のうち最低のものからの高さによるものとする。
（施工中となる準備の完了） **第六条**　法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があつたこととする。	（施工中となる準備の完了） **第六条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による港湾管理者（同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十一条において同じ。）の許可（港湾区域内の水域の占用に係るものに限る。）	［新設］
五　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣の許可	［新設］
六　都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾法第二条第三項の港湾区域、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の一級河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この号において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法第百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）	［新設］
（工事等の届出） **第八条**　法第百二条の三第一項、第二項（同条第六項及び第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定による届出は、それぞれ別表第一号、第二号又は第三号の様式による届書に当該高層建築物等に係る次の図面（法第百二条の三第二項の規定による届出については変更後の図面）を添えて行なうものとする。この場合において、同条第五項の規定による届出については、当該届出に係る指定行為が施工中であることを証する書面を当該届書に添付しなければならない。	（工事等の届出） **第八条**　［同上］
一　設置場所付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示するほか、水上に設置される高層建築物等にあつては経緯度を明示すること。）	一　敷地付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
二　配置図（縮尺、方位及び設置場所内の位置を明示すること。）	二　配置図（縮尺、方位及び敷地内における位置を明示すること。）
［三　略］	［三　同上］

（書類の提出）

第十一条　法第百二条の三、第百二条の四若しくは第百二条の九又は前条の規定により総務大臣に提出する書類は、高層建築物等の施工地、所在地又は第六条第四号の許可を行う港湾管理者である地方公共団体（港湾管理者が港湾法第四条第一項の規定による港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域若しくは同条第六号の許可を行う都道府県知事が管轄する区域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第九条に規定する協議会を組織することができる関係都道府県知事が管轄する区域を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由するものとする。

別表第一号様式（第八条参照）

高層建築物等予定工事届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

1	建築主住所氏名（注１）	電話
2	工事請負人住所氏名（注１、注４）	電話
3	工事下請人住所氏名（注１、注４）	電話
4	工事の種別	
5	設置場所の位置（注５）	
6	高層建築物等の最高部の高さ（注６）	
7	高層部分の構造及び主要材料	
8	工事着手予定年月日	
9	工事完了予定年月日	
10	その他参考となる事項（注３、注４）	

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～３　略］

４　工事請負人住所氏名欄（工事下請人がいる場合は、工事下請人住所氏名欄を含む。）を未定として届け出る場合は、当該欄に未定と記載し、工事請負契約の予定年月日をその他参考となる事項欄に記載するとともに、次に掲げるいずれかの高層建築物等に係る書類を添付すること。

［(1)～(6)　略］

（書類の提出）

第十一条　法第百二条の三、第百二条の四若しくは第百二条の九又は前条の規定により総務大臣に提出する書類は、高層建築物等の施工地又は所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由するものとする。

別表第一号様式（第八条参照）

高層建築物等予定工事届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

1	建築主住所氏名（注１）	電話	番
2	工事請負人住所氏名（注１、注４）	電話	番
3	工事下請人住所氏名（注１、注４）	電話	番
4	工事の種別		
5	敷地の位置（地名・地番）		
6	高層建築物等の最高部の地表高及び海抜高		
7	高層部分の構造及び主要材料		
8	工事着手予定年月日		
9	工事完了予定年月日		
10	その他参考となる事項（注３、注４）		

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～３　同左］

４　［同左］

［(1)～(6)　同左］

⑺　港湾法第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可（港湾区域内の水域の占用に係るものに限る。）の通知の写し　［新設］

⑻　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八条第六項の規定による公告の写し　［新設］

⑼　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可の通知の写し　［新設］

⑽　都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾法第二条第三項の港湾区域、海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法第四条第一項の一級河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この別表において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法第百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）の通知の写し　［新設］

5　高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地名及び地番を記載し、水上に設置されるものにあつては複数の地点を結んだ線により囲まれる区域を経緯度（世界測地系（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系をいう。）に従つて測定された経緯度をいう。）を用いて記載すること。　［新設］

6　高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地表からの高さ及び海抜高、水上に設置されるものにあつては水面からの高さを記載すること。　［新設］

別表第二号様式（第八条参照）

高層建築物等変更届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

長　高層建築物等について、　年　月　日届け出た事項を次のとおり変更するの
第百二条の三第二項
で、電波法第百二条の三第六項の規定により、（別紙の図面を添えて）届けます。
第百二条の四第二項

辺

1　建築主住所氏名（注１）	電話
2　届出済みの設置場所の位置（注３）	
3　変更の内容（新旧対照を含む。）	
4　その他参考となる事項	

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

別表第二号様式（第八条参照）

高層建築物等変更届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

長　高層建築物等について、　年　月　日届け出た事項を次のとおり変更するの
第百二条の三第二項
で、電波法第百二条の三第六項の規定により、（別紙の図面を添えて）届けます。
第百二条の四第二項

辺

1　建築主住所氏名（注１）	電話　番
2　届出済みの敷地の位置（地名・番号）	
3　変更の内容（新旧対照を含む。）	
4　その他参考となる事項	

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　同左］

3　高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地名及び地番を記載し、水上に設置されるものにあつては複数の地点を結んだ線により囲まれる区域を経緯度（世界測地系（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系をいう。）に従つて測定された経緯度をいう。）を用いて記載すること。

別表第三号様式（第八条参照）

高層建築物等工事計画届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

施工中の高層建築物等の工事計画は次のとおりであるので、電波法第百二条の三第五項の規定により、別紙の図面及び施工中であることを証する書面を添えて届けます。

長

1	建築主住所氏名（注１）	電話
2	工事請負人住所氏名（注１）	電話
3	工事下請人住所氏名（注１）	電話

辺

4	工事の種別
5	設置場所の位置（注４）
6	高層建築物等の最高部の高さ（注５）
7	高層部分の構造及び主要材料
8	電波法による伝搬障害の防止に関する規則第六条各号のいずれかに規定する処分を受けた年月日
9	工事着手予定年月日
10	工事完了予定年月日
11	その他参考となる事項（注３）

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～３　略］

4　高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地名及び地番を記載し、水上に設置されるものにあつては複数の地点を結んだ線により囲まれる区域を経緯度（世界測地系（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系をいう。）に従つて測定された経緯度をいう。）を用いて記載すること。

5　高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地表からの高さ及び海抜高、水上に設置されるものにあつては水面からの高さを記載すること。

［新設］

別表第三号様式（第八条参照）

高層建築物等工事計画届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

施工中の高層建築物等の工事計画は次のとおりであるので、電波法第百二条の三第五項の規定により、別紙の図面及び施工中であることを証する書面を添えて届けます。

長

1	建築主住所氏名（注１）	電話	番
2	工事請負人住所氏名（注１）	電話	番
3	工事下請人住所氏名（注１）	電話	番

辺

4	工事の種別
5	敷地の位置（地名・地番）
6	高層建築物等の最高部の地表高及び海抜高
7	高層部分の構造及び主要材料
8	電波法による伝搬障害の防止に関する規則第六条各号のいずれかに規定する処分を受けた年月日
9	工事着手予定年月日
10	工事完了予定年月日
11	その他参考となる事項（注３）

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～３　同左］

［新設］

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第六条　特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（無線局の目的） **第三条**　次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。 ［一～四　略］ 五　放送用　放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。 ［削る］	（無線局の目的） **第三条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　中波放送用　中波放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。 六　短波放送用　短波放送（電波法施行規則第二条第一項第二十四号の二に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［削る］	七　超短波放送用　超短波放送又は超短波多重放送（超短波放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であって、超短波放送に該当しないものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［削る］	八　テレビジョン放送用　テレビジョン放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［削る］	九　受信障害対策放送用　法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送であって、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送の受信障害の解消を目的とする放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［削る］	十　データ放送用　データ放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するものをいう。）を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。
［略］	十一　［同上］
七　［略］	十二　［同上］
八　［略］	十三　［同上］
（無線局の区分） **第四条**　法第七十一条の二第一項第一号イの無線局の区分は、次のとおりとする。 ［一～三十　略］ 三十一　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的が放送用であるもの	（無線局の区分） **第四条**　法第七十一条の二第一項第一号の無線局の区分は、次のとおりとする。 ［一～三十　同上］ 三十一　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的が中波放送用であるもの 三十二　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的が短波放送用であるもの 三十三　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的が超短波放送用であるもの
［削る］	
［削る］	

［削る］	三十四　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的がテレビジョン放送用であるもの
［削る］	三十五　無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線局の目的が受信障害対策放送用であるもの
三十二　無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であって、無線局の目的が放送用であるもの	三十六　無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であって、無線局の目的が超短波放送用であるもの
［削る］	三十七　無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であって、無線局の目的がテレビジョン放送用であるもの
［削る］	三十八　無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であって、無線局の目的がデータ放送用であるもの
三十三～五十六　［略］	三十九～六十二　［同上］
2　前項の規定にかかわらず、法第七十一条の二第一項第一号イの無線局の区分は、前項各号に掲げる無線局の区分を二以上組み合わせたものとすることができる。	2　前項の規定にかかわらず、法第七十一条の二第一項第一号の無線局の区分は、前項各号に掲げる無線局の区分を二以上組み合わせたものとすることができる。
（給付金の支給基準）	（給付金の支給基準）
第六条の二　法第七十一条の三第四項の給付金の支給に関する基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。	**第六条の二**　［同上］
一　法第七十一条の二第一項第一号ハに規定する周波数若しくは空中線電力の変更又は無線設備の代替有線設備への変更をしようとする無線局の免許人が当該無線局の周波数若しくは空中線電力の変更又は無線設備の代替有線設備への変更に必要な無線設備の変更の工事をしようとすること。	一　法第七十一条の二第一項第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更をしようとする無線局の免許人が当該無線局の周波数又は空中線電力の変更に必要な無線設備の変更の工事をしようとすること。
二　法第七十一条の二第一項第二号ロに規定する共同利用促進設備又は代替有線設備への変更をしようとする無線局の免許人が当該無線局の無線設備の共同利用促進設備又は代替有線設備への変更に必要な無線設備の変更の工事をしようとすること。	［新設］
三　前二号の変更又は当該変更に伴い連鎖的に生じる周波数若しくは空中線電力の変更若しくは代替有線設備若しくは共同利用促進設備への変更が無線局の運用を阻害することのないようにするため、無線設備の変更の工事をする必要のある免許人が当該無線局の無線設備の変更の工事をしようとすること。	二　前号の周波数若しくは空中線電力の変更又は当該変更に伴い連鎖的に生じる周波数若しくは空中線電力の変更が無線局の運用を阻害することのないようにするため、無線設備の変更の工事をする必要のある免許人が当該無線局の無線設備の変更の工事をしようとすること。
四　前三号の変更が受信設備（特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画の変更ごとに総務大臣が指定するものに限る。）の運用を阻害することのないようにするため、当該受信設備の設置者がその運用の確保に必要な受信設備の変更の工事をしようとすること。	三　前二号の周波数又は空中線電力の変更が受信設備（特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画の変更ごとに総務大臣が指定するものに限る。）の運用を阻害することのないようにするため、当該受信設備の設置者がその運用の確保に必要な受信設備の変更の工事をしようとすること。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　改正法第一条の規定による改正前の電波法第十四条第一項の規定により交付された第一条の規定による改正後の電波法施行規則第七条の二に規定する船舶地球局の免許状については、この省令の施行の日以後、当該免許状に記載された免許の有効期間が満了するまでの間は、当該免許状における免許の有効期間は無期限と記載されているものとみなして、電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年総務省令第八十五号）附則第五条の規定を適用する。

3　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法施行規則第二十八条の規定により備え付けている義務船舶局の無線設備の機器については、第一条の規定による改正後の電波法施行規則第二十八条の規定にかかわらず、引き続き当該義務船舶局の無線設備に備え付ける場合に限り、従前の例によることができる。

○農林水産省令第四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十二条第一項、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項、第三十六条第一項第一号、第三十七条第一項、第三十八条の二第一項、第四十六条の二十二第一号及び第五十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（指定家畜集合施設） **第十八条**　法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。 一　（略） 二　（略） 三　都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物 （定期の報告） **第二十一条の五**　法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、これらのうち非商用家畜（牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、エミュー及びだちようにあつては十羽未満を飼養し、かつ、生きた家畜及び乳、卵等の生産物の出荷を行つていない農場で飼養されている家畜をいう。以下同じ。）の所有者については、当該書類を添付することを要しない。 （削る） 一～六　（略） 七　次に掲げる事項（馬の所有者にあつては、リ（防疫のための更衣に関する具体的な方法に限る。）を除く。）を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し イ～ハ　（略） ニ　衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図 ホ～ト　（略） （削る） チ　（略） リ　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 （削る）	（指定家畜集合施設） **第十八条**　法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。 一　（略） 二　（略） 三　都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物 （定期の報告） **第二十一条の五**　法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。 一　衛生管理区域及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図 二～七　（略） 八　次に掲げる事項（馬の所有者にあつては、ト及びリを除く。）を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し イ～ハ　（略） （新設） ニ～ヘ　（略） ト　猫等の愛玩動物の衛生管区域内での飼育禁止 チ　（略） リ　農場における防疫のための更衣 ヌ　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

八　次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面

イ～ニ　（略）

ホ　あひる、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥　一万羽

九　（略）

（報告事項）

第二十一条の六　法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、エミュー及びだちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。）とする。

一～五　（略）

（輸入の禁止）

第四十三条　法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

物	地域	備考（対象とする伝染性疾病）
（略）	（略）	（略）
鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、トルコ、ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストーポリ特別市、ドネツク州及びルハンスク州を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロシア（トゥーラ州及びブリャンスク州に限る。）、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグァム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュー・カレドニア及びニュージーランド以外の地域	高病原性鳥インフルエンザ
（略）	（略）	（略）

九　次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面

イ～ニ　（略）

ホ　あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥　一万羽

十　（略）

（報告事項）

第二十一条の六　法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。）とする。

一～五　（略）

（輸入の禁止）

第四十三条　法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

物	地域	備考（対象とする伝染性疾病）
（略）	（略）	（略）
鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、トルコ、ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストーポリ特別市、ドネツク州及びルハンスク州を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロシア（トゥーラ州及びブリャンスク州に限る。）、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグァム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュー・カレドニア及びニュージーランド以外の地域	高病原性鳥インフルエンザ
（略）	（略）	（略）

（指定検疫物）

第四十五条　法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一　次に掲げる動物及びその死体

イ　（略）

ロ　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ～ホ　（略）

二　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三～八　（略）

（動物の輸入に関する届出）

第四十七条の二　法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

一　（略）

二　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類

三　（略）

（検査のための係留期間）

第五十条　法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）につき、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	十日（初生ひなの輸入の場合は十四日、輸出の場合は二日）
（略）	（略）

2～6　（略）

（適用除外となる病原体）

第五十六条の三十四　法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　生物学的製剤（動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第二百十三条第四号の生物学的製剤に限る。）又は再生医療等製品（同令第二百十四条各号の再生医療等製品に限る。）に含まれている病原体

五　（略）

（指定検疫物）

第四十五条　法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一　次に掲げる動物及びその死体

イ　（略）

ロ　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ～ホ　（略）

二　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三～八　（略）

（動物の輸入に関する届出）

第四十七条の二　法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

一　（略）

二　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類

三　（略）

（検査のための係留期間）

第五十条　法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）につき、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	十日（初生ひなの輸入の場合は十四日、輸出の場合は二日）
（略）	（略）

2～6　（略）

（適用除外となる病原体）

第五十六条の三十四　法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　生物学的製剤（動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第二百十三条第一項第四号の生物学的製剤に限る。）又は再生医療等製品（同令第二百十四条第一項各号の再生医療等製品に限る。）に含まれている病原体

五　（略）

（動物用生物学的製剤の指定）

第五十七条　法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

一　日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない動物用生物学的製剤（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。）

二　（略）

別表第二（第二十一条関係）

家畜の種類	飼養衛生管理基準
一　牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	第一　家畜防疫に関する基本的事項 1　（略） （家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践） 2　飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。 （飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底） 3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。 (1)～(3)　（略） (4)　衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図 (5)～(7)　（略） （削る） (8)　（略） (9)　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 （削る）

（動物用生物学的製剤の指定）

第五十七条　法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

一　日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない動物用生物学的製剤（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。）

二　（略）

別表第二（第二十一条関係）

家畜の種類	飼養衛生管理基準
一　牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	第一　家畜防疫に関する基本的事項 1　（略） （家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践） 2　飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。 （飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底） 3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。 (1)～(3)　（略） （新設） (4)～(6)　（略） (7)　猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 (8)　（略） (9)　農場における防疫のための更衣 (10)　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　導入、出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日

（削る）

(4)・(5)　（略）

（大規模所有者が講ずる措置）

5　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1)　（略）

(2)　畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜（牛にあつては月齢が満四月以上のものに限る。）の頭数の合計が二百頭（第二十一条の五第八号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあつては、三千頭）を超えないこと。）。

6　（略）

（家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備）

7　家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まつているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる16及び21について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

8　（略）

（分割管理を導入する際の措置）

9　口蹄疫等の発生時の影響の緩和を図るため、衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理することに取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。

10～13　（略）

（飼養する家畜の健康観察）

14　他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4)　出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5)・(6)　（略）

（大規模所有者が講ずる措置）

5　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1)　（略）

(2)　畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜（牛にあつては月齢が満四月以上のものに限る。）の頭数の合計が二百頭（第二十一条の五第九号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあつては、三千頭）を超えないこと。）。

6　（略）

（家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備）

7　家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まつているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14及び21について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

8　（略）

（新設）

9～12　（略）

（新設）

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

15～17　（略）

18　衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

19　（略）

（他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

20　他の畜産関係施設等で使用し、若しくは使用したおそれがある物品又は過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（削る）

（削る）

21　（略）

（削る）

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

22・23　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

24　飼養管理に使用する器具は畜舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

13～15　（略）

16　衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

17　（略）

（他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

18　他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

19　過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

20　飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

21　（略）

（家畜に関する事項）

（家畜を導入する際の健康観察等）

22　他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

23・24　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

25　飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

（削る）

25　（略）

（給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止）

26　畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家畜に給与する場合には、これを消毒すること。

27　（略）

（衛生管理区域内の整理整頓、畜舎等施設の清掃及び消毒）

28　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行つて、敷地及び畜舎等の施設を定期的に消毒すること。

（削る）

（削る）

（削る）

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

29　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させ、当該衛生管理区域内において病原体による汚染がない状況で出口において手袋を外す場合を除く。）。

30　（略）

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

31　衛生管理区域から家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあつては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあつては、漏出が生じないようにすること。

（削る）

32・33　（略）

（畜舎外での病原体による汚染防止）

26　家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込まないこと。

27　（略）

（給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）

28　畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

29　（略）

（衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）

30　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。

（畜舎等施設の清掃及び消毒）

31　畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

〔家畜に関する事項〕

（毎日の健康観察）

32　毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

33　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

34　（略）

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

35　家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（家畜の出荷又は移動時の健康観察）

36　家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

37・38　（略）

二　豚及びいのしし

第一　家畜防疫に関する基本的事項

1　（略）

（家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践）

2　飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1)～(3)　（略）

(4)　衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図

(5)～(7)　（略）

（削る）

(8)　（略）

(9)　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

（削る）

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　導入、出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日

（削る）

(4)・(5)　（略）

二　豚及びいのしし

第一　家畜防疫に関する基本的事項

1　（略）

（家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践）

2　飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1)～(3)　（略）

（新設）

(4)～(6)　（略）

(7)　猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

(8)　（略）

(9)　農場における防疫のための更衣

⑽　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4)　出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5)・(6)　（略）

（大規模所有者が講ずる措置）

5　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1)・(2)　（略）

(3)　大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資材、機材等の準備及び家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。

6　（略）

（家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備）

7　家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる16、22、25、27及び28について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

8　（略）

（分割管理を導入する際の措置）

9　豚熱等の発生時の影響の緩和を図るため、衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理することに取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。

10　（略）

（埋却等に備えた措置）

11　法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設（以下11において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。

12・13　（略）

（飼養する家畜の健康観察）

14　他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

（大規模所有者が講ずる措置）

5　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1)・(2)　（略）

(3)　大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。

6　（略）

（家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備）

7　家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14、22、26、28及び29について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

8　（略）

（新設）

9　（略）

（埋却等に備えた措置）

10　法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設（以下10において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。

11・12　（略）

（新設）

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

15～17　（略）

18　衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

19　（略）

（他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

20　他の畜産関係施設等で使用し、若しくは使用したおそれがある物品又は過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（削る）

（削る）

21・22　（略）

（衛生管理区域への野生動物の侵入防止）

23　野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。）その他の必要な措置を講ずること。定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

13～15　（略）

16　衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

17　（略）

（他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

18　他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

19　過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

20　飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

21・22　（略）

（衛生管理区域への野生動物の侵入防止）

23　野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。）その他の必要な措置を講ずること。定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。

（削る）

（削る）

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

24・25　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

26　飼養管理に使用する器具は畜舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

（畜舎外での病原体による汚染防止）

27　大臣指定地域においては、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組）

28　野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。以下この項において同じ。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備並びに当該設備が設置された畜舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。

（給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止）

29　畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家畜に給与する場合には、これを消毒すること。

（ねずみ及び害虫の駆除）

30　ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。

〔家畜に関する事項〕

（家畜を導入する際の健康観察等）

24　他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

25・26　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

27　飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

（畜舎外での病原体による汚染防止）

28　家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組）

29　野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。以下この項において同じ。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。

（給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）

30　畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

（ねずみ及び害虫の駆除）

31　ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

（衛生管理区域内の整理整頓、畜舎等施設の清掃及び消毒）

31　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行つて、敷地及び畜舎等の施設を定期的に消毒すること。

（削る）

（削る）

（削る）

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

32　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させ、当該衛生管理区域内において病原体による汚染がない状況で出口において手袋を外す場合を除く。）。

33　（略）

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

34　衛生管理区域から家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあつては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあつては、漏出が生じないようにすること。

（削る）

35・36　（略）

三　鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

第一　家畜防疫に関する基本的事項

1　（略）

（家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践）

2　飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

（衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）

32　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。

（畜舎等施設の清掃及び消毒）

33　畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

〔家畜に関する事項〕

（毎日の健康観察）

34　毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

35　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

36　（略）

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

37　家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（家畜の出荷又は移動時の健康観察）

38　家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

39・40　（略）

三　鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

第一　家畜防疫に関する基本的事項

1　（略）

（家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践）

2　飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1)～(3)　（略）

(4)　消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図

(5)～(7)　（略）

（削る）

(8)　（略）

(9)　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

（削る）

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)　衛生管理区域（8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入つた者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入つた者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(2)　（略）

(3)　導入、出荷又は移動を行つた家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日

（削る）

(4)・(5)　（略）

（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1)～(3)　（略）

（新設）

(4)～(6)　（略）

(7)　猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

(8)　（略）

(9)　農場における防疫のための更衣

(10)　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)　衛生管理区域（7に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入つた者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入つた者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(2)　（略）

(3)　導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4)　出荷又は移動を行つた家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5)・(6)　（略）

（大規模所有者が講ずる措置）

5　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1)　（略）

(2)　家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。）。

(3)　大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、以下の措置を講ずること。

①　衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理すること（以下この項において「分割管理」という。）の導入について検討すること。

②　監視伝染病の発生に備えた対応計画（防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資材、機材等の準備及び家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。

③　飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報に基づき、適切な時期に、ウインドウレス鶏舎やその周辺において粉じん、羽毛等を介した病原体の家きん舎への侵入を抑制する措置を講ずること。（ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りでない。）

6　（略）

（家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備）

7　家きんの所有者は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる10及び21について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

8　（略）

（分割管理を導入する際の措置）

9　高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。

（消毒等の実施に備えた措置）

10　大臣指定地域にあつては、法第三十条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄その他の必要な準備措置を講ずること。

11　法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設（以下11において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保

（大規模所有者が講ずる措置）

5　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1)　（略）

(2)　家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。）。

(3)　大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。

（新設）

（新設）

6　（略）

（新設）

（新設）

7　（略）

（新設）

（新設）

8　法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設（以下8において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保

が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。

12・13　（略）

（飼養する家きんの健康観察）

14　他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家きんの健康観察（家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

15～17　（略）

（衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用）

18　衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

19　（略）

（他の畜産関係施設などで使用した物品などを衛生管理区域に持ち込む際の措置）

20　他の畜産関係施設等で使用し、若しくは使用したおそれがある物品又は過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（削る）

が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。

9・10　（略）

（新設）

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

11～13　（略）

（衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用）

14　衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

15　（略）

（他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

16　他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

17　過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（削る）

〔野生動物に関する事項〕

（農場周辺の状況把握）

21　大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討すること。

（削る）

（削る）

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

22・23　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

24　飼養管理に使用する器具は家きん舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的にすること。

（削る）

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕）

25　野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫、調整池等の農場敷地内の水場等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備並びに当該設備が設置された家きん舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

（給餌設備、給水設備等への病原体による汚染の防止）

26　家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家きんに給与する場合には、これを消毒すること。

（ねずみ及び害虫の駆除）

27　ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

18　飼養する家きんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

（新設）

（新設）

〔家きんに関する事項〕

（家きんを導入する際の健康観察等）

19　他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

20・21　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

22　飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。

（家きん舎外での病原体による汚染防止）

23　家きんの飼養管理に必要のない物品を家きん舎に持ち込まないこと。

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕）

24　野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

（給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）

25　家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

（ねずみ及び害虫の駆除）

26　ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

（衛生管理区域内の整理整頓、家きん舎等施設の清掃及び消毒）

28　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行つて、敷地及び家きん舎等の施設を定期的に消毒すること。

（削る）

（削る）

（削る）

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

29　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させ、当該衛生管理区域内において病原体による汚染がない状況で出口において手袋を外す場合を除く。）。

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

30　（略）

（衛生管理区域から家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあつては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家きんの死体又は排せつ物を持ち出す場合にあつては、漏出が生じないようにすること。

（削る）

32・33　（略）

四　馬

第一　家畜防疫に関する基本的事項

1　（略）

（家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践）

2　飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。

（衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）

27　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。

（家きん舎等施設の清掃及び消毒）

28　家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

（家きんに関する事項）

（毎日の健康観察）

29　毎日、飼養する家きんの健康観察（家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

30　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

31　（略）

（衛生管理区域から家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（家きんの出荷又は移動時の健康観察）

33　家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

34・35　（略）

四　馬

第一　家畜防疫に関する基本的事項

1　（略）

（家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践）

2　飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。

これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1)～(3)　（略）

(4)　衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図

(5)～(9)　（略）

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　導入、出荷又は移動を行つた馬の種類、頭数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日

（削る）

(4)・(5)　（略）

5・6　（略）

〔馬に関する事項〕

（飼養する馬の健康観察）

7　他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うとともに、馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

8～11　（略）

これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1)～(3)　（略）

（新設）

(4)～(8)　（略）

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　導入した馬の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4)　出荷又は移動を行つた馬の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5)・(6)　（略）

5・6　（略）

（新設）

（新設）

第二　衛生管理区域への病原体の侵入防止

7～10　（略）

（他の馬の飼養施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

12　他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品及び過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（削る）

（削る）

（削る）

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

13・14　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

15　飼養管理に使用する器具は厩舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換又は消毒をすること。

（削る）

16　（略）

（給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止）

17　厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を馬に給与する場合には、これを消毒すること。

（衛生管理区域内の整理整頓、厩舎等施設の清掃及び消毒）

18　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに厩舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行つて、敷地及び厩舎等の施設を定期的に消毒すること。

（削る）

（他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

11　他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

12　過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

13　飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

（馬に関する事項）

（馬を導入する際の健康観察等）

14　他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

15・16　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

17　飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換又は消毒をすること。

（厩舎外での病原体による汚染防止）

18　馬の飼養管理に必要のない物品を厩舎に持ち込まないこと。

19　（略）

（給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）

20　厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

（衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）

21　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。

（厩舎等施設の清掃及び消毒）

22　厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

（削る）

（削る）

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

19・20　（略）

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

21　衛生管理区域から馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、馬の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあつては、漏出が生じないようにすること。

（削る）

22　（略）

五　非商用家畜

第一　家畜防疫に関する基本的事項

（飼養する家畜の健康観察）

1　他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家畜を衛生管理区域又は専ら住居の用に供する畜舎等の敷地（以下この項において「衛生管理区域等」という。）外へ移動させる場合は、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

（獣医師等の健康管理指導）

2　農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

（密飼いの防止）

3　家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

第二　衛生管理区域等への病原体の侵入防止

（衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等）

4　衛生管理区域を設定し、入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

（馬に関する事項）

（毎日の健康観察）

23　毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

24・25　（略）

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

26　馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（馬の出荷又は移動時の健康観察）

27　馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

28　（略）

（新設）

（新設）

（衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用）

5　衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域に退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

（他の農場等に持ち込んだ物品等を衛生管理区域等に持ち込む際の措置）

6　他の農場等で使用し、又は使用したおそれのある物品は、原則、衛生管理区域等内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。衛生管理区域内に車両が立ち入る場合にあつては、衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

第三　衛生管理区域等内における病原体による汚染拡大防止

（畜舎及び器具の清掃又は消毒の実施）

7　畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

（野生動物の侵入防止及び害虫の駆除）

8　畜舎に野生動物が侵入しないよう、開口部に防鳥ネットその他の必要な措置を講ずること。はえ、蚊等の害虫の侵入防止に努め、必要に応じて駆除すること。

（飼料・飲水の病原体による汚染の防止）

9　畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家畜に給与する場合には、これを消毒すること。

第四　衛生管理区域等外への病原体の拡散防止
（衛生管理区域等から搬出する物品の消毒等）
10　衛生管理区域等から家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあつては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあつては、漏出が生じないようにすること。
（家畜防疫に関する最新情報の把握並びに特定症状が確認された場合の早期通報及び移動の停止）
11　家畜保健衛生所から提供される情報、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、飼養する家畜の伝染性疾病に関する最新の情報を積極的に把握すること。飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するとともに、農場から家畜及びその死体並びに排せつ物の移動を行わないこと。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定　公布の日

二　別表第二の三の項の改正規定中10及び21に係る部分　令和八年一月一日

三　第四十三条、第四十五条、第四十七条の二及び第五十条の改正規定、別表第二の三の項の改正規定中５（３）③に係る部分並びに同表第二の四の項の次に五の項を加える改正規定　令和八年十月一日

（経過措置）

2　この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（次項において「新規則」という。）第四十七条の二第二号に掲げる動物（エミューに限る。次項において同じ。）を輸入しようとする者は、この省令の施行前においても、家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定の例により、動物検疫所に届け出ることができる。

3　新規則第四十七条の二第二号に掲げる動物についての家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定による届出は、その動物を積載した船舶又は航空機が令和八年十一月九日までの間に新規則第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなっているときは、新規則第四十七条の三の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、新規則別記様式第二十一号の三による書面によりしなければならない。

法規的告示

○内閣府告示第百二十四号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和七年九月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て

支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。また、平成二十八年四月及び令和元年十月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設された。令和七年四月及び令和八年四月には、法の一部改正により、新たに妊婦のための支援給付及び乳児等のための支援給付がそれぞれ創設された。

［第二段落　略］

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育又は乳児等通園支援（以下「教育・保育等」という。）並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）を定めることとされている。

この基本指針は、この新たな制度の下、法第六十条に基づき、教育・保育等の提供体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）の記載事項等を定め、もって教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的とするものである。

目次

第一　［略］
第二　教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
一　教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方
二　子ども・子育て支援の提供に当たっての関係者の連携及び協働
［1・2　略］
3　教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供に係る関係者の連携及び協働
［4・5　略］
第三　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
一　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
［1・2　略］
3　教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握
［4～6　略］

支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。また、平成二十八年四月及び令和元年十月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設された。

［第二段落　同上］

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第七条第十項第五号に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）を定めることとされている。

この基本指針は、この新たな制度の下、法第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）の記載事項等を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的とするものである。

目次

第一　［同上］
第二　教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
一　教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方
二　子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働
［1・2　同上］
3　教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供に係る関係者の連携及び協働
［4・5　同上］
第三　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
一　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
［1・2　同上］
3　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握
［4～6　同上］

二　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

１　［略］

２　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

３　各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

４　［略］

５　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

７　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

三　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

１　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の円滑な利用の確保に関する事項

［２～４　略］

四　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

［１・２　略］

３　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

４　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

５　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

６　特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

７　［略］

五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

１　［略］

２　教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項

３　［略］

六　［略］

［第四～第六　略］

別表第一　［略］

別表第二　教育・保育の参酌標準

別表第二の二　乳児等通園支援の参酌標準

［別表第三～別表第七　略］

二　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

１　［同上］

２　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

３　［同上］

４　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

三　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

１　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

［２～４　同上］

四　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

［１・２　同上］

３　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

４　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

５　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

６　［同上］

五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

１　［同上］

２　教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項

３　［同上］

六　［同上］

［第四～第六　同上］

別表第一　［同上］

別表第二　教育・保育の参酌標準

［別表第三～別表第七　同上］

第一　子ども・子育て支援の意義に関する事項

［略］

一　子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

［第一段落　略］

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合は依然として高い水準にある。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が一定程度存在している。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として待機児童が存在している。

［第三段落～第六段落　略］

二　子どもの育ちに関する理念

［第一段落～第五段落　略］

以上に述べたような乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

［第七段落・第八段落　略］

三　子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

［第一段落～第八段落　略］

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子ども・子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材をいかしていくことに留意することが重要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「令和七年改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下同じ。）等子どもの育ちを支援する者

第一　子ども・子育て支援の意義に関する事項

［同上］

一　子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

［第一段落　同上］

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合は依然として高い水準にある。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が一定程度存在している。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在している。

［第三段落～第六段落　同上］

二　子どもの育ちに関する理念

［第一段落～第五段落　同上］

以上に述べたような乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

［第七段落・第八段落　同上］

三　子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

［第一段落～第八段落　同上］

また、教育・保育施設（法第七条第四項に規定する教育・保育施設をいう。以下同じ。）を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材をいかしていくことに留意することが重要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である。

の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育等その他の子ども・子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である。

四　社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

［第二段落・第三段落　略］

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子ども・子育て支援に役割を果たしていくことも重要である。ＰＴＡ活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要である。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要である。

［第五段落　略］

第二　教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

一　教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方

［第一段落・第二段落　略］

具体的には、市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画を基に、質の高い教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

［第五段落・第六段落　略］

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を作成し、当該計画を基に、質の高い教育・保育等が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の確保及び資質の向上に係る方策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行う。

［第八段落　略］

四　社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

［第二段落・第三段落　同上］

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要である。ＰＴＡ活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要である。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要である。

［第五段落　同上］

第二　教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

一　教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方

［第一段落・第二段落　同上］

具体的には、市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

［第五段落・第六段落　同上］

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る方策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行う。

［第八段落　同上］

また、子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育等その他の子ども・子育ての質の確保及び向上を図ることが必要である。具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育等に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育事業を行う者をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援事業（乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）並びに子ども・子育て支援施設等に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供を図り、市町村及び都道府県は、これらの事項について、子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載する。このほか、市町村は、障害児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども、外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等その他の子ども・子育て支援を利用できるようにするために必要な配慮を行うとともに、市町村、都道府県及び国は、必要な支援を行うことが求められる。

教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者は、教育・保育等の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国はこのために必要な支援を行う。

［第十一段落・第十二段落　略］

二　子ども・子育て支援の提供に当たっての関係者の連携及び協働

質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することが望ましい。

1　市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするものであり、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化される。そのため、教育・保育等その他の子ども・子育て支援を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども等に係る施策との緊密な連携を推進することが求められる。また、家庭教育の支援施策を行う市町村の関係部局との密接な連携を図ることが望ましい。

市町村及び都道府県は、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供を目指す子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、例えば、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化する、幼児教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国はこのために必要な支援を行う。

［第十一段落・第十二段落　同上］

二　子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することが望ましい。

1　市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするものであり、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化される。そのため、教育・保育その他の子ども・子育て支援を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども（法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）等に係る施策との緊密な連携を推進することが求められる。また、家庭教育の支援施策を行う市町村の関係部局との密接な連携を図ることが望ましい。

市町村及び都道府県は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を目指す子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、例えば、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化する、幼児教育セ

育センターとしての機能を担う体制を整備する、関係部局の併任職員を配置するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の実施を図ることが望ましい。ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意すること。

2　市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供の責務を有し、教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者並びに子ども・子育て支援施設等について、法第二十七条第一項、第二十九条第一項及び第五十四条の二第一項並びに第三十条の十一第一項の確認を行うとともに、地域型保育事業を構成する家庭的保育事業（児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）、小規模保育事業（同条第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）、居宅訪問型保育事業（同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）及び事業所内保育事業（同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）並びに乳児等通園支援事業について、同法第三十四条の十五第二項の認可を行う。

［第二段落～第四段落　略］

3　教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供に係る関係者の連携及び協働

市町村は、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援を提供するため、地域の実情に応じて計画的に整備を行う。この場合において、市町村と教育・保育施設、地域型保育事業者、乳児等通園支援事業者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育等の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要である。特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者並びに地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められる。

また、原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要である。この際、円滑な連携が可能となるよう、市町村が積極的に関与することが必要である。

［第四段落　略］

4　［略］

5　教育・保育施設等における事故防止

教育・保育施設、地域型保育事業所（地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、認可外保育施設等においては、子どもが安全・安心で健やかに育つことが重要であり、子どもの死亡事故などの重大事故は本来あってはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、これらの施設及び事業所並びに地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止の取組を進めていく。

育センターとしての機能を担う体制を整備する、関係部局の併任職員を配置するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の実施を図ることが望ましい。ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意すること。

2　市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の責務を有し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者並びに子ども・子育て支援施設等について、法第二十七条第一項及び第二十九条第一項並びに第三十条の十一第一項の確認を行うとともに、地域型保育事業を構成する家庭的保育事業（児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）、小規模保育事業（同条第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）、居宅訪問型保育事業（同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）及び事業所内保育事業（同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）並びに乳児等通園支援事業（同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の認可を行う。

［第二段落～第四段落　同上］

3　教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供に係る関係者の連携及び協働

市町村は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援を提供するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行う。この場合において、市町村と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要である。特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められる。

また、原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要である。この際、円滑な連携が可能となるよう、市町村が積極的に関与することが必要である。

［第四段落　同上］

4　［同上］

5　教育・保育施設等における事故防止

教育・保育施設や認可外保育施設等においては、子どもが安全・安心で健やかに育つことが重要であり、子どもの死亡事故などの重大事故は本来あってはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、教育・保育施設等及び地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止の取組を進めていく。

第三　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1　［略］

2　子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

［略］

㈠・㈡　略

㈢　市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の2の㈡の(1)に規定する市町村域を超えた教育・保育等その他の子ども・子育て支援の利用が行われている場合や、市町村域を超えた地域子ども・子育て支援事業を実施しようとする場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業並びに地域子ども・子育て支援事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

［第三段落～第五段落　略］

3　教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

㈠　現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

㈡　現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）については、市町村は必要に応じて児童福祉法第二十一条の十八第一項に規定する利用の勧奨及び支援（以下「利用勧奨」という。）並びに同条第二項に規定する支援の提供（以下「利用措置」という。）を行うこととされていることから、家庭支援事業の量の見込みの推計に当たっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案すること。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

［第三段落　略］

第三　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1　［同上］

2　子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

［同上］

㈠・㈡　同上

㈢　市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の2の㈡の(1)に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合や、市町村域を超えた地域子ども・子育て支援事業を実施しようとする場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

［第三段落～第五段落　同上］

3　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

㈠　現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

㈡　現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）については、市町村は必要に応じて児童福祉法第二十一条の十八第一項に規定する利用の勧奨及び支援（以下「利用勧奨」という。）並びに同条第二項に規定する支援の提供（以下「利用措置」という。）を行うこととされていることから、家庭支援事業の量の見込みの推計に当たっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案すること。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

［第三段落　同上］

4　計画期間における数値目標の設定

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、二の2の㈠及び4の㈠並びに四の2の㈠に基づき、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

［5・6　略］

二　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

［略］

1　教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の㈡の(2)及び3の㈡の(2)に規定する地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の㈡の(2)及び3の㈡の(2)に規定する地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。また、乳児等通園支援事業の利用の実態が他の子ども・子育て支援の利用の実態と異なる場合には、当該実態に応じて、乳児等通園支援事業に係る教育・保育提供区域を設定することができる。

［第三段落　略］

2　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

㈠　各年度における教育・保育の量の見込み

［略］

(1)　［略］

(2)　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（法第二十九条第三項に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）（満三歳以上限定小規模保育事業（満三歳以上限定小規模保育を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「満三歳以上限定小規模保育事業所」という。）に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

4　計画期間における数値目標の設定

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、二の2の㈠及び3の㈠並びに四の2の㈠に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

［5・6　同上］

二　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

［同上］

1　教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の㈡の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の㈡の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

［第三段落　同上］

2　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

㈠　各年度における教育・保育の量の見込み

［同上］

(1)　［同上］

(2)　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業をいう。以下同じ。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(3)　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　満一歳未満並びに満一歳及び満二歳の区分（以下「年齢区分」という。）ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（事業所内保育の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）（法第四十三条第三項の労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る部分（以下「労働者枠」という。）に限る。）を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(二)　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1)　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

［第一段落～第三段落　略］

また、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（法第四十三条第四項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

［第五段落～第九段落　略］

なお、認可外保育施設の認可施設への移行を支援してきているところであるが、当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする。

ア　［略］

イ　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所に限る。）

ウ　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（労働者枠に係る部分に限る。）を除く。）

(2)　市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア　市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

地域型保育事業について、児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の申請があった場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、同条第五項ただし書（同項第一号及び第三号（地域型保育事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により、当該申請が満三歳以上限定小規模保育事業であるか、満三歳以上限定小規模保育事業であるかの別により、当該申請に係る認可をしないことができる。

すなわち、満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業について認可の申請があった場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る地域型保育事業の開始によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

(3)　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　満一歳未満並びに満一歳及び満二歳の区分（以下「年齢区分」という。）ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所（法第四十三条第一項に規定する事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）にあっては、同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分（以下「労働者枠」という。）を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(二)　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1)　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

［第一段落～第三段落　同上］

また、市町村は、「子育て安心プラン」（平成二十九年六月二日公表）及び「新子育て安心プラン」（令和二年十二月二十一日公表）を踏まえ、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

［第五段落～第九段落　同上］

なお、「子育て安心プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする。

ア　［同上］

イ　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設

ウ　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

(2)　市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア　市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）は、児童福祉法第三十四条の十五第五項の規定により、地域型保育事業に関する認可の申請があった場合において、当該地域型保育事業を行う者が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下イにおいて同じ。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該認可申請に係る地域型保育事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

また、満三歳以上限定小規模保育事業について認可の申請があった場合において、当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所について利用定員（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該申請に係る地域型保育事業を行う事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項各号に掲げる基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、これを認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

イ　子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可に係る需給調整

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、地域型保育事業（⑴により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があったときは、当該申請が満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業に係るものであるか、満三歳以上限定小規模保育事業に係るものであるかの別により、当該申請に係る認可をしないことができる。

すなわち、満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業について認可の申請があった場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る地域型保育事業の開始によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

また、満三歳以上限定小規模保育事業について認可の申請があった場合において、当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）に

イ　子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可申請に係る需給調整

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、地域型保育事業（⑴により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があったときは、市町村長は、認可申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。この場合において、法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、市町村は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る地域型保育事業所の認可を行うことが望ましい。

ついて利用定員（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

これらの場合において、法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、市町村は、地域の実情に応じて、当該申請に係る認可を行うことが望ましい。

ウ　満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業に係る認可については、当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものを除く。以下ウにおいて同じ。）が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、ア及びイにかかわらず、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う。

3　各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

㈠　各年度における乳児等通園支援の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの乳児等通園支援の量の見込みについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育及び乳児等通園支援の利用状況及び乳児等通園支援の利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、乳児等通園支援の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌基準（市町村子ども・子育て支援事業計画において乳児等通園支援の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二の二に掲げるものをいう。別表第一において同じ。）を参考として、必要利用定員総数を定める。

㈡　実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1)　実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、市町村は、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育及び乳児等通園支援の利用状況並びに乳児等通園支援の利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて定めること。また、地域の実情を踏まえ、当該市町村の区域に居住する子どもについて、他の市町村に所在する乳児等通園支援事業所が乳児等通園支援を提供する必要があると考えられる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

また、他の市町村の区域に居住する子どもが当該市町村に所在する乳児等通園支援事業所を利用することが見込まれる場合には、当該利用を乳児等通園支援の提供体制の整備に当たって勘案することが考えられる。

［加える。］

ウ　当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものを除く。以下ウにおいて同じ。）が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、ア及びイにかかわらず、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う。

実際に乳児等通園支援の提供体制を確保するに当たっては、市町村は、乳児等通園支援の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、教育・保育施設及び地域型保育事業者に限らず、多様な事業者の算入を促進する工夫を図ることが必要である。また、障害児、医療的ケア児等特別な支援が必要な子どもが円滑に乳児等通園支援を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況及び乳児等通園支援事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、乳児等通園支援の提供体制を確保すること。なお、障害児、医療的ケア児等特別な支援が必要な子どもが乳児等通園支援を利用する際には、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、認定等を行う窓口において、乳児等通園支援以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うことが望ましい。また、乳児等通園支援事業者は、事業所の設置及び事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

(2)　市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア　市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

乳児等通園支援事業について児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る乳児等通園支援事業所が所在する教育・保育提供区域に所在する乳児等通園支援事業所について法第五十四条の三第二項の規定により定められた利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた法第六十一条第二項第二号の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該申請に係る乳児等通園支援事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、認可するものとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

イ　市町村子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた乳児等通園支援の提供体制の確保の内容に含まれない乳児等通園支援事業の認可に係る需給調整

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳児等通園支援事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている乳児等通園支援事業所の認可が行われる前に、乳児等通園支援事業（実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として当該市町村子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があったときは、市町村長は、当該申請に係る乳児等通園支援事業所が所在する教育・保育提供区域における当該年度の乳児等通園支援事業所（当該市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行っている乳児等通園支援事業所を含む。）の利用定員の総数が、当該市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における当該年度の乳児等通園支援事業所に係る必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

［略］

5 4 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

［第一段落・第二段落　略］

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項並びに第二の一に掲げる教育・保育等その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携・接続の推進方策を定めること。

6 7 ［略］

7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

児童福祉法第六条の三第二十三項の規定のとおり、乳児等通園支援事業が乳児又は幼児であって満三歳未満のものを対象としていることも踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

三　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

［略］

1　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の円滑な利用の確保に関する事項

市町村は、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査等の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の整備を行うこと。

特に、現在、零歳児の子どもの保護者が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要である。

［第三段落　略］

2　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

［略］

㈠・㈡　略

㈢　障害児施策の充実等

［第一段落～第六段落　略］

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定乳児等通園支援事業者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、前掲の施策を踏まえて障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。

［同上］

4 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

［第一段落・第二段落　同上］

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項並びに第二の一に掲げる教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

5 ［同上］

［加える。］

三　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

［同上］

1　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

市町村は、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査等の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うこと。

特に、現在、零歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要である。

［第三段落　同上］

2　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

［同上］

㈠・㈡　同上］

㈢　障害児施策の充実等

［第一段落～第六段落　同上］

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、前掲の施策を踏まえて障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。

3　［略］

4　地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

［略］

㈠　関係機関の連携会議の開催等

［第一段落　略］

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子ども・子育て支援に関わる関係機関（こども家庭センター、地域子育て相談機関、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業者、乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所、児童発達支援センター等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

㈡　関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業の実施に当たり、それぞれ次に定める取組を併せて行うことにより子ども・子育て支援に関わる関係機関の連携を促進することが考えられる。

［⑴～⑶　略］

四　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

［略］

1　区域の設定に関する事項

［第一段落　略］

この場合において、都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、都道府県設定区域は、２の㈡の⑵に規定する教育・保育施設の認可及び認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認可及び認定の区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業所の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

2　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

㈠　各年度における教育・保育の量の見込み

［略］

⑴　［略］

⑵　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

3　［同上］

4　地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

［同上］

㈠　関係機関の連携会議の開催等

［第一段落　同上］

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（こども家庭センター、地域子育て相談機関、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所、児童発達支援センター等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

㈡　関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業の実施に当たり、それぞれ次に定める取組を併せて行うことにより子育て支援に関わる関係機関の連携を促進することが考えられる。

［⑴～⑶　同上］

四　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

［同上］

1　区域の設定に関する事項

［第一段落　同上］

この場合において、都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、都道府県設定区域は、２の㈡の⑵に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

2　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

㈠　各年度における教育・保育の量の見込み

［同上］

⑴　［同上］

⑵　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び国家戦略特別区域小規模保育事業に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(3)　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（労働者枠に係る部分に限る。）を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

㈡　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1)　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

［第一段落・第二段落　略］

この場合において、都道府県は、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

［第四段落　略］

また、幼稚園（特定教育・保育施設に該当しないものを含む。）において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、イに定める確保の内容に含めることができる。また、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による二歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による満三歳未満の子どもの受入れを行う場合には、ウに定める確保の内容に含めることができる。このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。

［第六段落・第七段落　略］

なお、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することを可能とする。

ア　［略］

イ　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所に限る。）

ウ　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（労働者枠に係る部分に限る。）を除く。）

(2)　都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア　都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ｱ)　都道府県知事は、認定こども園法第三条第八項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下(ｱ)において同じ。）に関する認定の申請があった場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設定区域における次のａからｃまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のａからｃまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認定をしないことができる。

(3)　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

㈡　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1)　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

［第一段落・第二段落　同上］

この場合において、都道府県は、「子育て安心プラン」を踏まえ、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

［第四段落　同上］

また、幼稚園（特定教育・保育施設に該当しないものを含む。）において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、イに定める確保の内容に含めることができる。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による二歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による満三歳未満の子どもの受入れを行う場合には、ウに定める確保の内容に含めることができる。このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。

［第六段落・第七段落　同上］

なお、「子育て安心プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することを可能とする。

ア　［同上］

イ　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設

ウ　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

(2)　都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア　都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ｱ)　都道府県知事は、認定こども園法第三条第八項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下(ｱ)において同じ。）に関する認定の申請があった場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設定区域における次のａからｃまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のａからｃまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、認定こども園の認定をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該申請に係る認定こども園が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同条第一項又は第三項の条例で定める基準に適合している場合は認定するものとすることとされているため、認定に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

a　［略］

b　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

c　［略］

(イ)　［略］

(ウ)　都道府県知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する認可の申請があった場合において、当該保育所が所在する都道府県設定区域における次のａ及びｂに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のａ及びｂに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該申請に係る保育所が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

a　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

b　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下ｂにおいて同じ。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

イ　子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定に係る需給調整

アにかかわらず、子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保育施設（(1)により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があったときは、都道府県知事は、次に掲げるときに該当するときは、当該申請に係る認可又は認定をしないことができる。この場合において、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定

この際、都道府県知事は、当該認定申請に係る認定こども園が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同条第一項又は第三項の条例で定める基準に適合している場合は認定するものとすることとされているため、認定に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

a　［同上］

b　特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

c　［同上］

(イ)　［同上］

(ウ)　都道府県知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する認可の申請があった場合において、当該保育所が所在する都道府県設定区域における次のａ及びｂに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のａ及びｂに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る保育所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、保育所の認可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認可申請に係る保育所が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

a　特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

b　特定教育・保育施設及び特定地域型保育所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

イ　子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

アにかかわらず、子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保育施設（(1)により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があったときは、都道府県知事は、次に掲げるときに該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、教育・保育給付認定を受けた保護者の認

区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、都道府県知事は、地域の実情に応じて、当該申請に係る認可又は認定を行うことが望ましい。

(ア)　［略］

(イ)　認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

(ウ)　認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下(ウ)において同じ。）（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

［ウ～オ　略］

3　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

［第一段落・第二段落　略］

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項並びに第二の一に掲げる教育・保育等その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上に関する事項を踏まえ、教育・保育等の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続についての基本的考え方を踏まえ、都道府県におけるこれらの連携・接続の推進方策を定めること。

4　［略］

5‖4　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

児童福祉法第六条の三第二十三項の規定のとおり、乳児等通園支援事業が乳児又は幼児であって満三歳未満のものを対象としていることも踏まえ、都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、都道府県知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

(ア)　［同上］

(イ)　認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

(ウ)　認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

［ウ～オ　同上］

3　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

［第一段落・第二段落　同上］

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項並びに第二の一に掲げる教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上に関する事項を踏まえ、教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、都道府県におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

4　［同上］

［加える。］

6

特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

質の高い特定教育・保育（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）、特定地域型保育（法第二十九条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）及び特定乳児等通園支援（法第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担っており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の見込数を含む。）を定めること。この場合において、特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。その際、処遇改善を始めとする労働環境等にも配慮すること。また、地域子ども・子育て支援事業についても、従事する者の確保及び資質の向上が必要であることから、都道府県は、必要な支援を行うこと。

保育教諭については、認定こども園法附則第五条において、施行の日から起算して十五年間（主幹保育教諭又は指導保育教諭にあっては、十二年間）は、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にあっては、同項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域に係る令和七年改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下「保育士登録」という。）を受けた者のいずれかに該当する場合は主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができることとし、国は、この間において、免許のみを有している者又は保育士登録のみを受けている者が両要件を満たすことを促進するための特例措置を講ずる。都道府県は、この特例措置について、対象者への周知等を行うことが望ましい。

また、待機児童の解消のためには、保育士の確保が重要であることから、国は、指定保育士養成施設、大学等との連携及び協働による研修等の充実や指定保育士養成施設の新規卒業者の確保、就業継続の支援、保育士登録を受けているものの保育士として保育現場において保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等の支援等に係る必要な支援策等を講ずるとともに、都道府県は、児童福祉法第十八条の二十五第一項の規定に基づき、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備した上で、これらの施策等も活用して、積極的に保育士の確保及び質の向上を図ること。特に、保育士の質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、保育士を対象とした研修を積極的に実施すること。

また、幼稚園教諭については、国は教育委員会、大学等との連携及び協働による研修等の充実や幼稚園教諭一種免許取得者数の増加に係る必要な支援策等を講ずるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ること。また、公立、私立を問わず幼稚園教諭等を対象とした研修を積極的に実施すること。

［第六段落　略］

5

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担っており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数を含む。）を定めること。この場合において、特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。その際、処遇改善を始めとする労働環境等にも配慮すること。また、地域子ども・子育て支援事業についても、従事する者の確保及び資質の向上が必要であることから、都道府県は、必要な支援を行うこと。

保育教諭については、認定こども園法附則第五条において、施行の日から起算して十五年間（主幹保育教諭又は指導保育教諭にあっては、十二年間）は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のいずれかを有する場合は主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができることとし、国は、この間において、片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置を講じる。都道府県は、この特例措置について、対象者への周知等を行うことが望ましい。

また、待機児童の解消のためには、保育士の人材確保が重要であることから、国は、指定保育士養成施設、大学等との連携及び協働による研修等の充実や指定保育士養成施設の新規卒業者の確保、就業継続の支援、保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等の支援等に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に保育士の人材確保及び質の向上を図ること。特に、保育士の質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、保育士を対象とした研修を積極的に実施すること。

また幼稚園教諭については、国は教育委員会、大学等との連携及び協働による研修等の充実や幼稚園教諭一種免許取得者数の増加に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に幼稚園教諭の人材確保及び質の向上を図ること。また、公立、私立を問わず幼稚園教諭等を対象とした研修を積極的に実施すること。

［第六段落　同上］

7‖　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

［略］

㈠　児童虐待防止対策の充実

［略］

⑴・⑵　略

⑶　児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化等）

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要である。具体的には、新たなプランに基づき、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするため、児童福祉司、児童心理司等を増員する等の職員の適切な配置、法律関係業務について常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備、医学的な専門性確保のための医師の配置等の児童相談所の体制を強化することが必要である。また、研修等による職員の資質向上や親子再統合支援事業の実施により、保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保を図る。加えて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置の実施や、第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施、児童相談所業務の外部委託等の推進など、児童相談所の業務の見直しを進める。一時保護施設については、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、一時保護委託も含めて、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実が必要である。

［第二段落　略］

㈡～㈣　略

五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

［略］

1　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

［第一段落　略］

都道府県は、当該市町村間の調整が整わない場合、当該市町村内に事業の実施を委託することができる実施機関の十分な確保が難しい場合、事業の実施に当たって医療機関等との連携体制を構築する必要がある場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行う。この調整は、一の2の㈢に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって行われる都道府県への報告等を通じて行われることから、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、当該報告その他の協議及び調整の手続等について定めること。

乳児等通園支援については、市町村の区域を超えた利用が相当程度想定し得ることから、市町村子ども・子育て支援事業計画を通じて、市町村ごとの乳児等通園支援に係る量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を丁寧に把握し、市町村間の調整が円滑に行われるよう特に配慮すること。

［第四段落　略］

6‖　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

［同上］

㈠　児童虐待防止対策の充実

［同上］

⑴・⑵　同上

⑶　児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化等）

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要である。具体的には、新たなプランに基づき、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするため、児童福祉司、児童心理司等を増員する等の職員の適切な配置、法律関係業務について常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備、医学的な専門性確保のための医師の配置等の児童相談所の体制を強化することが必要である。また、研修等による職員の資質向上や親子再統合支援事業の実施により、保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保を図る。加えて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置の実施や、第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施、児童相談所業務の外部委託等の推進など、児童相談所の業務の見直しを進める。一時保護所については、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、一時保護委託も含めて、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実が必要である。

［第二段落　同上］

㈡～㈣　同上

五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

［同上］

1　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

［第一段落　同上］

都道府県は、当該市町村間の調整が整わない場合、当該市町村内に事業の実施を委託することができる実施機関の十分な確保が難しい場合、事業の実施に当たって医療機関等との連携体制を構築する必要がある場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行う。この調整は、一の2の㈢に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって行われる都道府県への報告等を通じて行われることから、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、当該報告その他の協議及び調整の手続等について定めること。

［第三段落　同上］

2　教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項
　教育・保育等を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業を利用する機会を確保するため、法第三章第一節第五款の規定による教育・保育等情報（法第五十八条第一項に規定する教育・保育等情報をいう。以下同じ。）の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（法第五十八条第二項に規定する特定教育・保育施設設置者等経営情報をいい、同条第三項の内閣府令で定める事項に限る。以下同じ。）の公表に関する事項を定めること。
3　［略］
六　その他
［1・2　略］
3　子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
　市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。
［第二段落　略］
　法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の㈠若しくは四の2の㈠により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、乳児等支援給付認定を受けた保護者の人数が二の3により定めた量の見込みと大きく乖離している場合又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、二の4の㈠により定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定及び乳児等支援給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。
［4～6　略］
第四　児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
　市町村は、社会的養護施策等の対象となる要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の整備を行う。一方で、都道府県は、児童福祉法に基づき児童相談所の設置及び児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可を行うとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき自立促進計画に基づく施策を行うなど、要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等に係る専門性が高い施策を担う。このため、都道府県における必要な整備を確保するとともに、市町村が第三の三の2により市町村子ども・子育て支援事業計画に定めた事項及び都道府県が第三の四の6により都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めた事項を踏まえ、市町村と都道府県が行うこれらの施策の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする必要がある。

2　教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項
　教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法第三章第一節第四款の規定による教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。以下同じ。）の公表に関する事項を定めること。
3　［同上］
六　その他
［1・2　同上］
3　子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
　市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。
［第二段落　同上］
　法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の㈠若しくは四の2の㈠により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、二の3の㈠により定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。
［4～6　同上］
第四　児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
　市町村は、社会的養護施策等の対象となる要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行う。一方で、都道府県は、児童福祉法に基づき児童相談所の設置及び児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可を行うとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき自立促進計画に基づく施策を行うなど、要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等に係る専門性が高い施策を担う。このため、都道府県における必要な基盤整備を確保するとともに、市町村が第三の三の2により市町村子ども・子育て支援事業計画に定めた事項及び都道府県が第三の四の6により都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めた事項を踏まえ、市町村と都道府県が行うこれらの施策の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする必要がある。

市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、当該家庭に対し、児童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく措置による保育所又は幼保連携型認定こども園への入所及び教育・保育等の確実な利用の支援、同法第二十一条の十八第二項の規定に基づく利用措置による家庭支援事業の利用その他の地域子ども・子育て支援事業等の活用等による支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

［第三段落・第四段落　略］

第五

［略］

第六　その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

一

［略］

二　地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項

地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可等の状況を含む。）や費用の使途実績等について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと。この場合において、公立の教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。

［第二段落　略］

別表第一　市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項

事項	内容
［略］	
三　各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期	一　各年度における乳児等通園支援の量の見込み 別表第二の二の参酌基準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、乳児等通園支援の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 二　実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期 提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
三の二　各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	［略］
四　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続の推進方策を定めること。

市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、当該家庭に対し、児童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく措置による保育所又は幼保連携型認定こども園への入所及び教育・保育等の確実な利用の支援、同法第二十一条の十八第二項の規定に基づく利用措置による家庭支援事業の利用その他の地域子ども・子育て支援事業等の活用等による支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

［第三段落・第四段落　同上］

第五

［同上］

第六　その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

一

［同上］

二　地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項

地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や費用の使途実績等について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。

［第二段落　同上］

別表第一　市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項

事項	内容
［同上］	［項を加える。］
三　各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	［同上］
四　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

［略］	
六　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。

別表第二　教育・保育の参酌標準

事項	内容
［略］	
二　法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

別表第二の二　乳児等通園支援の参酌標準

事項	内容
法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子ども	満三歳未満の小学校就学前子ども（出生の日から六箇月を経過しないものを除く。）の数から当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども及び企業主導型保育施設を利用している当該小学校就学前子どもを除いた数を基本として、利用希望把握調査等により把握した保護者の利用希望等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

別表第四　市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事項	内容
［略］	
二　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
［略］	

［同上］	
［項を加える。］	

別表第二　教育・保育の参酌標準

事項	内容
［同上］	
二　法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案するとともに、「子育て安心プラン」を踏まえ、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

［表を加える。］

別表第四　市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事項	内容
［同上］	
二　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
［同上］	

別表第五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事項	内容
［略］	
三　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続を定めること。
［略］	
五　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。
六　特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。
七　［略］	

別表第七　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

事項	内容
［略］	
三　教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。
［略］	

別表第五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事項	内容
［同上］	
三　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
［同上］	
［項を加える。］	
五　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。
六　［同上］	

別表第七　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

事項	内容
［同上］	
三　教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。
［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○厚生労働省告示第二百六十一号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示

（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改正）

第一条　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。） イ　サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。 (1)　次の㈠及び㈡の期間が通算して五年以上である者、㈢の期間が通算して八年以上である者又は㈠から㈢までの期間が通算して三年以上かつ㈣の期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。 ㈠　（略） ㈡　次のａからｅまでに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この㈡において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この㈡において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にあるａ、ｃ若しくはｄに規定する施設、ｂに規定する事業を行う場所又はｅに規定する機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施	一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。） イ　サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。 (1)　次の㈠及び㈡の期間が通算して五年以上である者、㈢の期間が通算して八年以上である者又は㈠から㈢までの期間が通算して三年以上かつ㈣の期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。 ㈠　（略） ㈡　次のａからｅまでに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にあるａ、ｃ若しくはｄに規定する施設、ｂに規定する事業を行う場所又はｅに規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生

区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

a～e　（略）

(三)・(四)　（略）

(2)　（略）

ロ～ト　（略）

二・三　（略）

（基本診療料の施設基準等の一部改正）

第二条　基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第九　特定入院料の施設基準等 一～八　（略） 九　小児入院医療管理料の施設基準 (1)～(6)　（略） (7)　小児入院医療管理料の注2に規定する加算の施設基準 イ　保育士一名の場合の施設基準 ①　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下この(7)において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(7)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この(7)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下この(7)において「事業実施区域」という。）内にある保険医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）が一名以上配置されていること。 ②　（略）	第九　特定入院料の施設基準等 一～八　（略） 九　小児入院医療管理料の施設基準 (1)～(6)　（略） (7)　小児入院医療管理料の注2に規定する加算の施設基準 イ　保育士一名の場合の施設基準 ①　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）が一名以上配置されていること。 ②　（略）

ロ　保育士二名以上の場合の施設基準

①　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）が二名以上配置されていること。

②　（略）

(8)～(13)　（略）

十～二十一　（略）

（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正）

第三条　指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。	一　イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　㈠から㈢までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下このハにおいて「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下このハにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある㈠若しくは㈢に規定する施設又は㈡に規定する事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間	ハ　㈠から㈢までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある㈠若しくは㈢に規定する施設又は㈡に規定する事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間
㈠～㈢　（略）	㈠～㈢　（略）
ニ～ト　（略）	ニ～ト　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第四条　新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であって、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。	
事業の種類	事業の種類の細目
（略）	（略）
社会保険・社会福祉・介護事業	（略）

対象業務
（略）
要介護三以上、障害支援区分四以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児支援区分二以上）又は未就学児の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがいる入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この欄において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この欄において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域

改正前	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であって、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。	
事業の種類	事業の種類の細目
（略）	（略）
社会保険・社会福祉・介護事業	（略）

対象業務
（略）
要介護三以上、障害支援区分四以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児支援区分二以上）又は未就学児の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがいる入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務

		限定保育士）、理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和七年十月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百六十二号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項及び第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示（医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

第一条　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
報告内容	報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）
入院患者に提供する医療の内容	（略）	（略）
八　救急医療の実施状況	（略）	（略）
イ～カ　（略）		
ヨ　急性期充実体制加算1及び2の算定件数		
タ～ソ　（略）		
九　急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況	（略）	（略）
イ　入退院支援加算1から3までの算定件数		
ロ　（略）		
ハ　入院時支援加算1及び2の算定件数		
ニ～ヌ　（略）		
（略）	（略）	（略）

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

改正前		
報告内容	報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）
入院患者に提供する医療の内容	（略）	（略）
八　救急医療の実施状況	（略）	（略）
イ～カ　（略）		
ヨ　急性期充実体制加算の算定件数		
タ～ソ　（略）		
九　急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況	（略）	（略）
イ　入退院支援加算1及び2の算定件数		
ロ　（略）		
ハ　入院時支援加算の算定件数		
ニ～ヌ　（略）		
（略）	（略）	（略）

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

（医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

第二条　医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。		医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。	
公表内容	公表単位	公表内容	公表単位
（略）	（略）	（略）	（略）

十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況 イ～ハ　（略） ニ　急性期リハビリテーション加算の算定件数 ホ～カ　（略）	（略）	（略）	（略）
十四　病床を有する診療所の機能 イ～ハ　（略） ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定件数	（略）	ファイル等に記録する方法（ニにあっては、レセプト情報による方法）	（略）
ホ～ト　（略）			
十五　医科歯科の連携状況 イ・ロ　（略） ハ　周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)から(Ⅳ)までの算定件数	（略）		（略）

十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況 イ～ハ　（略） （新設） ニ～ワ　（略）	（略）	（略）	（略）
十四　病床を有する診療所の機能 イ～ハ　（略） ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等（有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。）の算定件数 ホ～ト　（略）	（略）	ファイル等に記録する方法（ニにあっては、ファイル等に記録する方法及びレセプト情報による方法）	（略）
十五　医科歯科の連携状況 イ・ロ　（略） ハ　周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)及び(Ⅲ)の算定件数	（略）		（略）

入院患者に提供する医療の内容		
（略）	（略）	（略）
八　救急医療の実施状況	（略）	（略）
イ～カ　（略）		
ヨ　急性期充実体制加算1及び2の算定件数		
タ～ソ　（略）		
九　急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況	（略）	（略）
イ　入退院支援加算1から3までの算定件数		
ロ　（略）		
ハ　入院時支援加算1及び2の算定件数		
ニ～ヌ　（略）		
（略）	（略）	（略）
十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況	（略）	（略）
イ～ハ　（略）		
ニ　急性期リハビリテーション加算の算定件数		
ホ～カ　（略）		
（略）	（略）	（略）
十四　病床を有する診療所の機能	（略）	（略）
イ～ハ　（略）		
ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定件数		
十五　医科歯科の連携状況	（略）	
イ・ロ　（略）		
ハ　周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)から(Ⅳ)までの算定件数		
ホ～ト　（略）		

入院患者に提供する医療の内容		
（略）	（略）	（略）
八　救急医療の実施状況	（略）	（略）
イ～カ　（略）		
ヨ　急性期充実体制加算の算定件数		
タ～ソ　（略）		
九　急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況	（略）	（略）
イ　入退院支援加算1及び2の算定件数		
ロ　（略）		
ハ　入院時支援加算の算定件数		
ニ～ヌ　（略）		
（略）	（略）	（略）
十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況	（略）	（略）
イ～ハ　（略）		
（新設）		
ニ～ワ　（略）		
（略）	（略）	（略）
十四　病床を有する診療所の機能	（略）	（略）
イ～ハ　（略）		
ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等（有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。）の算定件数		
十五　医科歯科の連携状況	（略）	
イ・ロ　（略）		
ハ　周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)及び(Ⅲ)の算定件数		
ホ～ト　（略）		

附　則

（適用期日）

1　この告示は、告示の日から適用する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定及び第二条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定は、令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用する。ただし、同報告における令和六年四月一日から同年五月三十一日までの期間に係る報告内容及び公表内容については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第三百三十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　群馬県沼田市材木町字滝棚1173―1　(472.00) (2)　群馬県利根郡みなかみ町師字大沢田810　(425.20)	北緯36度38分40秒東経139度02分54秒の地点と北緯36度40分33秒東経139度00分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　茨城県龍ケ崎市4200―1　(66.30) (2)　茨城県稲敷郡美浦村興津字向井982―1　(73.20)	北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度55分17秒東経140度12分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度55分24秒東経140度12分30秒の地点と北緯35度55分29秒東経140度12分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度55分43秒東経140度12分54秒の地点と北緯35度55分54秒東経140度13分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分09秒東経140度13分27秒の地点と北緯35度56分19秒東経140度13分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分36秒東経140度14分02秒の地点と北緯35度57分22秒東経140度14分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度57分30秒東経140度15分09秒の地点と北緯35度57分35秒東経140度15分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度58分08秒東経140度15分58秒の地点と北緯35度58分21秒東経140度16分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度58分22秒東経140度16分15秒の地点と北緯35度58分53秒東経140度16分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度58分55秒東経140度16分56秒の地点と北緯35度59分28秒東経140度17分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町鎌倉字有ケ畑４　(308.35) (2)　兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷67―２　(594.51)	北緯34度59分01秒東経135度20分45秒の地点と北緯34度58分21秒東経135度18分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町大字猪淵字上本滝１―11　(301.27) (2)　兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷67―２　(594.51)	北緯34度52分38秒東経135度20分20秒の地点と北緯34度53分07秒東経135度20分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分12秒東経135度20分06秒の地点と北緯34度53分24秒東経135度20分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分35秒東経135度19分57秒の地点と北緯34度54分07秒東経135度19分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度54分12秒東経135度19分42秒の地点と北緯34度58分15秒東経135度18分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　兵庫県三田市大川瀬　(244.86) (2)　兵庫県神戸市灘区摩耶山町２―２　(724.06)	北緯34度55分53秒東経135度06分34秒の地点と北緯34度44分08秒東経135度12分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　茨城県水戸市大町３―４―４　(72.50) (2)　茨城県つくば市大字筑波字北裏１　(876.70)	北緯36度22分39秒東経140度28分04秒の地点と北緯36度13分35秒東経140度05分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都渋谷区神南２―２―１　(86.10) (2)　東京都墨田区押上１―１―２　(427.90)	北緯35度39分57秒東経139度41分50秒の地点と北緯35度40分24秒東経139度42分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分31秒東経139度43分17秒の地点と北緯35度40分47秒東経139度44分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分53秒東経139度44分13秒の地点と北緯35度41分26秒東経139度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度41分27秒東経139度45分41秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　東京都渋谷区神南２―２―１　(86.10) (2)　東京都墨田区押上１―１―２　(427.90)	北緯35度39分57秒０東経139度41分50秒２の地点と北緯35度40分24秒東経139度42分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分31秒東経139度43分17秒の地点と北緯35度40分47秒東経139度44分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分52秒東経139度44分13秒の地点と北緯35度41分26秒東経139度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度41分27秒東経139度45分41秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4	(1)　東京都渋谷区神南２－２－１　(86.10) (2)　東京都墨田区押上１－１－２　(427.90)	北緯35度39分56秒９東経139度41分50秒３の地点と北緯35度40分24秒東経139度42分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分31秒東経139度43分17秒の地点と北緯35度40分47秒東経139度44分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分52秒東経139度44分13秒の地点と北緯35度41分26秒東経139度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度41分27秒東経139度45分41秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　東京都渋谷区神南２－２－１　(85.60) (2)　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字堂平1850　(873.50)	北緯35度39分57秒東経139度41分50秒の地点と北緯36度00分05秒東経139度11分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　福井県丹生郡越前町大谷寺84―１　(634.00) (2)　福井県敦賀市横浜105号平野60―25　(657.00)	北緯35度59分45秒東経136度01分56秒の地点と北緯35度44分43秒東経136度07分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　石川県金沢市鞍月１－１　(56.00) (2)　石川県加賀市熊坂町未37―17　(275.00)	北緯36度35分38秒東経136度37分35秒の地点と北緯36度15分41秒東経136度17分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　富山県富山市新総曲輪１－７　(58.30) (2)　富山県魚津市大字本江村字鷹休場１　(318.60)	北緯36度41分41秒東経137度12分38秒の地点と北緯36度47分32秒東経137度26分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　富山県富山市新総曲輪１－７　(61.00) (2)　富山県砺波市庄川町隠尾字外山133　(521.00)	北緯36度41分41秒東経137度12分37秒の地点と北緯36度34分56秒東経137度01分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　富山県富山市新総曲輪１－７　(63.00) (2)　富山県黒部市宇奈月町内山字西の谷36　(489.70)	北緯36度41分41秒東経137度12分37秒の地点と北緯36度50分29秒東経137度32分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度50分32秒東経137度32分40秒の地点と北緯36度50分39秒東経137度32分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　富山県富山市呉羽町長谷８　(139.00) (2)　富山県高岡市太田寺谷内69　(199.00)	北緯36度42分07秒東経137度10分12秒の地点と北緯36度47分44秒東経137度01分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度47分54秒東経137度01分28秒の地点と北緯36度48分11秒東経137度01分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　石川県珠洲市若山町洲巻ソ44　(485.00) (2)　石川県珠洲市高屋町63字４　(304.00)	北緯37度25分48秒東経137度09分33秒の地点と北緯37度29分41秒東経137度14分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　石川県七尾市能登島別所町１－６－２　(220.00) (2)　石川県珠洲市若山町洲巻ソ44　(480.00)	北緯37度07分29秒東経136度58分34秒の地点と北緯37度08分46秒東経136度59分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度11分01秒東経137度00分40秒の地点と北緯37度25分43秒東経137度09分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　福井県敦賀市横浜105号平野60―25　(661.60) (2)　福井県小浜市若狭ヲ字１―４　(638.70)	北緯35度44分32秒東経136度07分31秒の地点と北緯35度43分44秒東経136度05分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度42分12秒東経136度02分33秒の地点と北緯35度40分07秒東経135度58分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度36分57秒東経135度51分29秒の地点と北緯35度36分14秒東経135度49分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度33分56秒東経135度45分06秒の地点と北緯35度33分27秒東経135度44分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　岐阜県高山市久々野町渚牛牧国有林1297り林小班　(1484.00) (2)　岐阜県高山市国府町瓜巣古峠国有林232は林小班　(1497.00)	北緯36度01分31秒東経137度14分15秒の地点と北緯36度10分29秒東経137度07分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　岐阜県高山市国府町瓜巣古峠国有林232は林小班　(1497.70) (2)　岐阜県高山市荘川町黒谷690―４　(1245.70)	北緯36度10分28秒東経137度07分18秒の地点と北緯36度00分55秒東経137度00分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　愛知県岡崎市石原町字闇苅　(794.00) (2)　愛知県豊田市稲武町井山１－９　(1210.00)	北緯34度55分13秒東経137度25分08秒の地点と北緯35度11分04秒東経137度34分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　愛知県岡崎市石原町字闇苅　(794.00) (2)　愛知県田原市浦町蔵王１―46　(271.20)	北緯34度55分07秒東経137度25分04秒の地点と北緯34度47分03秒東経137度19分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度43分47秒東経137度17分32秒の地点と北緯34度41分08秒東経137度15分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

14	(1)　三重県度会郡大紀町滝原字岩内山2064－４　(740.00) (2)　三重県尾鷲市行野浦毛尻白浜79－２　(464.00)	北緯34度21分16秒東経136度27分07秒の地点と北緯34度15分22秒東経136度22分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度15分21秒東経136度22分47秒の地点と北緯34度12分23秒東経136度20分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度11分50秒東経136度20分13秒の地点と北緯34度11分03秒東経136度19分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度10分30秒東経136度19分15秒の地点と北緯34度10分19秒東経136度19分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度07分55秒東経136度17分22秒の地点と北緯34度06分09秒東経136度16分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度05分30秒東経136度15分36秒の地点と北緯34度05分16秒東経136度15分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度03分51秒東経136度14分24秒の地点と北緯34度03分22秒東経136度14分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　三重県熊野市金山町大字奥山2102　(778.20) (2)　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井字蛭子上野1042　(71.20)	北緯33度53分43秒東経136度02分33秒の地点と北緯33度44分00秒東経136度00分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度43分42秒東経135度59分57秒の地点と北緯33度41分32秒東経135度59分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度41分08秒東経135度59分17秒の地点と北緯33度41分05秒東経135度59分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度39分33秒東経135度58分53秒の地点と北緯33度39分22秒東経135度58分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1)　三重県度会郡大紀町滝原字岩内山2064－４　(745.00) (2)　三重県尾鷲市九鬼町字人渡ヲーヂガコヤ983－２　(446.70)	北緯34度21分17秒東経136度27分08秒の地点と北緯34度11分57秒東経136度21分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度07分07秒東経136度18分34秒の地点と北緯34度05分31秒東経136度17分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度01分59秒東経136度15分28秒の地点と北緯34度01分00秒東経136度14分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度00分51秒東経136度14分47秒の地点と北緯34度00分01秒東経136度14分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　三重県伊賀市下柘植字道山3471－６　(731.00) (2)　滋賀県栗東市観音寺字亀谷379　(703.00)	北緯34度49分11秒東経136度15分34秒の地点と北緯34度57分50秒東経136度03分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　岐阜県土岐市鶴里町柿野字南3513　(720.70) (2)　愛知県名古屋市緑区大高町高山１－１　(78.80)	北緯35度15分08秒東経137度11分17秒の地点と北緯35度15分03秒東経137度11分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度14分59秒東経137度11分06秒の地点と北緯35度14分56秒東経137度11分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度14分54秒東経137度11分00秒の地点と北緯35度14分43秒東経137度10分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度14分41秒東経137度10分44秒の地点と北緯35度03分49秒東経136度57分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	(1)　岐阜県恵那市東野保古山2390―17　(991.30) (2)　岐阜県土岐市鶴里町柿野字南3513　(704.50)	北緯35度26分18秒東経137度28分44秒の地点と北緯35度15分19秒東経137度11分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	(1)　岐阜県土岐市鶴里町柿野字南3513　(709.50) (2)　愛知県北設楽郡豊根村大字坂宇場字御所平70―164　(1367.90)	北緯35度15分13秒東経137度11分34秒の地点と北緯35度12分49秒東経137度39分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
21	(1)　岐阜県高山市国府町瓜巣古峠国有林232は林小班　(1492.70) (2)　岐阜県飛騨市神岡町伊西1120　(1346.70)	北緯36度10分34秒東経137度07分23秒の地点と北緯36度21分54秒東経137度19分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度21分55秒東経137度19分12秒の地点と北緯36度21分56秒東経137度19分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
22	(1)　三重県尾鷲市九鬼町字人渡ヲーヂガコヤ983－２　(446.70) (2)　三重県熊野市金山町大字奥山2102　(778.20)	北緯33度59分56秒東経136度14分11秒の地点と北緯33度59分31秒東経136度13分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度59分14秒東経136度12分52秒の地点と北緯33度58分29秒東経136度11分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度58分25秒東経136度11分19秒の地点と北緯33度57分24秒東経136度09分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度57分23秒東経136度09分22秒の地点と北緯33度56分48秒東経136度08分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度56分44秒東経136度08分08秒の地点と北緯33度53分48秒東経136度02分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

23	⑴　三重県尾鷲市九鬼町字人渡ヲーヂガコヤ983―２　(442.00) ⑵　三重県度会郡南伊勢町道行竈字橘谷360―２　(187.00)	北緯34度00分00秒東経136度14分17秒の地点と北緯34度00分44秒東経136度15分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度00分51秒東経136度15分15秒の地点と北緯34度01分13秒東経136度15分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度01分16秒東経136度15分45秒の地点と北緯34度01分44秒東経136度16分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度13分28秒東経136度29分46秒の地点と北緯34度13分37秒東経136度29分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度13分51秒東経136度30分12秒の地点と北緯34度14分01秒東経136度30分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度14分29秒東経136度30分56秒の地点と北緯34度14分36秒東経136度31分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度15分37秒東経136度32分15秒の地点と北緯34度16分05秒東経136度32分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
24	⑴　三重県津市栄町１―100　(59.00) ⑵　三重県度会郡大紀町滝原字岩内山2064―４　(745.00)	北緯34度43分36秒東経136度30分32秒の地点と北緯34度21分25秒東経136度27分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
25	⑴　三重県津市栄町１―100　(58.50) ⑵　三重県桑名市多度町柚井1985―12　(412.50)	北緯34度43分36秒東経136度30分32秒の地点と北緯34度43分38秒東経136度30分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度43分39秒東経136度30分33秒の地点と北緯35度08分36秒東経136度37分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
26	⑴　三重県津市栄町１―100　(63.50) ⑵　三重県伊賀市奥馬野字布引1113―３　(852.30)	北緯34度43分36秒東経136度30分32秒の地点と北緯34度43分48秒東経136度18分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
27	⑴　京都府京都市上京区衣棚出水下ル常泉院町128　(90.80) ⑵　大阪府東大阪市上石切町２―1451―44　(585.20)	北緯35度01分11秒東経135度45分24秒の地点と北緯34度57分31秒東経135度44分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
28	⑴　兵庫県神戸市中央区下山手通５－４－１　(117.20) ⑵　兵庫県南あわじ市灘黒岩476　(592.50)	北緯34度41分25秒東経135度11分01秒の地点と北緯34度40分12秒東経135度10分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度39分59秒東経135度09分51秒の地点と北緯34度38分43秒東経135度08分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
29	⑴　兵庫県神戸市中央区下山手通５－４－１　(127.20) ⑵　兵庫県淡路市久野々736　(521.00)	北緯34度41分23秒東経135度11分02秒の地点と北緯34度40分31秒東経135度09分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
30	⑴　奈良県奈良市登大路町30　(136.10) ⑵　大阪府東大阪市上石切町２―1451―44　(585.20)	北緯34度41分07秒東経135度49分58秒の地点と北緯34度41分09秒東経135度48分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
31	⑴　和歌山県和歌山市小松原通１－１－１　(44.50) ⑵　和歌山県紀の川市切畑字葛城969―424　(860.10)	北緯34度13分43秒東経135度10分18秒の地点と北緯34度14分05秒東経135度11分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
32	⑴　滋賀県大津市打出浜１番10号　(138.30) ⑵　滋賀県栗東市観音寺字亀谷379番地　(700.60)	北緯35度00分27秒東経135度52分23秒の地点と北緯35度00分10秒東経135度53分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度59分58秒東経135度54分30秒の地点と北緯34度59分43秒東経135度55分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
33	⑴　大阪府大阪市中央区大手前３－１－11　(91.20) ⑵　大阪府東大阪市上石切町２―1451―44　(585.20)	北緯34度41分03秒東経135度31分12秒の地点と北緯34度41分08秒東経135度33分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
34	⑴　兵庫県伊丹市緑ヶ丘７―１―１　(59.00) ⑵　兵庫県西宮市山口町船坂字下ヶ平柏木谷1708　(673.00)	北緯34度47分56秒東経135度24分12秒の地点と北緯34度47分43秒東経135度18分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
35	⑴　兵庫県伊丹市緑ヶ丘７―１―１　(59.00) ⑵　兵庫県神戸市東灘区本山町森　(949.50)	北緯34度47分55秒東経135度24分13秒の地点と北緯34度46分40秒東経135度15分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
36	⑴　兵庫県西宮市山口町船坂字下ヶ平柏木谷1708　(673.00) ⑵　兵庫県川辺郡猪名川町杉生字奥山１―1507　(759.00)	北緯34度47分47秒東経135度17分56秒の地点と北緯35度00分30秒東経135度18分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
37	⑴　兵庫県川辺郡猪名川町杉生字奥山１―1507　(759.00) ⑵　京都府舞鶴市白杉字アンモ204―４　(493.25)	北緯35度00分38秒東経135度18分51秒の地点と北緯35度27分05秒東経135度19分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度27分11秒東経135度19分04秒の地点と北緯35度27分13秒東経135度19分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度28分02秒東経135度19分05秒の地点と北緯35度28分15秒東経135度19分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度28分25秒東経135度19分05秒の地点と北緯35度28分34秒東経135度19分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度28分49秒東経135度19分05秒の地点と北緯35度29分35秒東経135度19分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
38	⑴　兵庫県神戸市東灘区本山町森　(949.50) ⑵　兵庫県姫路市広嶺山字梨ヶ谷226―11　(268.00)	北緯34度46分40秒東経135度15分47秒の地点と北緯34度52分11秒東経134度42分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

39	(1)　兵庫県相生市矢野町大字榊字黒蔵1780―134　(545.00) (2)　岡山県備前市三石字スリバチ谷口2329　(367.10)	北緯34度54分32秒東経134度28分29秒の地点と北緯34度46分44秒東経134度16分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
40	(1)　兵庫県姫路市広嶺山字梨ヶ谷226―11　(268.00) (2)　兵庫県相生市矢野町大字榊字黒蔵1780―134　(504.00)	北緯34度52分13秒東経134度42分05秒の地点と北緯34度54分30秒東経134度28分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
41	(1)　兵庫県姫路市広嶺山字梨ヶ谷226―11　(273.00) (2)　兵庫県姫路市峰南町１―70　(60.30)	北緯34度52分07秒東経134度42分05秒の地点と北緯34度51分54秒東経134度42分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度51分51秒東経134度42分01秒の地点と北緯34度51分50秒東経134度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度51分49秒東経134度42分01秒の地点と北緯34度51分49秒東経134度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度51分46秒東経134度42分00秒の地点と北緯34度51分41秒東経134度41分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
42	(1)　兵庫県相生市矢野町大字榊字黒蔵1780―134　(553.00) (2)　兵庫県小野市桜台１　(105.70)	北緯34度54分32秒東経134度28分29秒の地点と北緯34度54分42秒東経134度53分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
43	(1)　大分県大分市西大道１―１―71　(52.60) (2)　大分県杵築市山香町大字小武字御田1945―６　(405.00)	北緯33度13分57秒東経131度35分51秒の地点と北緯33度15分01秒東経131度35分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
44	(1)　大分県佐伯市鶴岡西町１―223　(21.90) (2)　大分県佐伯市大字稲垣字長迫941―３　(76.80)	北緯32度57分27秒東経131度52分00秒の地点と北緯32度57分17秒東経131度52分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
45	(1)　大分県佐伯市本匠大字小川字高津河内653―５　(616.50) (2)　大分県佐伯市大字稲垣字長迫941―３　(76.80)	北緯32度56分06秒東経131度45分33秒の地点と北緯32度57分15秒東経131度52分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
46	(1)　大分県佐伯市本匠大字小川字高津河内653―５　(621.50) (2)　大分県佐伯市大字狩生字カキ岩2197―５　(423.50)	北緯32度56分11秒東経131度45分36秒の地点と北緯33度02分11秒東経131度53分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
47	(1)　大分県佐伯市本匠大字小川字高津河内653―５　(621.50) (2)　大分県佐伯市宇目大字南田原字小日平国有林1040チ林小班　(739.00)	北緯32度56分04秒東経131度45分27秒の地点と北緯32度47分12秒東経131度37分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
48	(1)　大分県豊後大野市三重町内田2827―１　(137.60) (2)　大分県豊後大野市三重町松尾字灰立1199―５　(757.25)	北緯32度58分49秒東経131度35分42秒の地点と北緯32度57分11秒東経131度38分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
49	(1)　大分県国東市国東町北江3162―１　(29.50) (2)　大分県国東市安岐町両子1556―２　(721.60)	北緯33度35分09秒東経131度42分41秒の地点と北緯33度34分58秒東経131度36分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
50	(1)　沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　(83.00) (2)　沖縄県うるま市石川楚南879―１　(97.50)	北緯26度13分40秒東経127度41分27秒の地点と北緯26度14分56秒東経127度42分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度15分01秒東経127度42分23秒の地点と北緯26度16分15秒東経127度43分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度16分16秒東経127度43分15秒の地点と北緯26度16分19秒東経127度43分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度16分22秒東経127度43分19秒の地点と北緯26度16分23秒東経127度43分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度19分05秒東経127度45分11秒の地点と北緯26度20分05秒東経127度45分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度21分32秒東経127度46分52秒の地点と北緯26度22分36秒東経127度47分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度22分44秒東経127度47分41秒の地点と北緯26度22分48秒東経127度47分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　愛知県知多郡東浦町大字緒川字鍋ヶ谷18―１　(136.00) (2)　愛知県名古屋市緑区大高町字坊主山１―１　(58.20)	北緯34度57分54秒東経136度56分51秒の地点と北緯35度02分53秒東経136度57分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第三百三十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十六年郵政省告示第八十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十一年郵政省告示第七百六十三号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

一　昭和五十五年郵政省告示第三百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］

二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域の範囲		
		当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
一　削除				

［二　略］

改正前

［一　同上］

二　［同上］

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域の範囲		
		当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
一	警察業務用	㈠　奈良県奈良市登大路町二七番地の一（一二三一・二）	五〇	二
		㈡　大阪府東大阪市上石切町二丁目一四五一の四四（五八八・二）		

［二　同上］

		奈良県 奈良市　登大路町、花芝町、東向北町、大豆山突抜町、大豆山町、中筋町、内侍原町、高天市町、菖蒲池町、阪新屋町、芝辻町、奥芝町、油阪町、芝辻町一丁目、同二丁目、同四丁目		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　昭和五十六年郵政省告示第三百四号（伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この項において対象規定という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　削除	［一　同上］ 二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

<table>
<tr><td></td><td colspan="4">区別</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">重要無線通信の種類</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">当該伝搬障害防止区域の範囲</td><td>電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）</td><td>上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">当該区域に係る地域の名称</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>一</td><td>削除</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>二</td><td>治安維持用</td><td>㈠　兵庫県伊丹市緑ケ丘七丁目一番一（七〇）
㈡　大阪府東大阪市上石切町二丁目一四五一の四五（五八六）</td><td>〇
二・三
四・二
六</td><td>五〇</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>兵庫県
伊丹市　緑ケ丘三丁目、同四丁目、同五丁目、同七丁目、鋳物師一丁目、同二丁目、北園一丁目、同二丁目、北伊丹一丁目、同二丁目、同三丁目、北河原、中村
大阪府
豊中市　走井一丁目、同二丁目、同三丁目、勝部三丁目、宝山町、岡町北二丁目、岡町南二丁目、同三丁目、曾根西町四丁目</td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三　平成元年郵政省告示第百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この項において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　削除	一　電気通信業務障害防止区域
	区分 / 当該伝搬障害防止区域の範囲 / 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） / 当該区域に係る地域の名称 / 当該伝搬障害防止区域の範囲 / 電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。） / 当該区域に係る地域の名称
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	二　［同上］
区分 / 当該伝搬障害防止区域の範囲 / 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧に示す。） / 当該区域に係る地域の名称 / 当該伝搬障害防止区域の範囲 / 電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。） / 当該区域に係る地域の名称	［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］

四　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
［一　略］ 二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［一　同上］ 二　［同上］

当該伝搬障害防止区域の範囲			区分
当該区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	重要無線通信の種類
五　人命・財産の保護用 ㈠　三重県津市栄町一丁目一七・〇〇番地 （五八） ㈡　三重県桑名郡多度町大字柚井字長尾一九八五番地の一二 （四一三）	〇 五〇	一七・〇	三重県 津市　栄町、広明町、羽所町、大谷町、上浜町、一身田中野、一身田平野 鈴鹿市　郡山町、越知町、道伯町、稲生町、住吉町、阿古曽町、算所町 安芸郡 河芸町	［六～一九　同上］
［一～一一　同上］				

当該伝搬障害防止区域の範囲			区分
当該区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	重要無線通信の種類
五　削除				［六～一九　略］
［一～一一　略］				

五　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［一　同上］ 二　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該区域に係る地域の名称	
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）
			上の欄に掲げる交点（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
［一～一三　略］			

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該区域に係る地域の名称	
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）
			上の欄に掲げる交点（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
［一～一三　同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
一二　削除	一二　同右
［一三～三一　略］	［一三～三一　同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該区域に係る地域の名称	
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）
			上の欄に掲げる交点（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
		㈠　富山県富山市新総曲輪一番七号（六一・三）	〇　六・〇
		㈡　富山県下新川郡宇奈月町字西の谷三六番地（四八九・七）	五〇
		富山県 富山市　新総曲輪、新桜町、桜橋通り、千歳町、明輪町、城北町、曙町、奥井町、窪本町、窪新町、上富居、上赤江町、中富居、上飯野、上飯野新町、鶴ヶ丘町、飯野、小西、五本榎、手屋、金泉寺	
［一三～三一　同上］			

六　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

［一　略］	
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	
区分	当該伝搬障害防止区域の範囲
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（
	当該区域に係る地域の名称		

改正前

［一　同上］	
二　［同上］	
区分	当該伝搬障害防止区域の範囲
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（
	当該区域に係る地域の名称		

一四	削除			
一五	削除			
［一六～二五　略］				

一四	人命・財産の保護用	㈠　三重県津市栄町一丁目一〇〇番地（五九）	○	五〇	三重県津市　栄町、鳥居町、丸之内養正町、中央、丸之内、岩田、幸町、大倉、西阿漕町新田、垂水
		㈡　三重県度会郡大宮町滝原字岩内山二〇六四の四番地（七四五）	四・六		
一五	同右	㈠　三重県津市栄町一丁目一〇〇番地（六三）	○	五〇	三重県津市　栄町、鳥居町、観音寺町、納所町
		㈡　三重県阿山郡大山田村大字奥馬野字布引一一一三番地の三（八五二）	二・〇		
［一六～二五　同上］					

七　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［一　同上］ 二　［同上］
区分	区分
重要無線通信の種類	重要無線通信の種類
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域の範囲
当該区域に係る地域の名称	当該区域に係る地域の名称
電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所から上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所から上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）
［一～九　略］	［一～九　同上］
一〇　削除	一〇　同右
	㈠　富山県富山市新総曲輪一―七（五八）
	㈡　富山県魚津市大字本江村字鷹休場一（三一九）
	六・三
	五〇
	富山県富山市　新総曲輪、新桜町、桜橋通り、千歳町、明輪町、城北町、曙町、奥井町、稲荷元町、窪本町、窪新町、上冨居、上赤江町、中冨居、上飯野、上飯野新町、新庄町、鶴ケ丘町、小西、五本榎、手屋、金泉寺、一本木、中野新
［一一～三一　略］	［一一～三一　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

			置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
［一～四　略］			
五	削除		

			置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
［一～四　同上］			
五	同右		
	(一)　京都府京都市上京区衣棚出水下ル常泉院町一二八番地 （九一）		
	(二)　大阪府東大阪市上石切町二丁目一四五一の四四 （五八二）		
	七	〇	五〇
	京都府 京都市 上京区　常泉院町、両御霊町、藪之内町、東立売町、春帯町、門跡町、今薬屋町、東裏辻町、夷川町 中京区　梅屋町、大炊町、桝屋町、田中町、指物屋町、弁財天町、毘沙門町、亀屋町、泉町、大黒町、東夷川町、薬師町、槌屋町、正行寺町、西大黒町、二条西洞院町、古城町、押西洞院町、下古城町、石橋町、押油小路町、式阿弥町、壺屋町、宮木町、宗林町、西堂町、塩屋町、橋東詰町、三条油小路町、猩々町、越後町、本能寺町、六角油小路町、越後突抜町、山田町、四坊堀川町、三文字町、藤西町、錦堀川町 下京区　柏屋町、唐津屋町、四条堀川町、高野堂町、西綾小路西半町、妙満寺町、綾堀川町、雁金町、要法寺町、晒屋町、吉水町、荒神町、徳屋町、富永町、西高辻町、高辻堀川町、五軒町、吉文字町、高辻猪熊町、来迎堂町、北門前町、柿本町、掘之上町、大宮、本願寺門前町、突抜、御器屋町、花畑町、大工町、上之町、和気町、上中之町、観喜寺町、八条坊門町		

	六	七
	削除	削除

［八～一四　略］

	六	七
	同右	同右
南区　八条坊門町、八条町、九条町、東寺町、八条内田町、四ツ塚町、西九条南田町、西九条大国町、西九条豊田町、西九条高畠町、上鳥羽高畠町、上鳥羽上調子町、上鳥羽掘子町、上鳥羽北島田町、上鳥羽北村山町、上鳥羽南島田町、上鳥羽南村山町、上鳥羽城ケ前町、上鳥羽川端町、上鳥羽鍋ケ淵町、上鳥羽岩ノ本町、上鳥羽八王神町	(一)　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目四番一号（一一七） (二)　兵庫県三原郡南淡町灘黒岩字タブ四七六番地（五九八）	(一)　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目四番一号（一一七） (二)　兵庫県津名郡北淡町久野々字常隆寺七三六（五二二）
○六	○	○二・五
五〇	五〇	五〇
兵庫県神戸市中央区　下山手通、北長狭通、花隈町、橘通、多聞通、中町通、古湊通 兵庫区　新開地、湊町、永沢町、三川口町、羽坂通、西柳原町、駅南通、浜崎通、松原通、芦原通、御所通、和田山通 長田区　梅ケ香町、東尻池新町、東尻池町、浜添通、苅藻通、駒栄町、南駒栄町、駒林町、駒ケ林南町	兵庫県神戸市中央区　下山手通、北長狭通、花隈町、橘通、多聞通、中町通、古湊通、新開地、湊町、永沢町、三川口町、羽坂通、西柳原町、駅南通、浜崎通、松原通、芦原通、御所通、和田山通、長田区　梅ケ香町、東尻池新町、東尻池町、浜添通、苅藻通、駒栄町、南駒栄町、駒林町、駒ケ林南町	兵庫県神戸市中央区　下山手通、北長狭通、花隈町、橘通、西上橘通、福原町、新開地、下沢通

［八～一四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

八　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この項において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　削除	一　電気通信業務障害防止区域
	区分 / 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） / 当該伝搬障害防止区域の範囲（電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）） / 上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。） / 当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	二　［同上］
区分 / 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） / 当該伝搬障害防止区域の範囲（電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）） / 上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。） / 当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	［同上］
［一～一〇　略］	［一～一〇　同上］

［一二・一三　略］

一一

削除

［一二・一三　同上］

一一

人命・財産の保護用	(一) 石川県金沢市鞍月一丁目一番（五六・〇）	〇 二・五	五〇	石川県 金沢市　鞍月一丁目、西都二丁目、藤江北一丁目、藤江北二丁目、藤江北三丁目、藤江北四丁目、藤江南二丁目、藤江南三丁目、松村二丁目、松村三丁目、示野町、古府町
	(二) 石川県加賀市熊坂町未三七番一七（二七四・八）	三・四六 五・六八	五〇	石川県 金沢市　松島町、南塚町、神野町、神野一丁目、神野二丁目、矢木三丁目、上安原町、上安原南、上荒屋五丁目、上荒屋六丁目
		七・三二 八・六七	五〇	石川県 松任市　宮永町、宮永市町、新田町、相木町
		九・四六 一〇・二五	五〇	石川県 松任市　相木町、成町
		一四・〇五 一五・二〇	五〇	石川県 松任市　福留町、水澄町、源兵島町
		一五・七五 一六・三〇	五〇	石川県 松任市　水島町
		一八・七〇 一九・三五	五〇	石川県 能美郡　寺井町、根上町
		二〇・九五 二一・二七	五〇	石川県 能美郡　根上町
		二四・七二 二六・四〇	五〇	石川県 小松市　梯町、天神町、大川町二丁目、丸内町、泉町、殿町一丁目、古城町、丸の内町一丁目、丸の内町二丁目、浮城町、浜田町

一四	人命・財産の保護用	(一) 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目八番八号（四九）	○	四・一七	
		(二) 福岡県糸島郡志摩町大字野北字堂徳二八六七番七（二四七）	五〇	四・九七七・一七	

一四	人命・財産の保護用	(一) 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目八番八号（四九）	○	四・一七	
		(二) 福岡県糸島郡志摩町大字野北字堂徳二八六七番七（二四七）	五〇	四・九七七・一七	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

九　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		1　［同左］	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）
［1～540　略］	伝搬障害防止区域の範囲	［1～540　同左］	伝搬障害防止区域の範囲
541　削除		541　(1)　群馬県藤岡市藤岡1567－15（138.40）	北緯36度14分38秒東経139度04分45秒の地点と北緯36度15分12秒東経139度05分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
		(2)　群馬県藤岡市岡之郷台門1120－1（112.20）	
［542～880　略］		［542～880　同左］	
［2～4　略］		［2～4　同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

一四	人命・財産の保護用	(一) 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目八番八号（四九）	○	四・一七	
		(二) 福岡県糸島郡志摩町大字野北字堂徳二八六七番七（二四七）	五〇	四・九七七・一七	
一五	削除				
一六	削除				

一四	人命・財産の保護用	(一) 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目八番八号（四九）	○	四・一七	
		(二) 福岡県糸島郡志摩町大字野北字堂徳二八六七番七（二四七）	五〇	四・九七七・一七	

十　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～71　略］	［1～71　同左］
72　削除	72　(1)　長野県小諸市赤坂１丁目６番３号　(722.30) (2)　長野県上田市生田字浜地2709番地　(548.30) / 北緯36度19分35秒東経138度25分29秒の地点と北緯36度21分49秒東経138度17分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［73　略］	［73　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十一　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～268　略］	［1～268　同左］
269　削除	269　(1)　長野県駒ヶ根市上穂北１番12号　(739.20) (2)　長野県上伊那郡中川村大草4967番地５　(842.40) / 北緯35度44分20秒東経137度56分03秒の地点と北緯35度37分58秒東経137度57分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［270～384　略］	［270～384　同左］
［2・3　略］	［2・3　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十二　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 ／ 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） ／ 伝搬障害防止区域の範囲	区分 ／ 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） ／ 伝搬障害防止区域の範囲
［1～250　略］	［1～250　同左］
251　削除	251　(1)　岡山県倉敷市老松町３―３―１　(57.80) (2)　岡山県倉敷市連島町矢柄字北面平4790―１　(60.80) ／ 北緯34度35分48秒東経133度45分44秒の地点と北緯34度33分55秒東経133度43分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［252～305　略］	［252～305　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十三　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 ／ 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） ／ 伝搬障害防止区域の範囲	区分 ／ 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） ／ 伝搬障害防止区域の範囲
［1～128　略］	［1～128　同左］
129　削除	129　(1)　茨城県古河市尾崎4057　(83.10) (2)　茨城県坂東市沓掛東浦5012―１　(58.10) ／ 北緯36度10分47秒東経139度51分04秒の地点と北緯36度06分27秒東経139度53分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［130～219　略］	［130～219　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十四　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1・2　略］ 3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	［1・2　同左］ 3　［同左］
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　削除	3　(1)　富山県富山市新総曲輪１―７　(61.00) (2)　富山県砺波市庄川町隠尾字外山133　(521.00)　北緯36度41分41秒東経137度12分37秒の地点と北緯36度39分28秒東経137度08分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4　略］	［4　同左］
［4・5　略］	［4・5　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十五　平成二十一年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1・2　略］ 3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	［1・2　同左］ 3　［同左］
［1～14　略］	［1～14　同左］
15　(1)　滋賀県大津市打出浜１―10　(138.30) (2)　京都府京都市左京区修学院牛が額３　(852.50)　北緯35度00分27秒東経135度52分22秒の地点と北緯35度00分37秒東経135度52分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度01分15秒東経135度51分45秒の地点と北緯35度01分36秒東経135度51分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	15　(1)　滋賀県大津市打出浜１―10　(138.30) (2)　京都府京都市左京区修学院牛が額３　(852.50)　北緯35度00分27秒東経135度52分22秒の地点と北緯35度00分37秒東経135度52分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度01分15秒東経135度51分45秒の地点と北緯35度01分36秒東経135度51分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	16　(1)　滋賀県大津市打出浜１―10　(138.30) (2)　滋賀県栗東市観音寺字亀谷379　(703.00)　北緯35度00分27秒東経135度52分23秒の地点と北緯35度00分11秒東経135度53分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度59分59秒東経135度54分31秒の地点と北緯34度59分46秒東経135度55分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4　略］	［4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十六　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～31　略］	［1～31　同左］
32　削除	32　(1)　長野県上田市大手１―10―16　(489.80) (2)　長野県小県郡青木村大字田沢字宮ノ窪3227―１　(594.10) / 北緯36度24分02秒東経138度14分48秒の地点と北緯36度22分11秒東経138度07分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［33～89　略］	［33～89　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十七　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1～3　略］	［1～3　同左］
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域	4　［同左］
［1～40　略］	［1～40　同左］
41　(1)　岡山県浅口市金光町上竹2536番28　(403.00) (2)　岡山県倉敷市玉島服部字二万越2837番５　(197.00) / 北緯34度34分20秒東経133度37分01秒の地点と北緯34度36分18秒東経133度41分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	41　(1)　岡山県浅口市金光町上竹2536番28　(403.00) (2)　岡山県倉敷市玉島服部字二万越2837番５　(197.00) / 北緯34度34分17秒東経133度36分54秒の地点と北緯34度36分19秒東経133度41分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［42～158　略］	［42～158　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十八　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～14　略］	［1～14　同左］
15　削除	15　(1)　群馬県沼田市材木町字滝棚1173―1　(471.70) (2)　群馬県利根郡みなかみ町師字大沢田810　(425.20) / 北緯36度38分40秒東経139度02分54秒の地点と北緯36度40分28秒東経139度00分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［16～25　略］	［16～25　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十九　平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～12　略］	［1～12　同左］
13　削除	13　(1)　東京都立川市曙町３―18―55　(175.70) (2)　東京都小平市小川町１―830　(107.00) / 北緯35度42分01秒東経139度25分26秒の地点と北緯35度42分55秒東経139度26分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［14～32　略］	［14～32　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二十　平成二十八年総務省告示第二百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　削除	3　(1)　茨城県龍ケ崎市4200―3　(66.50) (2)　茨城県稲敷郡美浦村興津字向井982―1　(73.20) / 北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度55分28秒東経140度12分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度55分44秒東経140度12分55秒の地点と北緯35度55分52秒東経140度13分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分09秒東経140度13分27秒の地点と北緯35度56分18秒東経140度13分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分36秒東経140度14分01秒の地点と北緯35度57分20秒東経140度14分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度58分08秒東経140度15分58秒の地点と北緯35度59分28秒東経140度17分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4～15　略］	［4～15　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二十一　平成二十年総務省告示第四百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～11　略］	［1～11　同左］

12	削除
［13～16　略］	

［２・３　略］

12	(1)　広島県広島市中区大手町４－１－８　(116.50) (2)　広島県広島市南区宇品海岸２－13－17　(39.20)	北緯34度23分08秒東経132度27分14秒の地点と北緯34度21分33秒東経132度27分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［13～16　同左］		

［２・３　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十二　平成三十一年総務省告示第九十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
電気通信業務用伝搬障害防止区域			［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～106　略］			［１～106　同左］		
107	削除		107	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町鎌倉字有ヶ畑４　(308.00) (2)　兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷66　(592.50)	北緯34度59分01秒東経135度20分46秒の地点と北緯34度58分22秒東経135度18分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
108	削除		108	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町大字猪淵字上本滝１―11　(301.00) (2)　兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷66　(592.50)	北緯34度52分35秒東経135度20分20秒の地点と北緯34度53分06秒東経135度20分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分11秒東経135度20分05秒の地点と北緯34度53分24秒東経135度20分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分25秒東経135度20分00秒の地点と北緯34度53分30秒東経135度19分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分34秒東経135度19分56秒の地点と北緯34度54分07秒東経135度19分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度54分11秒東経135度19分

		41秒の地点と北緯34度58分14秒東経135度18分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［109～171　略］		［109～171　同左］
172	削除	172	(1)　兵庫県三田市大川瀬　(244.50) (2)　兵庫県神戸市灘区摩耶山町２－２　(723.90)	北緯34度55分53秒東経135度06分35秒の地点と北緯34度44分07秒東経135度12分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［173～204　略］		［173～204　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十三　令和五年総務省告示第五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
［１・２　略］			［１・２　同左］		
３　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域			３　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～４　略］			［１～４　同左］		
5	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－41　(111.10) (2)　大阪府東大阪市上石切町２－1451－44　(580.80)	北緯34度41分01秒東経135度31分09秒の地点と北緯34度41分05秒東経135度32分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	5	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－41　(111.10) (2)　大阪府東大阪市上石切町２－1451－44　(577.60)	北緯34度41分01秒東経135度31分09秒の地点と北緯34度41分05秒東経135度32分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	削除		6	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－11　(93.60) (2)　大阪府東大阪市上石切町２－1451－44　(582.00)	北緯34度41分03秒東経135度31分12秒の地点と北緯34度41分07秒東経135度33分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［7　略］			［7　同左］		
［4　略］			［4　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十四　令和五年総務省告示第二百二十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］ 2　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	［1　同左］ 2　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～4　略］	［1～4　同左］
5　(1)　大阪府大阪市中央区大手前3－1－41　(111.10) (2)　和歌山県紀の川市切畑字葛城969－424　(865.30)	北緯34度41分01秒東経135度31分09秒の地点と北緯34度38分51秒東経135度30分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度38分30秒東経135度30分33秒の地点と北緯34度38分00秒東経135度30分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	5　(1)　大阪府大阪市中央区大手前3－1－41　(111.10) (2)　和歌山県紀の川市切畑字葛城969－424　(867.00)	北緯34度41分01秒東経135度31分09秒の地点と北緯34度38分51秒東経135度30分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度38分30秒東経135度30分33秒の地点と北緯34度38分00秒東経135度30分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百三十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、令和四年総務省告示第二十四号（水底線路の保護区域を指定する等の件）は廃止し、昭和五十八年郵政省告示第五百四十号（水底線路の保護区域を指定する等の件）の第三号に係る水底線路の保護区域の指定は解除する。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

第一号

一　敷設区間

大島～利島間

（大島側）東京都大島町元町二丁目二〇番三一号地先

（利島側）東京都利島村二四三九地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図①のとおり

第二号

一　敷設区間

利島～新島間

（利島側）東京都利島村二四三九地先

（新島側）東京都新島村字黒根二三番

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図①のとおり

第三号

一　敷設区間

大島側分岐～新島側分岐間

（大島側）北緯三四度三七分一五秒一、東経一三九度一九分五六秒七

（新島側）北緯三四度三〇分一八秒四、東経一三九度一三分四九秒八

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図①のとおり

第四号

一　敷設区間

庵治～大島間

（庵治側）香川県高松市庵治町字荒浜六〇二九番二

（大島側）香川県高松市庵治町六〇三四番地の一

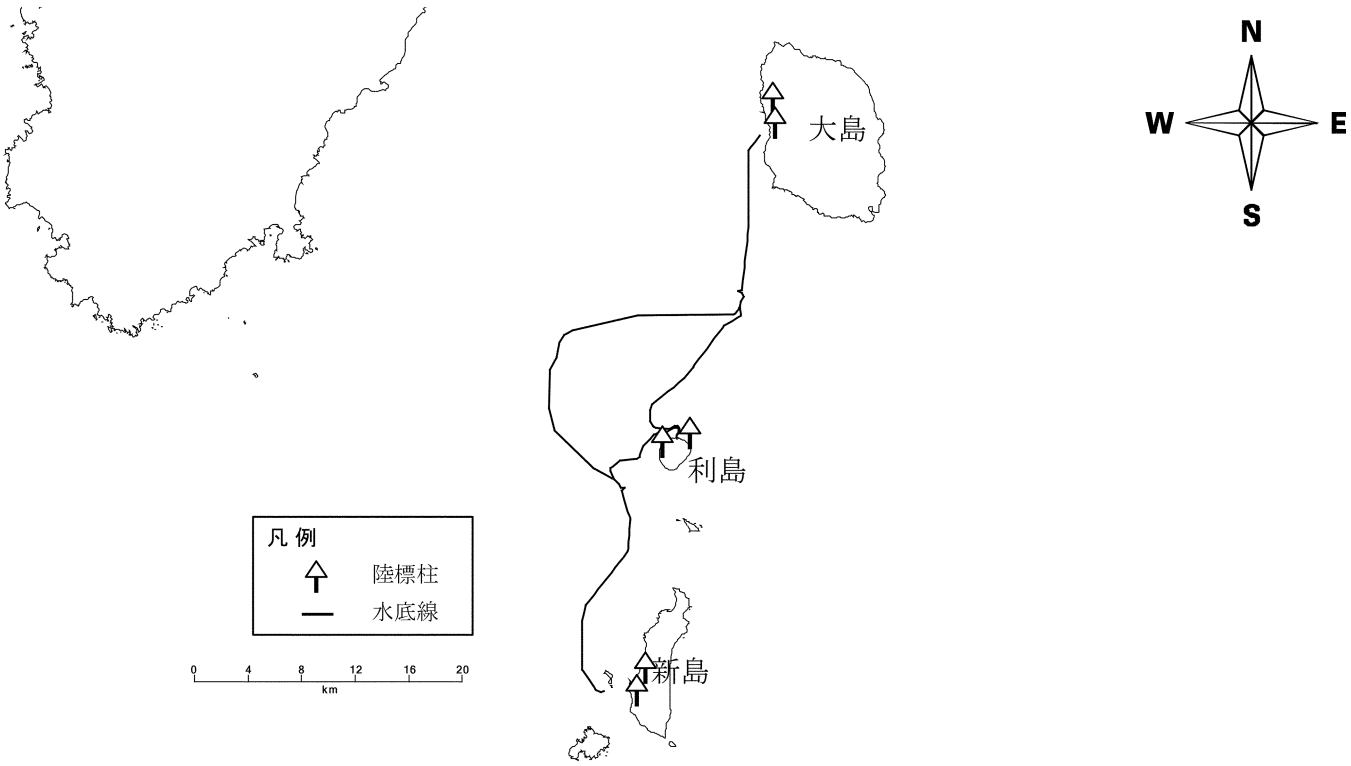
二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

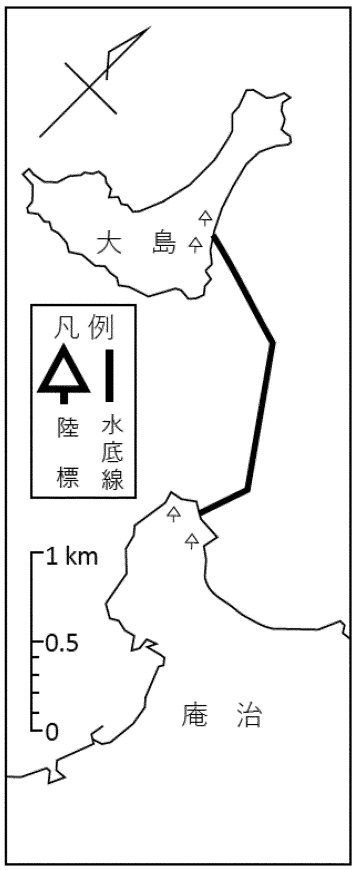
三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図①のとおり

別図(一)



別図(二)



○文化庁告示第二十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項（同法第百三条において準用する場合を含む。）に基づき令和七年七月二日に次のとおり裁定をするとともに、当該裁定に係る補償金の額を定めたので、同法第七十条第六項（同法第百三条において準用する場合を含む。）に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月二十九日

文化庁長官　都倉　俊一

番号	著作物等の題号等	著作者等の氏名	利用者の氏名	利用者の住所	利用方法	著作物の補償金の額（円）	補償金の総額（円）
1	別表１参照	別表１参照	岐阜県図書館	岐阜県岐阜市宇佐４丁目２－１	当該著作物を画像データとして複製し、岐阜県図書館のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、５年間無償でインターネット配信（公衆送信）を行う。	別表１参照	211,820
2	別表２参照	別表２参照	立川市	東京都立川市泉町1156―９	別表２の著作物№１～３の一部、№４の全文及び№５の一部（翻訳）を収録した書籍『新編立川市史　資料編　現代２』を800部作成（複製、№５に関しては翻訳及び複製）し、250部を近隣の教育・研究機関や図書館へ無償頒布（譲渡）し、550部を定価2,273円（本体価格）で有償頒布（譲渡）する。	別表２参照	2,285
3	ムスカリ	岡田　睦	有限会社鹿美社	千葉県八千代市大学町２―11―６	当該著作物を収録した書籍を1,000部作成（複製）し、定価2,400円（本体価格）で販売（譲渡）する。	7,920	7,920
4	人質　譯詩	小栗　孝則	教育出版株式会社	東京都江東区有明三丁目４番10号ＴＦＴビル西館	当該著作物を収録した令和７年度版中学国語教科書準拠の「教師用指導書セット」（定価72,600円（税込価格））のMyデジタル準備室の追加教材（テキストデータ）を複製し、教育出版株式会社が契約を結ぶレンタルサーバ（さくらインターネット株式会社）において、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、クラウド上の専用ページにてダウンロード形式のインターネット配信を行う（公衆送信、複製）。配信期間は４年間とする。	22,000	22,000
					上記に加えて、必要に応じて配信期間を２年間延長する。	11,000	11,000
5	別表３―１参照	別表３―１参照	株式会社エデュケーショナルネットワーク	東京都千代田区神田猿楽町１―５―15	当該著作物を収録した教材「夏期発展サマートレーニング中２英語」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、1,000部を定価1,555円（本体価格）で販売（譲渡）する。	別表３―３参照	39,693
	別表３―２参照	別表３―２参照			当該著作物を収録した教材「難関高校実戦テスト中３英語」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、1,000部を定価2,248円（本体価格）で販売（譲渡）する。	別表３―４参照	43,776
					当該著作物を学習塾用電子教材（デジタルブック）「難関高校実戦テスト中３英語」として複製並びに翻訳及び複製し、株式会社エデュケーショナルネットワークのサーバにおいて、利用者（専用ビューア又は専用アプリ（END-Books3）を使用）の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、有償で会員制のインターネット配信（公衆送信）を行う。総利用者数は9,800人を上限とし、配信期間は１年間とする。	別表３―５参照	33,000
					上記に加えて、必要に応じて配信期間を１年間延長する。延長は３回までとする。	別表３―６参照	22,000
6	別表４―１参照	別表４―１参照	株式会社世界思想社教学社	京都府京都市左京区岩倉南桑原町56番地	当該著作物を複製又は翻訳及び複製（英語から日本語又は日本語から英語）し、受験参考書の問題として、実際に出題された形態で掲載し、販売（譲渡）する。また、当該著作物の一部を口述及び録音し、株式会社世界思想社教学社のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、無償でインターネット配信（公衆送信）を行う。	別表４―２、４―３参照	185,017
7	ロッカー	株式会社カノックス	株式会社共同テレビジョン	東京都中央区築地５―６―10浜離宮パークサイドプレイス11Ｆ	当該著作物をオムニバスドラマ全５話中の１話とする「世にも奇妙な物語　傑作選（仮）」を株式会社フジテレビジョンに提供し、同社において令和７年５月31日に地上波全国放送（公衆送信）を行う。また当該著作物の一部を含む予告映像を株式会社フジテレビジョンに提供し、同社において令和７年５月16日から31日まで地上波全国放送（公衆送信）を行う。	275,000	275,000
					当該著作物をオムニバスドラマ全５話中の１話とする「世にも奇妙な物語　傑作選（仮）」を株式会社フジテレビジョンに提供し、テレビ大分において上記の放送から７か月以内に地上波放送（公衆送信）を行う。また予告映像も放送日に合わせて２週間程度、地上波放送（公衆送信）を行う。		

8	吸血女バイオレット	高園寺　司	株式会社まんだらけ	東京都中野区中野５―52―15ブロードウェイビル	当該著作物を1,200部作成（複製）し、定価2,500円（本体価格）で販売（譲渡）する。	495,000	495,000
9	はじめの一歩　あみものできた！	のむら・まりあ	株式会社日本ヴォーグ社	東京都中野区弥生町５丁目６番１号	当該著作物を10,000部作成（複製）し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。	352,000	352,000
10	歴史の必然性について―私たちは歴史の一部である	北川　東子	尚文出版株式会社	広島県広島市西区横川町３丁目７番22号	当該著作物を収録した書籍『国語過去問題集　総合版』を30,000部作成（複製）し、定価1,100円（本体価格）で販売（譲渡）する。	10,843	10,843
					当該著作物を収録した書籍『国語過去問題集　現代文版』を30,000部作成（複製）し、定価1,050円（本体価格）で販売（譲渡）する。	10,997	10,997
11	別表５―１参照	別表５―１参照	株式会社世界思想社教学社	京都府京都市左京区岩倉南桑原町56番地	当該著作物を複製し、受験参考書の問題として、実際に出題された形態で掲載し、販売（譲渡）する。	別表５―２、５―３参照	33,771
12	人間兇器	中野　喜雄	有限会社グループ・ゼロ	東京都東久留米市本町１―５―21リバーウエストスクエア７Ｆ	日本国内向けにサービスを行っている電子書籍販売サイト各社のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、有料（１巻当たり400円（税抜き））でダウンロード又はストリーミング形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。配信期間は３年間とする。	11,000	11,000
					上記に加えて、必要に応じて配信期間を３年間延長する。	5,500	5,500
13	解説（「特攻基地知覧」（角川書店）収録）	入江　徳郎	株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ	東京都千代田区富士見２丁目13番３号	当該著作物を6,000部作成（複製）し、定価1,300円（本体価格）で販売（譲渡）する。	24,000	24,000
					上記に加えて、当該著作物を追加複製し、定価1,300円（本体価格）で販売（譲渡）する。		
					上記に加えて、当該著作物を電子書籍として複製し、電子書籍販売サイトのサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価1,170円（本体価格）でダウンロード形式のネット配信（公衆送信、複製）を行う。		
14	別表６―１参照	別表６―１参照	株式会社エデュケーショナルネットワーク	東京都千代田区神田猿楽町１―５―15	当該著作物を収録した教材「ＳＳＳ中３英語Ⅱ」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、1,500部を定価1,170円（本体価格）で販売（譲渡）する。	別表６―２参照	70,400
15	自像	河内山　賢祐	渋谷区立松濤美術館	東京都渋谷区松濤２―14―14	当該著作物を掲載した展覧会図録を1,300部製作（複製）し、定価2,000円（税込価格）で販売（譲渡）する。	3,500	3,500
16	別表７―１参照	別表７―１参照	株式会社世界思想社教学社	京都府京都市左京区岩倉南桑原町56番地	当該著作物を複製又は翻訳及び複製（英語から日本語）し、受験参考書の問題として、実際に出題された形態で掲載し、販売（譲渡）する。また、当該著作物の一部を複製し、株式会社世界思想社教学社のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、無償でインターネット配信（公衆送信）を行う。	別表７―２、７―３参照	47,494
17	別表８―１参照	別表８―１参照	株式会社ベネッセコーポレーション	東京都多摩市落合一丁目34番	当該著作物を、株式会社ベネッセコーポレーションの通信教育「進研ゼミ」の出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、販売（譲渡）する。	別表８―２参照	23,100
					当該著作物を、株式会社ベネッセコーポレーションの通信教育「進研ゼミ」のウェブ用教材において複製、口述及び録音（複製）し、認証下のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、インターネット配信（公衆送信）を行う。	別表８―３参照	59,400

別表１

１件あたりの補償金（円・税込）

＜複数名は案分＞

著作物番号	地図名	著者	発行年	寸法（cm）	概要	５年間
1	七福神順拝路程	不明	不明	16×24	江戸図	1,190
2	西ヶ原無量寺	不明	不明	25×35	江戸図	1,190
3	木曽長良揖斐三川改修後之図	不明	不明	50×97	土木・河川・鉱山図	1,190
4	京畿	不明	不明	39×26	朝鮮関係図 外題：東国輿図分幅	1,190
5	京畿道	不明	不明	22×16	朝鮮関係図 外題：輿図	1,190
6	新潟県佐渡国加茂湖及両津湾実測図	不明	不明	117×129	湖沼・湾岸図	1,190
7	上毛国草津温泉ヨリ諸道里程	不明	不明	８×32	冊子型温泉記 外題：草津温泉道中案内記	1,190
8	上州草津温泉図	不明	不明	26×16	冊子型温泉記 外題：草津温泉入湯案内記	1,190
9	日本海上之絵図	不明	不明	49×68	航海図	1,190
10	不明（仮題：名古屋町方・武家屋敷図　小林路見）	不明	不明	54×39	名古屋図 仮題：名古屋町方・武家屋敷図　小林路見	1,190
11	不明（仮題：名古屋町方・武家屋敷図　廣井）	不明	不明	40×54	名古屋図 仮題：名古屋町方・武家屋敷図　廣井	1,190
12	不明（仮題：名古屋町方・武家屋敷図　幅下図）	不明	不明	40×54	名古屋図 仮題：名古屋町方・武家屋敷図　幅下図	1,190
13	不明（仮題：名古屋町方・武家屋敷図　町方図）	不明	不明	54×39	名古屋図 仮題：名古屋町方・武家屋敷図　町方図	1,190
14	不明（仮題：名古屋町方・武家屋敷図　山口）	不明	不明	54×39	名古屋図 仮題：名古屋町方・武家屋敷図　山口	1,190
15	不明（仮題：名古屋城近傍図）	不明	不明	84×76	名古屋図 仮題：名古屋城近傍図	1,190
16	名古屋港之図	不明	不明	61×36	名古屋図 外題：名古屋港案内	1,190
17	名古屋交通図	不明	不明	16×10	名古屋図 外題：へちま薬師繪はがき	1,190
18	不明（仮題：横浜港絵図）	不明	不明	29×41	江戸・明治期都市図 仮題：横浜港絵図	1,190
19	愛知県幡豆郡横須賀村図	不明	不明	55×40	地引絵図雛形 外題：幡豆郡実測図	1,190
20	不明（仮題：幡豆標準賃貸価格地図）	不明	昭和11年（1936）	83×58	地引絵図雛形 仮題：幡豆標準賃貸価格地図	1,190

21	不明（外題：下野國足利郡足利古絵図）	不明	不明	120×100	江戸・明治期都市図 タイトルは外題による	1,190
22	不明（仮題：福井城下町絵図）	不明	不明	125×94	江戸・明治期都市図 仮題：福井城下町絵図	1,190
23	那珂湊近辺図	不明	不明	68×34	江戸・明治期都市図	1,190
24	PLAN DE PARIS ET SES FORTIFICATIONS	A. Logerot	不明	71×103	外国都市図 外題：FORTIFICATIONS DE PARIS	1,190
25	PIANTA DELLA CITTÀ DI FIRENZE	Edward Goodban	不明	52×67	外国都市図 外題：PIANTA DI FIRENZE	1,190
26	東京御絵図	不明	不明	44×61	東京図 外題：改正東京御絵図	1,190
27	東京全図	不明	不明	135×135	東京図	1,190
28	大阪市復興都市計画図	不明	不明	81×55	大阪図	1,190
29	不明（外題：名古屋地図）	不明	不明	80×42	名古屋図 タイトルは外題による	1,190
30	不明（外題：茨城県新治郡大村全図）	不明	不明	129×126	村絵図 タイトルは外題による	1,190
31	不明（仮題：伊勢国一志郡村境絵図）	不明	不明	127×96	村絵図	1,190
32	伊勢國一志郡久米村	不明	不明	33×44	村絵図	1,190
33	東茨城郡竹原村大字竹原全図	不明	不明	125×215	村絵図	1,190
34	不明（仮題：字諏訪免図）	不明	不明	87×108	村絵図 仮題：字諏訪免図	1,190
35	下野国都賀郡谷中八ヶ村	不明	不明	41×54	村絵図	1,190
36	伊勢国員弁郡鳥取村全図	不明	不明	69×29	村絵図	1,190
37	亘理郡蕨村麁絵図面	不明	不明	65×50	村絵図	1,190
38	冨野全図	不明	不明	75×100	村絵図	1,190
39	横須賀町扇島分譲地御案内	不明	不明	54×39	分譲地耕地整理図	1,190
40	不明（仮題：石狩平野一万分の一地図）	不明	不明	198×118	北海道図 仮題：石狩平野一万分の一地図	1,190
41	不明（外題：東京千葉両営下御猟地区画地図）	不明	不明	77×94	関八州図 タイトルは外題による	1,190
42	越前州志比荘吉祥山永平禅寺全図	不明	不明	46×62	神社仏閣名所旧跡図	1,190
43	恵那郡道路開鑿景況図	不明	不明	38×70	国内近代都市図	1,190
44	岐阜県岐阜市之図	不明	不明	27×39	国内近代都市図	1,190

45	宇治山田市街略図 伊勢参宮線路略図 皇大神宮域内図 豊受大神宮域内図	不明	不明	39×54	国内近代都市・神社仏閣名所旧跡図	1,190
46	山田市付近参拝遊覧全図	不明	不明	37×39	国内近代都市図	1,190
47	岐阜市旅館案内図	不明	不明	37×55	国内近代都市図	1,190
48	桑名市全図	不明	不明	78×54	国内近代都市図	1,190
49	清水築港と都市計画図	不明	不明	62×47	国内近代都市図	1,190
50	清水市全図	不明	不明	52×38	国内近代都市図	1,190
51	岩瀬郡須賀川町全図	不明	不明	54×79	国内近代都市図	1,190
52	高山町市街地図	不明	不明	39×27	国内近代都市図	1,190
53	不明（仮題：高山町図）	不明	不明	38×27	国内近代都市図 仮題：高山町図	1,190
54	善光寺境内及附近	不明	不明	39×27	国内近代都市図	1,190
55	博多古図　文化年間（江戸）之図	不明	不明	39×52	江戸・明治期都市図	1,190
56	彦根町市街之図	不明	不明	39×55	国内近代都市図	1,190
57	福井市街地図	不明	不明	55×39	国内近代都市図	1,190
58	福井市街地図	不明	不明	53×42	国内近代都市図	1,190
59	福井市街全図	不明	不明	79×55	国内近代都市図	1,190
60	門司市管内図	不明	不明	56×96	国内近代都市図	1,190
61	横須賀市全図	不明	不明	64×83	国内近代都市図	1,190
62	不明（仮題：万里の長城黄土高原図）	不明	不明	48×73	中国近代都市図 仮題：万里の長城黄土高原図	1,190
63	至聖先師孔子廟図	不明	不明	104×53	中国関係図	1,190
64	至聖先師孔子林図	不明	不明	105×52	中国関係図	1,190
65	第十九図　美濃　近江　若狭	星野悳一	明治26年（1893）	14×20	明治期以降日本図	1,190
66	西春日井郡内里程表	不明	不明	28×40	県図・郡図	1,190
67	東春日井郡里程図	不明	不明	28×40	県図・郡図	1,190
68	栃木県第二土木工区図	不明	不明	76×54	県図・郡図	1,190
69	不明（仮題：成田香取鹿島息栖絵図）	不明	不明	34×48	道中図 仮題：成田香取鹿島息栖絵図	1,190
70	鹿嶋香取筑波日光参詣順路之図	伊勢屋庄兵衛	不明	32×47	道中図	1,190

71	成田香取鹿島息栖筑波日光案内絵図	総州成田仲町三橋堂	不明	33×48	道中図	1,190
72	東京市街全図	不明	不明	26×28	東京図	1,190
73	不明（仮題：伊勢山田より道程表）	不明	不明	16×47	道程表 仮題：伊勢山田より道程表	1,190
74	大和廻高野山順案内記	不明	不明	16×42	道中図	1,190
75	新領地台湾島全図	不明	不明	54×40	台湾図	1,190
76	MAP OF THE CITY OF LOS ANGELES.	NEWMAN & WILSON	明治37年（1904）	56×52	外国都市図	1,190
77	西部爪哇自動車道路図	不明	不明	31×46	外国図	1,190
78	大阪市全図	不明	不明	54×39	大阪図	1,190
79	名古屋市街図	不明	不明	54×38	名古屋図	1,190
80	大名古屋市地図	不明	不明	76×54	名古屋図	1,190
81	大里郡旧領地分画図	不明	不明	77×108	村絵図	1,190
82	不明（仮題：鹿島街道絵図）	不明	不明	77×128	村絵図 仮題：鹿島街道絵図	1,190
83	不明（仮題：聖山略図）	不明	不明	28×38	村絵図 仮題：聖山略図	1,190
84	釜山府全図	武田信義	昭和５年（1930）	48×64	朝鮮近代都市図	1,190
85	一目でわかる日本旅行地図	八代登	昭和６年（1931）	22×165	鉄道図	1,190
86	豊橋市小字入明細図	薄田四三二	昭和４年（1929）	54×39	国内近代都市図	1,190
87	最新版　粁程入　朝鮮旅行案内図	白川行晴	昭和10年（1935）	79×55	朝鮮近代都市図	1,190
88	最新漢口市街詳　附武漢陽市街図　漢口付近図	西澤太郎	昭和13年（1938）	55×79	中国近代都市図	595
		馬場日良				595
89	静岡・清水市附近明細地図（附交通網及名所案内）	土橋健一	昭和８年（1933）	39×59	国内近代都市図	1,190
90	浦和市全図	都築庸二	昭和13年（1938）	73×103	国内近代都市図	1,190
91	大川崎市全地図	都築庸二	昭和13年（1938）	63×93	国内近代都市図	1,190
92	東京市荏原区全図	都築庸二	昭和11年（1936）	79×55	東京区図	1,190
93	新撰縮図大和全國地図	塚本松治郎	明治24年（1891）	68×47	国図・県図	1,190
94	奈良町実測細見図	塚本松治郎	明治29年（1896）	54×39	国内近代都市図	1,190
95	嘉義市街実測図	津久井半二郎	昭和11年（1936）	36×43	台湾近代都市図	1,190
96	高雄市街図・高雄州管内図・屏東案内図	中島新一郎	昭和７年（1932）	53×77	台湾近代都市図	1,190

97	函館市街新全図附近郡部之図	中島三郎	大正７年（1918）	54×78	国内近代都市図	1,190
98	大正最新北海道精図	中嶋三郎	大正15年（1926）	54×78	北海道図	1,190
99	伊勢両宮大和国御陵並名所古蹟一覧図	中澤治平	明治18年（1885）	37×53	道中図	1,190
100	福井市街地図	中村六三郎	昭和５年（1930）	54×39	国内近代都市図	1,190
101	不明（外題：松島塩竈真景全図）	片岡久太郎	明治38年（1905）	40×109	松島図 タイトルは外題による	1,190
102	四国八拾八所偏禮之図	池田竹市	明治22年（1889）	50×34	四国八十八ケ所図	1,190
103	門司新市街図	森治郎	大正８年（1919）	40×55	国内近代都市図	1,190
104	最新広島市街地図	森治郎	大正８年（1919）	79×55	国内近代都市図	1,190
105	佐賀新市街地図	管峰一	大正14年（1925）	54×79	国内近代都市図	1,190
106	東京絵図	大倉四郎兵衛	明治23年（1890）	49×69	東京図	1,190
107	東京絵図	大倉四郎兵衛	明治17年（1884）	50×72	東京図	1,190
108	讃岐国小豆島実測量改正旅行案内地図	大森国松	昭和８年（1933）	38×54	神社仏閣名所旧跡図	1,190
109	三重県鳥羽港日和山眺望図	加藤倉之助	大正６年（1917）	35×51	神社仏閣名所旧跡図	1,190
110	安藝國厳島実地真景之図	田井久之助	明治28年（1895）	28×41	厳島図	1,190
111	近江案内略記	岡島平太郎	明治28年（1895）	41×55	国内近代都市図	1,190
112	大日本大全図	村山鉞太郎	明治27年（1894）	27×20	明治期以降日本図（１枚摺）	595
		山本明納				595
113	東山道西南部及北陸道一部之図	村山鉞太郎	明治28年（1895）	27×20	明治期以降日本図（１枚摺）	595
		山本明納				595
114	最近調査樺太全図　露稱薩哈連島	増田良蔵	明治38年（1905）	128×40	樺太図	1,190
115	埼玉県置郡分画図	荘司精一	明治12年（1879）	37×81	県図・郡図	1,190
116	明治改正　大日本新全図	草野省三	明治22年（1889）	96×68	明治期以降日本図（１枚摺）	1,190
117	京都細見全図	前田虎吉	明治22年（1889）	50×70	京都図	1,190
118	京都府管内全図	浅井廣信	明治27年（1894）	54×79	京都図	1,190
119	函館実地明細絵図	川瀬善一	明治24年（1891）	71×100	国内近代都市図	1,190
120	濃飛両国地理明細新全図	川瀬善一	明治25年（1892）	61×58	国図・県図	1,190

121	名古屋明細全図	川瀬善一	明治19年（1886）	72×50	名古屋図	1,190
122	躍進の城崎温泉観光図	小林義和	昭和13年（1938）	19×76	温泉案内図	595
		前田虹映				595
123	海陸明細日清韓三国地図	川上謂一郎	明治27年（1894）	63×46	中国近代都市図	1,190
124	第五回内国勧業博覧会場全図	川上助次郎	明治36年（1903）	53×39	大阪図	1,190
125	東京区分案内図附鉄道線路里程及賃金表	川越屋勇次郎	明治22年（1889）	37×51	東京図	1,190
126	四国第三拾八番土佐国足摺山図	不明	不明	28×41	神社仏閣名所旧跡図	1,190
127	徳島県阿波郡土成村四国第八番霊場真言宗普明山真光院熊谷寺景図	千桝源蔵	明治36年（1903）	28×40	神社仏閣名所旧跡図	1,190
128	徳島県阿波郡八幡村字切幡四国第十番霊場真言宗切幡寺全景図	千桝源蔵	明治36年（1903）	21×40	神社仏閣名所旧跡図	1,190
129	宇都宮市街図附栃木県管内略図	石原徳太郎	明治35年（1902）	39×54	国内近代都市図	1,190
130	大日本帝国京都官幣中社　北野神社境内全図	青山豊太郎	明治28年（1895）	39×69	神社仏閣名所旧跡図	1,190
131	大日本信濃国善光寺境内全図	霜鳥巴凌	明治33年（1900）	54×77	神社仏閣名所旧跡図	1,190
132	大日本三河國豊川妙厳寺吒枳尼尊天境内全図	青山豊太郎	明治30年（1897）	46×62	神社仏閣名所旧跡図	1,190
133	長岡市地図	西脇久次郎	大正２年（1913）	39×54	国内近代都市図	1,190
134	新町名入拡張大京城地図	飯尾耕平	昭和11年（1936）	60×77	朝鮮近代都市図	1,190
135	大哈爾浜案内図	武藤勇郎	昭和10年（1935）	53×77	中国近代都市図	1,190
136	最新地番入新京市街地図	土屋高一	昭和14年（1939）	108×79	中国関係図（満州）	1,190
137	浦和市全図	都築庸二	昭和８年（1933）	105×75	国内近代都市図	1,190
138	市川市全図	都築庸二	昭和９年（1934）	108×153	国内近代都市図	1,190
139	静岡市詳細図	渡邊一郎	昭和４年（1929）	78×55	国内近代都市図	1,190
140	静岡市詳細図	渡邊一郎	昭和６年（1931）	76×54	国内近代都市図	1,190
141	大長野市街略図	田中三之助	昭和６年（1931）	110×76	国内近代都市図	1,190
142	山城國綴喜郡男山八幡宮全山図	辻村豊富	明治11年（1878）	38×51	神社仏閣名所旧跡図	1,190
143	大満州国及支那本部大地図	長見天峯	昭和７年（1932）	109×79	中国関係図（満州）	1,190
144	信濃国上田全図	町田波太郎	明治24年（1891）	36×60	国内近代都市図	1,190
145	最新東京全図	中島萬吉	明治38年（1905）	54×81	東京図	1,190
146	実測東京市街明細全図	中島真太郎	明治39年（1906）	54×77	東京図	1,190
147	三州豊川閣之図	中西景視	明治27年（1894）	38×53	神社仏閣名所旧跡図	1,190

148	大和国添上郡今市村三千分一縮尺全図	中江達徳	明治12年（1879）	69×48	村絵図	1,190
149	不明（外題：大坂細見全図）	中井孫治	明治15年（1882）	51×49	大阪図 タイトルは外題による	1,190
150	実測縮図近江国新地図	中井久四郎	明治31年（1898）	41×53	国図・県図	1,190
151	室蘭地図	中井外吉	大正11年（1922）	54×78	国内近代都市図	1,190
152	改正詳密大阪新地図	竹内勝三郎	明治26年（1893）	77×51	大阪図	1,190
153	太宰府神社全図	池村又兵衛	不明	38×49	神社仏閣名所旧跡図	1,190
154	改正明細区分東京新図	大澤大三郎	明治17年（1884）	54×45	東京図	1,190
155	日露交戦地図	大山波吉	明治37年（1904）	107×77	日露戦争図	1,190
156	不明（仮題：西国三拾三所順礼図）	大口松壽	明治23年（1890）	75×61	西国三十三ヶ所図 仮題：西国三拾三所順礼図	1,190
157	三重県桑名郡全図	大橋三造	明治26年（1893）	73×90	県図・郡図	1,190
158	宇治黄檗山絵図	太田太兵衛	不明	37×52	神社仏閣名所旧跡図	1,190
159	大阪府管内全図	太田秀雄	明治22年（1889）	41×58	大阪図	1,190
160	新定大阪府管内全図	太田秀雄	明治23年（1890）	55×80	大阪図	1,190
161	改正鮮明広島市実測地図	早速有	明治29年（1896）	54×39	国内近代都市図	1,190
162	京都府全図	福田毅太郎	大正３年（1914）	135×107	京都図	1,190
163	岡崎市街全図	浅井泰三	昭和７年（1932）	79×54	国内近代都市図	1,190
164	岡崎市街全図	浅井泰三	昭和２年（1927）	79×54	国内近代都市図	1,190
165	不明（仮題：伊勢湾周辺里程絵図）	扇屋正七	不明	16×21	道中図 仮題：伊勢湾周辺里程絵図	1,190
166	京都名所旧跡図	扇屋正七	不明	25×35	京都図	1,190
167	実測改正東京最近図	川又直太郎	明治36年（1903）	53×74	東京図	1,190
168	実地測量美濃国地理明細全図	川瀬善一	明治12年（1879）	90×121	国図・県図	1,190
169	濃飛両国地理明細新全図	川瀬善一	明治19年（1886）	58×55	国図・県図	1,190
170	武蔵國秩父郡縣社三峰神社全図	川喜田松蔵	明治21年（1888）	36×49	神社仏閣名所旧跡図	1,190
171	新潟港明細図	藤田吉衛	明治17年（1884）	35×50	国内近代都市図	1,190
172	郡山市街地図宅地番入	石川一	昭和４年（1929）	79×108	国内近代都市図	1,190
173	台北市地図	石原幸作	昭和５年（1930）	78×55	台湾近代都市図	1,190
174	山陰五箇国明細全図	石原丑松	明治16年（1883）	108×143	国図・県図	1,190
175	播州御嶽山清水寺伽藍略図	石崖	不明	36×50	神社仏閣名所旧跡図	1,190

176	北海道石狩國上川郡明細図	青柳鶴治	明治33年（1900）	94×107	北海道図	1,190
177	上野國北甘楽郡一ノ宮町鎮座貫前神社境内全図	青山豊太郎	明治31年（1898）	39×54	神社仏閣名所旧跡図	1,190
178	改正近江国全図	西脇正信	明治15年（1882）	50×72	国図・県図	1,190
					合計	211,820

別表２

著作物の題号・著作者名・補償金の額

金額の単位：円

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	当該著作物が利用された実態（巻号・発行年・発行元）	補償金額（税込）
1	『立川市詩歌のみち』	谷川水車（谷川清）	言語	平成15年発行、私家版	336円
2	『ひわ色とき色』	谷川清	言語	平成４年発行、私家版	336円
3	「詩歌のみち　立川市多摩川べり遊歩道に詩歌のみちと名つけて」	谷川清	言語	『教育立川』第24号、平成２年、立川教育振興会発行に掲載	336円
4	「共益費の使途を明らかに　われわれの要望を予算に　対公団交渉を始めよう」	小日向允	言語	『けやき台自治会ニュース』第６号、1967年11月６日付、けやき台自治会広報部発行	672円
5	「Douglas G. Lauck F-105 History」	W. Howard Plunkett	言語	Webサイト「34th Tactical Fighter Squadron-Thud Era」（http://www.34tfsthuds.us）で2011年より公開	605円
				計	2,285円

別表３－１

利用する著作物【夏期発展サマートレーニング中２英語】

著作物番号	題号	著作者名	使用箇所（冒頭文）	当該著作物が利用された実態（高校入学試験英語問題）		
				出題年	出題校名	大問番号
1	不明	不明	Masao : Hi, John. How was your school trip?	2024	履正社高等学校	大問Ⅱ
2	不明	不明	Thank you for shopping at ABC SUPERMARKET	2024	近畿大学附属和歌山高等学校	大問11
3	不明	不明	“Good afternoon, everyone. We have a very important thing to tell you about Flight 135.	2015	明浄学院高等学校	大問Ⅲ
4	不明	不明	Daily Schedule in Everdale	2024	武庫川女子大学附属高等学校	大問２
5	不明	不明	Yoko : Hello, Bill. How are you?	2014	清明学院高等学校	大問Ⅲ
6	不明	不明	Tom : Hi, Kate. Are you free after school tomorrow?	2015	関西大倉高等学校	大問８
7	不明	不明	WELCOME to HANAZONO PARK!! HANAZONO PARK is a very beautiful park with many things to do.	2016	花園高等学校（進学カルティベート）	大問３(C)
8	不明	不明	Long ago, there lived an old man and his wife in a village.	2016	上宮高等学校	大問Ⅲ
9	不明	不明	Kei was in front of the station. First, he went down Takami Village Street.	2017	阪南大学高等学校	大問３
10	不明	不明	Waitress : Good morning. Can I take your order?	2017	滝川高等学校	大問Ⅴ

11	不明	不明	A : Thank you very much for calling. Sam's Car Repair Shop.	2017	芦屋学園高等学校	大問８
12	不明	不明	Momofuku Ando was born in Taiwan in 1910, and worked there before World War Ⅱ.	2024	三田松聖高等学校	大問２Ａ
13	不明	不明	MEMORIAL MONUMENT PROJECT Meeting for explanation	2024	三田松聖高等学校	大問４
14	不明	不明	What's the most difficult but interesting musical instrument you have learned to play?	2024	金蘭会高等学校	大問１
15	不明	不明	Ken : Jane, it's about three months since you came to Japan.	2024	清明学院高等学校	大問Ⅱ
16	不明	不明	July 1st. Tropical Café	2024	阪南大学高等学校	大問４
17	不明	不明	Megumi : I finished writing a letter to my grandfather.	2014	大阪産業大学附属高等学校	大問２
18	不明	不明	School Supplies Drive "I wish I had pens and notebooks."	2024	京都橘高等学校	大問８
19	不明	不明	《A Working Holiday》 A long time ago, people in Britain worked very hard in banks, offices, shops, and other places for many hours every week.	2014	奈良女子高等学校	大問７
20	不明	不明	Clerk : Good morning. This is Seikyo Grand Hotel. May I help you?	2017	清教学園高等学校	大問５
21	不明	不明	The Whites moved into a new town. Lisa White had no friends there.	2016	大阪偕星学園高等学校	大問１
22	不明	不明	One day, Linda was waiting in line at the supermarket.	2024	三田松聖高等学校	大問１
23	不明	不明	Today, reducing plastic waste is one of the world's most important problems.	2024	三田松聖高等学校	大問２Ｂ
24	不明	不明	Fred : Hey, the exams are coming. Are you prepared for them?	2024	清風高等学校	大問Ⅱ
25	不明	不明	I hear Japan is one of the most polite countries in the world.	2024	阪南大学高等学校	大問２
26	不明	不明	Dear Liam, As you know, next Friday will be your final day in apartment 2B.	2024	開智高等学校	大問Ⅷ
27	不明	不明	A letter to God When my daughter Ellen was five years old, our family had a dog which was named 'Tina'.	2024	履正社高等学校	大問Ⅰ
28	不明	不明	The Purpose of the Experiment To solve the question : can food with a strong smell prevent other foods from getting mold?	2018	神戸学院大学附属高等学校	大問７
29	不明	不明	When Amy was twelve years old, she was sick, so she couldn't go to school.	2017	大阪学芸高等学校	大問３
30	不明	不明	In a town in South Africa, almost every family had one or more cats.	2024	立命館宇治高等学校（ＨＡ入試）	大問２

別表３－２

利用する著作物【難関高校実戦テスト中３英語】

著作物番号	題号	著作者名	使用箇所（冒頭文）	当該著作物が利用された実態（高校入学試験英語問題）		
				出題年	出題校名	大問番号
31	不明	不明	"Get up!" Keelut's voice wakes me up.	2013	筑波大学附属高等学校	大問３
32	不明	不明	The Internet has made our world a lot smaller.	2012	お茶の水女子大学附属高等学校	大問３
33	不明	不明	I'm a huge basketball fan. I love watching famous basketball players in action.	2022	久留米大学附設高等学校	大問２
34	不明	不明	'Let's fly the kite, ' said Greg. 'We haven't got one.'	2014	開成高等学校	大問２

35	不明	不明	Do you think that learning a new language is hard?	2022	清風南海高等学校	大問３
36	不明	不明	KYOTO INFORMATION CENTER At the information centers in Kyoto, you can get useful information and maps for free.	2022	アサンプション国際高等学校	大問Ⅱ
37	不明	不明	Blue jeans is probably the most popular type of clothing.	2014	豊島岡女子高等学校	大問２
38	不明	不明	You may have noticed that yawning—an action that makes you open your mouth wide and take in air—is involuntary, which means you don't think about doing it.	2011	慶應義塾高等学校	大問Ⅳ
39	不明	不明	Zoos in the United States today are different from zoos in the past.	2011	開成高等学校	大問３
40	不明	不明	Fred used to love the sound of horses running on the country road, but not now.	2014	筑波大学附属高等学校	大問２

別表３－３

補償金の額の算定【夏期発展サマートレーニング中２英語】

利用方法：「夏期発展サマートレーニング中２英語」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、1,000部を定価1,555円（本体価格）で販売（譲渡）する。

著作物番号	過去の裁定通番	過去の裁定年月日	利用する教材名	当該著作物が利用された実態（大学入学試験英語問題）			価格（税別）	部数	英文使用料率	英文使用ページ数	総ページ数	英文使用料(a)	翻訳文使用料率	翻訳文ページ数計算文：英文使用ページ数の150％	翻訳文使用料(b)	英文と翻訳文の使用料合計(c)＝(a)＋(b)	最低補償料	(c)と最低補償料のうち、金額の高い方：(d)	消費税(d)×10％	補償金の額（税込）
				出題年	出題校名	大問番号														
1	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	履正社高等学校	大問Ⅱ	￥1,555	1,000	5.0％	0.50	87	￥446	2.5％	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
2	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	近畿大学附属和歌山高等学校	大問11	￥1,555	1,000	5.0％	1.00	87	￥893	2.5％	1.50	￥670	￥1,563	￥1,000	￥1,563	￥156	￥1,719
3	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2015	明浄学院高等学校	大問Ⅲ	￥1,555	1,000	5.0％	0.25	87	￥223	2.5％	0.50	￥223	￥446	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
4	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	武庫川女子大学附属高等学校	大問２	￥1,555	1,000	5.0％	1.00	87	￥893	2.5％	1.50	￥670	￥1,563	￥1,000	￥1,563	￥156	￥1,719
5	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2014	清明学院高等学校	大問Ⅲ	￥1,555	1,000	5.0％	0.75	87	￥670	2.5％	1.25	￥558	￥1,228	￥1,000	￥1,228	￥122	￥1,350
6	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2015	関西大倉高等学校	大問８	￥1,555	1,000	5.0％	0.50	87	￥446	2.5％	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
7	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2016	花園高等学校（進学カルティベート）	大問３(C)	￥1,555	1,000	5.0％	0.50	87	￥446	2.5％	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
8	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2016	上宮高等学校	大問Ⅲ	￥1,555	1,000	5.0％	1.00	87	￥893	2.5％	1.50	￥670	￥1,563	￥1,000	￥1,563	￥156	￥1,719

9	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2017	阪南大学高等学校	大問３	￥1,555	1,000	5.0%	0.25	87	￥223	2.5%	0.50	￥223	￥446	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
10	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2017	滝川高等学校	大問Ⅴ	￥1,555	1,000	5.0%	1.50	87	￥1,340	2.5%	2.25	￥1,005	￥2,345	￥1,000	￥2,345	￥234	￥2,579
11	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2017	芦屋学園高等学校	大問８	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
12	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	三田松聖高等学校	大問２Ａ	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
13	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	三田松聖高等学校	大問４	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
14	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	金蘭会高等学校	大問１	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
15	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	清明学院高等学校	大問Ⅱ	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
16	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	阪南大学高等学校	大問４	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
17	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2014	大阪産業大学附属高等学校	大問２	￥1,555	1,000	5.0%	0.25	87	￥223	2.5%	0.50	￥223	￥446	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
18	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	京都橘高等学校	大問８	￥1,555	1,000	5.0%	0.75	87	￥670	2.5%	1.25	￥558	￥1,228	￥1,000	￥1,228	￥122	￥1,350
19	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2014	奈良女子高等学校	大問７	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
20	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2017	清教学園高等学校	大問５	￥1,555	1,000	5.0%	1.00	87	￥893	2.5%	1.50	￥670	￥1,563	￥1,000	￥1,563	￥156	￥1,719
21	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2016	大阪偕星学園高等学校	大問１	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
22	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	三田松聖高等学校	大問１	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
23	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	三田松聖高等学校	大問２Ｂ	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100

24	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	清風高等学校	大問Ⅱ	￥1,555	1,000	5.0%	0.75	87	￥670	2.5%	1.25	￥558	￥1,228	￥1,000	￥1,228	￥122	￥1,350
25	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	阪南大学高等学校	大問２	￥1,555	1,000	5.0%	0.50	87	￥446	2.5%	0.75	￥335	￥781	￥1,000	￥1,000	￥100	￥1,100
26	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	開智高等学校	大問Ⅷ	￥1,555	1,000	5.0%	0.75	87	￥670	2.5%	1.25	￥558	￥1,228	￥1,000	￥1,228	￥122	￥1,350
27	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	履正社高等学校	大問Ⅰ	￥1,555	1,000	5.0%	1.00	87	￥893	2.5%	1.50	￥670	￥1,563	￥1,000	￥1,563	￥156	￥1,719
28	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2018	神戸学院大学附属高等学校	大問７	￥1,555	1,000	5.0%	0.75	87	￥670	2.5%	1.25	￥558	￥1,228	￥1,000	￥1,228	￥122	￥1,350
29	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2017	大阪学芸高等学校	大問３	￥1,555	1,000	5.0%	1.00	87	￥893	2.5%	1.50	￥670	￥1,563	￥1,000	￥1,563	￥156	￥1,719
30	—	—	夏期発展サマートレーニング中２英語	2024	立命館宇治高等学校（HA入試）	大問２	￥1,555	1,000	5.0%	0.75	87	￥670	2.5%	1.25	￥558	￥1,228	￥1,000	￥1,228	￥122	￥1,350
																			補償金合計（税込）	￥39,693

別表３―４

補償金の額の算定【難関高校実戦テスト中３英語】

利用方法：「難関高校実戦テスト中３英語」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、1,000部を定価2,248円（本体価格）で販売（譲渡）する。

著作物番号	過去の裁定通番	過去の裁定年月日	利用する教材名	当該著作物が利用された実態（大学入学試験英語問題）			価格（税別）	部数	英文使用料率	英文使用ページ数	総ページ数	英文使用料(a)	翻訳文使用料率	翻訳文ページ数計算文：英文使用ページ数の150%	翻訳文使用料(b)	英文と翻訳文の使用料合計(c)＝(a)＋(b)	最低補償料	(c)と最低補償料のうち、金額の高い方：(d)	消費税(d)×10%	補償金の額（税込）
				出題年	出題校名	大問番号														
31	707―000017	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2013	筑波大学附属高等学校	大問３	￥2,248	1,000	5.0%	1.75	54	￥3,642	2.5%	2.75	￥2,862	￥6,504	￥1,000	￥6,504	￥650	￥7,154
32	707―000010	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2012	お茶の水女子大学附属高等学校	大問３	￥2,248	1,000	5.0%	1.00	54	￥2,081	2.5%	1.50	￥1,561	￥3,642	￥1,000	￥3,642	￥364	￥4,006
33	—	—	難関高校実戦テスト中３英語	2022	久留米大学附設高等学校	大問２	￥2,248	1,000	5.0%	1.25	54	￥2,601	2.5%	2.00	￥2,081	￥4,682	￥1,000	￥4,682	￥468	￥5,150
34	707―000022	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2014	開成高等学校	大問２	￥2,248	1,000	5.0%	1.25	54	￥2,601	2.5%	2.00	￥2,081	￥4,682	￥1,000	￥4,682	￥468	￥5,150
35	—	—	難関高校実戦テスト中３英語	2022	清風南海高等学校	大問３	￥2,248	1,000	5.0%	0.50	54	￥1,040	2.5%	0.75	￥780	￥1,820	￥1,000	￥1,820	￥182	￥2,002

36	—	—	難関高校実戦テスト中３英語	2022	アサンプション国際高等学校	大問Ⅱ	￥2,248	1,000	5.0%	1.00	54	￥2,081	2.5%	1.50	￥1,561	￥3,642	￥1,000	￥3,642	￥364	￥4,006
37	707—000025	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2014	豊島岡女子学園高等学校	大問２	￥2,248	1,000	5.0%	0.75	54	￥1,561	2.5%	1.25	￥1,300	￥2,861	￥1,000	￥2,861	￥286	￥3,147
38	707—000007	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2011	慶應義塾高等学校	大問Ⅳ	￥2,248	1,000	5.0%	0.75	54	￥1,561	2.5%	1.25	￥1,300	￥2,861	￥1,000	￥2,861	￥286	￥3,147
39	707—000008	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2011	開成高等学校	大問３	￥2,248	1,000	5.0%	0.50	54	￥1,040	2.5%	0.75	￥780	￥1,820	￥1,000	￥1,820	￥182	￥2,002
40	707—000024	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2014	筑波大学附属高等学校	大問２	￥2,248	1,000	5.0%	2.00	54	￥4,162	2.5%	3.00	￥3,122	￥7,284	￥1,000	￥7,284	￥728	￥8,012
																			補償金合計（税込）	￥43,776

別表３—５

補償金の額の算定【難関高校実戦テスト中３英語】

利用方法：学習塾用電子教材（デジタルブック）「難関高校実戦テスト中３英語」として複製並びに翻訳及び複製し、株式会社エデュケーショナルネットワークのサーバにおいて、利用者（専用ビューア又は専用アプリ（END—Books3）を使用）の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、有償で会員制のインターネット配信（公衆送信）を行う。総利用者数は9,800人を上限とし、配信期間は１年間とする。

著作物番号	裁定通番	裁定年月日	利用する学習塾用電子教材（デジタルブック）名	当該著作物が利用された実態（大学入学試験英語問題）			部数（ＩＤ数）	配信使用料１万人以下／年(a)	データ蓄積費※初年のみ(b)	１年分の使用料(c)=(a)+(b)	消費税(c)×10%	補償金の額（税込）
				出題年	出題校名	大問番号						
31	707—000017	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2013	筑波大学附属高等学校	大問３	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
32	707—000010	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2012	お茶の水女子大学附属高等学校	大問３	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
33	—	—	難関高校実戦テスト中３英語	2022	久留米大学附設高等学校	大問２	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
34	707—000022	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2014	開成高等学校	大問２	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
35	—	—	難関高校実戦テスト中３英語	2022	清風南海高等学校	大問３	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
36	—	—	難関高校実戦テスト中３英語	2022	アサンプション国際高等学校	大問Ⅱ	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
37	707—000025	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2014	豊島岡女子学園高等学校	大問２	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
38	707—000007	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2011	慶應義塾高等学校	大問Ⅳ	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
39	707—000008	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2011	開成高等学校	大問３	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
40	707—000024	R 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2014	筑波大学附属高等学校	大問２	9,800	￥2,000	￥1,000	￥3,000	￥300	￥3,300
											補償金合計（税込）	￥33,000

別表３－６

補償金の額の算定【難関高校実戦テスト中３英語】（１年の延長利用）

利用方法：別表２－３に加えて、必要に応じて配信期間を１年間延長する。延長は３回までとする。

著作物番号	裁定通番	裁定年月日	利用する学習塾用電子教材（デジタルブック）名	当該著作物が利用された実態（大学入学試験英語問題）			部数（ＩＤ数）	配信使用料１万人以下／年(a)	消費税(a)×10％	補償金の額（税込）
				出題年	出題校名	大問番号				
31	707―000017	Ｒ 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2013	筑波大学附属高等学校	大問３	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
32	707―000010	Ｒ 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2012	お茶の水女子大学附属高等学校	大問３	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
33	―	―	難関高校実戦テスト中３英語	2022	久留米大学附設高等学校	大問２	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
34	707―000022	Ｒ 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2014	開成高等学校	大問２	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
35	―	―	難関高校実戦テスト中３英語	2022	清風南海高等学校	大問３	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
36	―	―	難関高校実戦テスト中３英語	2022	アサンプション国際高等学校	大問Ⅱ	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
37	707―000025	Ｒ 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2014	豊島岡女子学園高等学校	大問２	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
38	707―000007	Ｒ 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2011	慶應義塾高等学校	大問Ⅳ	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
39	707―000008	Ｒ 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2011	開成高等学校	大問３	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
40	707―000024	Ｒ 5. 8.10	難関高校実戦テスト中３英語	2014	筑波大学附属高等学校	大問２	9,800	￥2,000	￥200	￥2,200
									補償金合計（税込）	￥22,000

別表４－１

著作物番号	著作者名	題号	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）				問題番号	著作物の種類	著作物の冒頭文
			大学名	入試年度	実施日	入試区分			
1	Richard W. Hamming	Digital Filters	筑波大学	2024	2023／11／29	推薦入試（情報学群）【小論文】	1	英文	In our current technical society
2	（不明）	（不明）	東京大学	2019	2019／２／25	前期日程【英語】	２－Ｂ	和文	世界中でプラスチック
3	（現代語訳者不明）	兵家徳行　第４回	東京大学	2020	2020／２／25	前期日程【日本史】	４－１	和文	維新以後の世の風潮の一つに「民権家風」
4	（現代語訳者不明）	軍人勅諭	東京大学	2020	2020／２／25	前期日程【日本史】	４－２	和文	軍人は忠節を尽くすことを本分とすべきである
5	（翻訳者不明）	熱河日記	東京大学	2020	2020／２／25	前期日程【世界史】	１－史料Ａ	和文	なぜ,（私は）今なお崇禎という年号を
6	（原著者・翻訳者不明）	（不明）	東京大学	2020	2020／２／25	前期日程【世界史】	１－史料Ｂ	和文	1875年から1878年までの間においても
7	（翻訳者不明）	「万国津梁の鐘」の銘文	東京大学	2020	2020／２／25	前期日程【世界史】	１－史料Ｃ	和文	琉球国は南海の恵まれた地域に立地しており
8	（不明）	（不明）	東京大学	2022	2022／２／25	前期日程【英語】	３－Ｃ	英文	Hi, my name is Jane
9	（不明）	（不明）	東京大学	2024	2024／２／25	前期日程【英語】	２－Ｂ	和文	政治の世界でのクオータ制

10	（翻訳者不明）	ウ・タントの1964年３月の演説	東京大学	2024	2024／２／25	前期日程【世界史】	1	和文	世界では二つの変化が並行して
11	（翻訳者不明）	日本事物誌	東京大学	2025	2025／２／25	前期日程【日本史】	４－史料	和文	音楽，この美しい言葉を東洋人に
12	（翻訳者不明）	パーラ朝の王デーヴァパーラの銅板刻文	東京大学	2025	2025／２／25	前期日程【世界史】	２－１－資料１	和文	スマトラ島の主であるシャイレーンドラ朝の
13	（翻訳者不明）	フルシチョフがケネディに送った手紙	東京大学	2025	2025／２／25	前期日程【世界史】	２－３－資料２	和文	私は以下の提案を行います。我々は
14	（翻訳者不明）	東京夢華録	東京大学	2025	2025／２／25	前期日程【世界史】	３－１－資料１	和文	かつての都の城内には四つの
15	（不明）	（不明）	京都大学	2019	2019／２／25	前期日程【英語】	3	和文	「マイノリティ」という
16	（不明）	（不明）	京都大学	2020	2020／２／25	前期日程【英語】	3	和文	お金のなかった学生時代には
17	（不明）	（不明）	京都大学	2021	2021／２／25	前期日程【英語】	1	英文	Telling stories is an activity
18	（不明）	（不明）	京都大学	2021	2021／２／25	前期日程【英語】	2	英文	One of the early significant
19	（不明）	（不明）	京都大学	2021	2021／２／25	前期日程【英語】	3	和文	言うまでもなく，
20	（不明）	（不明）	京都大学	2021	2021／２／25	前期日程【英語】	4	英文	Noah : I went to that new
21	（不明）	（不明）	京都大学	2022	2022／２／25	前期日程【英語】	3	和文	数ある旅の楽しみの
22	（不明）	（不明）	京都大学	2023	2023／２／25	前期日程【英語】	3	和文	人間，損得勘定で動くと
23	（不明）	（不明）	京都大学	2023	2023／２／25	前期日程【英語】	4	英文	Jo : I was just reading an
24	（不明）	（不明）	青山学院大学	2023	2023／２／７	一般選抜　全学部日程【英語】	2	英文	Walt Disney (1901—1966) was an American
25	（不明）	（不明）	青山学院大学	2024	2024／２／７	一般選抜　全学部日程【英語】	2	英文	When Caribbean music became popular
26	野々山ミナコ(翻訳)	バルボアの太平洋発見	慶應義塾大学	2021	2021／２／13	一般選抜（経済学部Ａ・Ｂ方式)【世界史】	２－７－a	和文	これら26人と公証人
27	野々山ミナコ(翻訳)	ドン・ヴァスコ・ダ・ガマのインド航海記	慶應義塾大学	2021	2021／２／13	一般選抜（経済学部Ａ・Ｂ方式)【世界史】	２－７－c	和文	そこでわれわれは南南東へと
28	田中恭子（翻訳）	シンガポールの政治哲学――リー・クアンユー首相演説集	早稲田大学	2024	2024／２／12	文化構想学部（一般選抜、一般選抜（共通テスト利用方式)、一般選抜（英語４技能テスト利用方式))【世界史】	４－史料	和文	〔質問〕非常に重要な宣言がなされた今，
29	守　誠	特許の文明史	朝日大学	2024	2024／１／24	一般選抜　一般入試Ⅰ期Ａ日程（・共通テストプラス入試)【国語】	2	和文	人間死ねば皆同じ骨壺に入る
30	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／１	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用)(３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式､英国方式、英数方式、国数方式))【英語】	１－Ａ	英文	Yuika, a first-year university student

31	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／１	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式、英国方式、英数方式、国数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. Throughout their lives, many
32	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／６	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Kana and Lucy are riding on
33	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／６	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. Groundhog Day is an American holiday
34	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／１	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式、英国方式、英数方式、国数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Kenzo, an international student, is
35	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／１	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式、英国方式、英数方式、国数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. The capybara is the world's
36	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／６	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Riku, an exchange student, invites
37	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／１	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式、英国方式、英数方式、国数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Yuna is an exchange student
38	C. Anne Wilson	Food and drink in Britain：from the stone age to recent times	関西大学	2025	2025／２／１	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式、英国方式、英数方式、国数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. Britain's diet has changed a
39	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／６	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Alex, an international student living
40	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／６	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. Work on constructing the world's
41	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／２	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式）、３教科型（理科１科目選択方式、理科設問選択方式））【英語】	１－Ａ	英文	Matt is trying to reserve
42	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／２	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式）、３教科型（理科１科目選択方式、理科設問選択方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. The human baby is a fascinating,
43	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／５	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式＜数学重視＞）、３教科型（理科設問選択方式））【英語】	１－Ａ	英文	Jason meets his friend, Haruto.
44	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／５	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式＜数学重視＞）、３教科型（理科設問選択方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. What is fasting? Fasting means
45	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／２	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式）、３教科型（理科１科目選択方式、理科設問選択方式））【英語】	１－Ａ	英文	An exchange student, Seiji, is

46	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／２	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式）、３教科型（理科１科目選択方式、理科設問選択方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. Most people have experienced staying
47	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／５	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式＜数学重視＞）、３教科型（理科設問選択方式））【英語】	１－Ａ	英文	Paul, an Australian exchange student
48	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／５	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式＜数学重視＞）、３教科型（理科設問選択方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. Until recently, water was considered
49	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／２	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用方式、英数方式）、３教科型（理科１科目選択方式、理科設問選択方式））【英語】	１－Ａ	英文	Cathy, an Australian exchenge student
50	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／５	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式＜数学重視＞、英数方式）、３教科型（理科設問選択方式））【英語】	１－Ａ	英文	Paul, an Australian exchange student in Japan,
51	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／３	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用型、英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Yuta is renting equipment from
52	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／３	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用型、英数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. We all know what an essay
53	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／４	一般入試学部独自日程・共通テスト利用入試（併用）（総合情報学部２教科型（英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Yu, an international student, is
54	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／４	一般入試学部独自日程・共通テスト利用入試（併用）（総合情報学部２教科型（英数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. Have you ever considered
55	（不明）	（不明）	関西大学	2023	2023／２／７	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式、理科設問選択方式＜理数重視＞）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Takashi, an exchange student, is
56	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／３	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用型、英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Cathy, an Australian exchange student
57	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／３	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用型、英数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. One of the classic Christmas
58	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／４	一般入試学部独自日程・共通テスト利用入試（併用）（総合情報学部２教科型（英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Aika is an exchange student
59	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／４	一般入試学部独自日程・共通テスト利用入試（併用）（総合情報学部２教科型（英数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. In 2013, an English newspaper
60	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／７	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式、理科設問選択方式〈理数重視〉）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Kanata, a first-year student, is

61	（不明）	（不明）	関西大学	2024	2024／２／７	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式、理科設問選択方式〈理数重視〉）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. If asked to name an animal
62	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／３	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用型、英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Junko is talking by video call
63	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／３	一般入試全学日程１・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、２教科型（英語外部試験利用型、英数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. When people exercise, they
64	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／４	一般入試学部独自日程・共通テスト利用入試（併用）（総合情報学部２教科型（英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	Robert, an exchange student, meets
65	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／７	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式、理科設問選択方式＜理数重視＞）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ａ	英文	A new exchange student, Kenta
66	（不明）	（不明）	関西大学	2025	2025／２／７	一般入試全学日程２・共通テスト利用入試（併用）（３教科型、３教科型（同一配点方式、理科設問選択方式＜理数重視＞）、２教科型（英語＋１教科選択方式、英数方式））【英語】	１－Ｂ	英文	A. In today's digital world, it

別表４－２

補償金の額の算定

利用方法：参考書への複製又は翻訳及び複製

金額の単位：円

著作物番号	利用する教材名	本体価格（税抜）	製作部数	刊行予定日	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額：(c)=(a)+(b)	(c)もしくは2,000円のいずれか高い額：(d)	消費税額10％	補償金の額（税込）
					使用料率	使用頁数／総頁	使用料：(a)	使用料率	使用頁数／総頁 ※１	使用料：(b)				
1	筑波大学（推薦入試）	￥2,400	3,100	2025／６／10	５％	1／　632	588				588	2,000	200	2,200
2	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／６／10	５％	0.25／ 1,360	134	2.5％	0.25／ 1,360	67	201	2,000	200	2,200
3	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／６／10				2.5％	0.25／ 1,360	67	67	2,000	200	2,200
4	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／６／10				2.5％	0.25／ 1,360	67	67	2,000	200	2,200
5	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／６／10				2.5％	0.25／ 1,360	67	67	2,000	200	2,200
6	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／６／10				５％※２	0.25／ 1,360	134	134	2,000	200	2,200
7	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／６／10				2.5％	0.25／ 1,360	67	67	2,000	200	2,200
8	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／６／10	５％	1.75／ 1,360	941	2.5％	1.75／ 1,360	470	1,411	2,000	200	2,200
9	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／６／10	５％	0.5／ 1,360	269	2.5％	0.5／ 1,360	134	403	2,000	200	2,200
10	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／６／10				2.5％	0.75／ 1,360	201	201	2,000	200	2,200

11	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／6／10				2.5%	0.5／ 1,360	134	134	2,000	200	2,200
12	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／6／10				2.5%	0.25／ 1,360	67	67	2,000	200	2,200
13	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／6／10				2.5%	0.25／ 1,360	67	67	2,000	200	2,200
14	東京大学（文科）	￥2,400	6,100	2025／6／10				2.5%	0.25／ 1,360	67	67	2,000	200	2,200
2	東京大学（理科）	￥2,400	8,000	2025／6／10	5％	0.25／ 1,808	132	2.5%	0.25／ 1,808	66	198	2,000	200	2,200
8	東京大学（理科）	￥2,400	8,000	2025／6／10	5％	1.75／ 1,808	929	2.5%	1.75／ 1,808	464	1,393	2,000	200	2,200
9	東京大学（理科）	￥2,400	8,000	2025／6／10	5％	0.5／ 1,808	265	2.5%	0.5／ 1,808	132	397	2,000	200	2,200
15	京都大学（文系）	￥2,350	5,100	2025／6／10	5％	0.25／ 1,144	130	2.5%	0.5／ 1,144	130	260	2,000	200	2,200
16	京都大学（文系）	￥2,350	5,100	2025／6／10	5％	0.25／ 1,144	130	2.5%	0.5／ 1,144	130	260	2,000	200	2,200
17	京都大学（文系）	￥2,350	5,100	2025／6／10	5％	1.75／ 1,144	916	2.5%	1.75／ 1,144	458	1,374	2,000	200	2,200
18	京都大学（文系）	￥2,350	5,100	2025／6／10	5％	2.5／ 1,144	1,309	2.5%	2.5／ 1,144	654	1,963	2,000	200	2,200
19	京都大学（文系）	￥2,350	5,100	2025／6／10	5％	0.25／ 1,144	130	2.5%	0.5／ 1,144	130	260	2,000	200	2,200
20	京都大学（文系）	￥2,350	5,100	2025／6／10	5％	0.75／ 1,144	392	2.5%	0.75／ 1,144	196	588	2,000	200	2,200
21	京都大学（文系）	￥2,350	5,100	2025／6／10	5％	0.25／ 1,144	130	2.5%	0.5／ 1,144	130	260	2,000	200	2,200
22	京都大学（文系）	￥2,350	5,100	2025／6／10	5％	0.25／ 1,144	130	2.5%	0.5／ 1,144	130	260	2,000	200	2,200
23	京都大学（文系）	￥2,350	5,100	2025／6／10	5％	0.75／ 1,144	392	2.5%	0.75／ 1,144	196	588	2,000	200	2,200
15	京都大学（理系）	￥2,350	7,600	2025／6／10	5％	0.25／ 1,408	158	2.5%	0.5／ 1,408	158	316	2,000	200	2,200
16	京都大学（理系）	￥2,350	7,600	2025／6／10	5％	0.25／ 1,408	158	2.5%	0.5／ 1,408	158	316	2,000	200	2,200
17	京都大学（理系）	￥2,350	7,600	2025／6／10	5％	1.75／ 1,408	1,109	2.5%	1.75／ 1,408	554	1,663	2,000	200	2,200
18	京都大学（理系）	￥2,350	7,600	2025／6／10	5％	2.5／ 1,408	1,585	2.5%	2.5／ 1,408	792	2,377	2,377	237	2,614
19	京都大学（理系）	￥2,350	7,600	2025／6／10	5％	0.25／ 1,408	158	2.5%	0.5／ 1,408	158	316	2,000	200	2,200
20	京都大学（理系）	￥2,350	7,600	2025／6／10	5％	0.75／ 1,408	475	2.5%	0.75／ 1,408	237	712	2,000	200	2,200
21	京都大学（理系）	￥2,350	7,600	2025／6／10	5％	0.25／ 1,408	158	2.5%	0.5／ 1,408	158	316	2,000	200	2,200
22	京都大学（理系）	￥2,350	7,600	2025／6／10	5％	0.25／ 1,408	158	2.5%	0.5／ 1,408	158	316	2,000	200	2,200
23	京都大学（理系）	￥2,350	7,600	2025／6／10	5％	0.75／ 1,408	475	2.5%	0.75／ 1,408	237	712	2,000	200	2,200
24	青山学院大学（全学部日程）	￥2,350	10,100	2025／6／10	5％	1.75／ 648	3,204	2.5%	1.75／ 648	1,602	4,806	4,806	480	5,286
25	青山学院大学（全学部日程）	￥2,350	10,100	2025／6／10	5％	2／ 648	3,662	2.5%	2／ 648	1,831	5,493	5,493	549	6,042
26	慶應義塾大学（経済学部）	￥2,300	6,900	2025／6／10				2.5%	0.25／ 696	142	142	2,000	200	2,200
27	慶應義塾大学（経済学部）	￥2,300	6,900	2025／6／10				2.5%	0.25／ 696	142	142	2,000	200	2,200
28	早稲田大学（文化構想学部）	￥2,300	8,400	2025／6／10				2.5%	0.5／ 760	317	317	2,000	200	2,200

29	朝日大学	￥2,250	3,600	2025／6／25	5％	3／ 568	2,139				2,139	2,139	213	2,352
30	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	1／ 1,088	1,362	2.5%	1／ 1,088	681	2,043	2,043	204	2,247
31	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	1／ 1,088	1,362	2.5%	1／ 1,088	681	2,043	2,043	204	2,247
32	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	0.75／ 1,088	1,021	2.5%	0.75／ 1,088	510	1,531	2,000	200	2,200
33	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	1／ 1,088	1,362	2.5%	1／ 1,088	681	2,043	2,043	204	2,247
34	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	1／ 1,088	1,362	2.5%	1／ 1,088	681	2,043	2,043	204	2,247
35	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	1／ 1,088	1,362	2.5%	1／ 1,088	681	2,043	2,043	204	2,247
36	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	0.75／ 1,088	1,021	2.5%	0.75／ 1,088	510	1,531	2,000	200	2,200
37	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	1／ 1,088	1,362	2.5%	1／ 1,088	681	2,043	2,043	204	2,247
38	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	1／ 1,088	1,362	2.5%	1／ 1,088	681	2,043	2,043	204	2,247
39	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	1／ 1,088	1,362	2.5%	1／ 1,088	681	2,043	2,043	204	2,247
40	関西大学（文系）	￥2,450	12,100	2025／6／10	5％	1／ 1,088	1,362	2.5%	1／ 1,088	681	2,043	2,043	204	2,247
41	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	1／ 768	994	2.5%	1／ 768	497	1,491	2,000	200	2,200
42	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	1／ 768	994	2.5%	1／ 768	497	1,491	2,000	200	2,200
43	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	0.75／ 768	745	2.5%	0.75／ 768	372	1,117	2,000	200	2,200
44	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	1／ 768	994	2.5%	1／ 768	497	1,491	2,000	200	2,200
45	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	1／ 768	994	2.5%	1／ 768	497	1,491	2,000	200	2,200
46	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	1／ 768	994	2.5%	1／ 768	497	1,491	2,000	200	2,200
47	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	0.75／ 768	745	2.5%	0.75／ 768	372	1,117	2,000	200	2,200
48	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	1／ 768	994	2.5%	1／ 768	497	1,491	2,000	200	2,200
49	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	1／ 768	994	2.5%	1／ 768	497	1,491	2,000	200	2,200
50	関西大学（理系）	￥2,350	6,500	2025／6／10	5％	1／ 768	994	2.5%	1／ 768	497	1,491	2,000	200	2,200
51	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／6／10	5％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
52	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／6／10	5％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
53	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／6／10	5％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
54	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／6／10	5％	1.25／ 336	1,236	2.5%	1.25／ 336	618	1,854	2,000	200	2,200

55	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
56	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	0.75／ 336	742	2.5%	0.75／ 336	371	1,113	2,000	200	2,200
57	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1.25／ 336	1,236	2.5%	1.25／ 336	618	1,854	2,000	200	2,200
58	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
59	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
60	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
61	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
62	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
63	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
64	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
65	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
66	関西大学（英語〈３日程×３カ年〉）	￥1,900	3,500	2025／６／10	５％	1／ 336	989	2.5%	1／ 336	494	1,483	2,000	200	2,200
													補償金額　合計	179,517

＜備考＞
※１　著作物番号15、16、19、21、22については、原文１つに対して、翻訳文を２つ作成するために、翻訳文の使用頁数が原文の２倍となっている。
※２　著作物番号６については、原文は使用せず出典不明の翻訳文のため、翻訳の利用の使用料率は５％となっている。

別表４―３

補償金の額の算定

利用方法：ウェブサイト（赤本ウェブサイト　https://akahon.net/）での音声配信
金額の単位：円

著作物番号	対象となる教材名	配信期間	配信年数	参考書の製作部数	利用者数合計	年間配信使用料	消費税額10％	補償金の額（税込）	備考
8	東京大学（文科）	2025／６／10～2026／６／９	1	6,100	14,100	5,000	500	5,500	2023年８月10日・2024年７月８日に著作権法第67条第１項の裁定を受けた著作物で、2023年６月より配信しているため、データ蓄積料1,100円はかからない。
	東京大学（理科）			8,000					
							補償金額　合計	5,500	

別表５－１

著作物番号	著作者名	題号	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）				問題番号	著作物の種類	著作物の冒頭文
			大学名	入試年度	実施日	入試区分			
1	鈴木義司	サンワリ君	名古屋大学	2021	2021／２／25	前期日程【日本史】	４－Ｂ	漫画	日本専売公社の民営化に関する４コマ漫画
2	中島和夫	文学者の経済生活――原稿料と印税を中心に	防衛医科大学校	2020	2019／10／26	医学科　第１次試験【国語】	1	和文	「牛込にいた時、改造の円本が出、
3	冨永謙吾（翻訳）	太平洋戦争総合報告書	明治大学	2024	2024／２／14	一般選抜　学部別入試（法学部）【日本史】	１－Ｃ	和文	日本の労働力は、栄養不良と過労、
4	小川博（翻訳）	中国人の南方見聞録	明治大学	2025	2025／２／13	一般選抜　学部別入試（文学部）【世界史】	２－11	和文	天方国は、すなわち黙加国である。
5	吉澤芳樹（翻訳）	経済学および課税の原理	早稲田大学	2024	2024／２／21	商学部（一般選抜（地歴・公民型、数学型、英語４技能テスト利用型））【政経】	３－引用文１	和文	労働は，売買され，また分量が増減されうる
6	馬場恵二（翻訳）	プルタルコス英雄伝	名古屋外国語大学	2025	2025／２／２	一般選抜前期（Ｍ３方式・Ｍ２方式、共通テストプラス方式）【世界史】	１－資料２	和文	市民たちでさえすでに嫉妬心から
7	藤縄謙三（翻訳）	歴史	名古屋外国語大学	2025	2025／２／２	一般選抜前期（Ｍ３方式・Ｍ２方式、共通テストプラス方式）【世界史】	１－資料３	和文	この〔戦争の〕最初の戦死者たちの
8	陣内正敬	外来語の社会言語学――日本語のグローカルな考え方	武庫川女子大学	2025	2025／１／24	一般選抜（前期）【国語】	3	和文	日本列島は誕生以来、地形は変わっても
9	Joan Young Gregg, Beth M. Pacheco	The Powerful Reader : A Thematic Approach to Developing Reading Skills	桃山学院大学	2025	2025／２／６	一般選抜　一般入試（前期）【英語】	5	英文	Human activity has led to

別表５－２

補償金の額の算定

利用方法：参考書への複製

金額の単位：円

著作物番号	利用する教材名	本体価格（税抜）	製作部数	刊行予定日	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額：(c)=(a)+(b)	(c)もしくは2,000円のいずれか高い額：(d)	消費税額10％	補償金の額（税込）
					使用料率	使用頁数／総頁	使用料：(a)	使用料率	使用頁数／総頁	使用料：(b)				
2	防衛医科大学校（医学科）	￥3,600	4,000	2025／７／10	５％	6／　920	4,695				4,695	4,695	469	5,164
3	明治大学（法学部一学部別入試）	￥2,250	5,200	2025／６／25				2.5％	0.75／　504	435	435	2,000	200	2,200
4	明治大学（文学部一学部別入試）	￥2,250	7,300	2025／６／25				2.5％	0.5／　520	394	394	2,000	200	2,200
5	早稲田大学（商学部）	￥2,400	9,800	2025／６／25				2.5％	0.25／　976	150	150	2,000	200	2,200
6	名古屋外国語大学	￥2,250	3,900	2025／７／10				2.5％	0.25／　616	89	89	2,000	200	2,200

7	名古屋外国語大学	￥2,250	3,900	2025／７／10				2.5%	0.25／　616	89	89	2,000	200	2,200
8	武庫川女子大学	￥2,500	5,700	2025／７／10	５％	4.5／　800	4,007				4,007	4,007	400	4,407
9	桃山学院大学	￥2,350	3,350	2025／７／10	５％	1／　656	600				600	2,000	200	2,200
												補償金額　合計		22,771

別表５－３

補償金の額の算定

利用方法：参考書への複製
金額の単位：円

著作物番号	利用する教材名	本体価格（税抜）	製作部数	刊行予定日	使用料率	使用頁数／総頁	使用料(a)	(a)：もしくは10,000円のいずれか高い額	消費税額10％	補償金の額（税込）
1	名古屋大学（文系）	￥2,350	4,300	2025／６／25	10％	1／　936	1,079	10,000	1,000	11,000
									補償金額　合計	11,000

別表６－１

利用する著作物【ＳＳＳ中３英語Ⅱ】

著作物番号	題号	著作者名	使用箇所（冒頭文）	当該著作物が利用された実態（高校入学試験英語問題）			
				出題年	出題校名	大問番号	試験日
1	不明	不明	George Crawford owns a large furniture store on the east side of town.	2011	ラ・サール高等学校	5	１月30日
2	不明	不明	I'm terribly worried about Dad.	2011	洛南高等学校	6	２月10日
3	不明	不明	Once upon a time, there was a bad king, King Strong and a good king, King Patrick.	2011	豊島岡女子学園高等学校	4	２月11日
4	不明	不明	During my first year in Japan, I was sick often.	2011	西大和学園高等学校	2	２月６日
5	不明	不明	How did our way of communicating with language start?	2011	西大和学園高等学校	3	２月６日
6	不明	不明	There should be a five-cent stamp for personal letters.	2011	西大和学園高等学校	4	２月６日
7	不明	不明	You may have noticed that yawning-an action that makes you open your mouth wide and take in air-is involuntary, which means you don't think about doing it.	2011	慶応義塾高等学校	Ⅳ	２月13日
8	不明	不明	Zoos in the United States today are different from zoos in the past.	2011	開成高等学校	3	２月10日
9	不明	不明	"Mr. Watson, come here. I want you."	2011	愛光高等学校	Ⅱ	１月23日
10	不明	不明	The Internet has made our world a lot smaller.	2012	お茶の水女子大学附属高等学校	3	２月13日
11	不明	不明	John lived in a big house with his mother.	2012	お茶の水女子大学附属高等学校	7	２月13日
12	不明	不明	A patient goes to the doctor's office where, much to his surprise, the doctor asks him, "Would you please help me with a problem I'm having?"	2012	灘高等学校	2	２月10日
13	不明	不明	One time during the 1330s, many people in China began getting sick and dying from a new and mysterious disease.	2012	洛南高等学校	5	２月10日

14	不明	不明	There was a white man who set up a trading post near a Native American reservation and cheated all the Native Americans.	2013	お茶の水女子大学附属高等学校	4	２月13日
15	不明	不明	He was born in a very poor part of London.	2013	慶応義塾高等学校	Ⅳ	２月13日
16	不明	不明	What is the largest living land animal?	2013	慶応義塾女子高等学校	2	２月10日
17	不明	不明	"Get up!" Keelut's voice wakes me up.	2013	筑波大学附属高等学校	3	２月13日
18	不明	不明	Was it a coincidence that Anne appeared at the wishing well just after Johnnie had made his wish, or was there something more that caused her to appear?	2013	東大寺学園高等学校	3	２月５日
19	不明	不明	One of the biggest questions in the study of intelligence is : nature or nurture?	2013	洛南高等学校	3	２月９日
20	不明	不明	Once there was a father and son who were very close and enjoyed adding precious art pieces to their collection.	2013	洛南高等学校	4	２月９日
21	不明	不明	The popularity of extreme sports is growing, and these sports are quickly becoming a part of everyday life.	2014	愛光高等学校	Ⅱ	１月18日
22	不明	不明	Let's fly the kite, ' said Greg.	2014	開成高等学校	2	２月10日
23	不明	不明	Imagine that you are going to have pizza for lunch.	2014	成城学園高等学校	Ⅱ	２月12日
24	不明	不明	Fred used to love the sound of horses running on the country road, but not now.	2014	筑波大学附属高等学校	2	２月13日
25	不明	不明	Blue jeans is probably the most popular type of clothing.	2014	豊島岡女子学園高等学校	2	２月11日
26	不明	不明	Natalie Garibian was in her bedroom packing her suitcases.	2015	久留米大学附設高等学校	3	１月25日
27	不明	不明	If you spend too much time outside in cold weather, hypothermia can occur.	2015	慶応義塾女子高等学校	2	２月10日
28	不明	不明	When you wake up after a long sleep at night, your body has gone 12 hours without food, so you need some fuel.	2015	お茶の水女子大学附属高等学校	5	２月13日
29	不明	不明	Today we can see robots in our life.	2015	お茶の水女子大学附属高等学校	6	２月13日
30	不明	不明	Some fairies give the gift of beauty, or even the ability to change straw into gold!	2016	豊島岡女子学園高等学校	2	２月11日
31	不明	不明	When you imagine the future of technology, you might think of robots that can perform tasks for you and make your life easier.	2016	慶応義塾女子高等学校	2	２月10日
32	不明	不明	When Little Anton Schneider was born in 1910, he put his sister, Clara, right in the middle of four brothers.	2016	筑波大学附属高等学校	2	２月13日

別表６―２

補償金の額の算定【ＳＳＳ中３英語Ⅱ】

利用方法：「ＳＳＳ中３英語Ⅱ」として複製並びに翻訳及び複製し、1,500部を定価1,170円（本体価格）で販売（譲渡）する。

著作物番号	過去の裁定通番	過去の裁定年月日	利用する教材名	当該著作物が利用された実態（高校入学試験英語問題）				価格（税別）	部数	英文使用料率	英文使用ページ数	総ページ数	英文使用料(a)	翻訳文使用料率	翻訳文ページ数：英文ページ数：使用ページ数の150％	翻訳文使用料(b)	英文と翻訳文の使用料合計(c)＝(a)＋(b)	最低補償料	(c)と最低補償料の金額のうち、高い方：(d)	消費税(d)×10％	補償金の額（税込）
				出題年	出題校名	大問番号	試験日														
1	707―000001	Ｒ 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2011	ラ・サール高等学校	大問５	１月30日	￥1,170	1,500	5.0％	2.00	468	￥375	2.5％	3.00	￥281	￥656	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200

2	707—000002	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2011	洛南高等学校	大問６	２月10日	￥1,170	1,500	5.0%	4.00	468	￥750	2.5%	6.00	￥562	￥1,312	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
3	707—000003	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2011	豊島岡女子学園高等学校	大問４	２月11日	￥1,170	1,500	5.0%	3.00	468	￥562	2.5%	4.50	￥421	￥983	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
4	707—000004	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2011	西大和学園高等学校	大問２	２月６日	￥1,170	1,500	5.0%	1.50	468	￥281	2.5%	2.25	￥210	￥491	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
5	707—000005	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2011	西大和学園高等学校	大問３	２月６日	￥1,170	1,500	5.0%	1.50	468	￥281	2.5%	2.25	￥210	￥491	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
6	707—000006	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2011	西大和学園高等学校	大問４	２月６日	￥1,170	1,500	5.0%	2.50	468	￥468	2.5%	3.75	￥351	￥819	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
7	707—000007	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2011	慶応義塾高等学校	大問Ⅳ	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	1.50	468	￥281	2.5%	2.25	￥210	￥491	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
8	707—000008	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2011	開成高等学校	大問３	２月10日	￥1,170	1,500	5.0%	1.00	468	￥187	2.5%	1.50	￥140	￥327	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
9	707—000009	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2011	愛光高等学校	大問Ⅱ	１月23日	￥1,170	1,500	5.0%	2.00	468	￥375	2.5%	3.00	￥281	￥656	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
10	707—000010	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2012	お茶の水女子大学附属高等学校	大問３	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	2.00	468	￥375	2.5%	3.00	￥281	￥656	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
11	707—000011	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2012	お茶の水女子大学附属高等学校	大問７	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	0.50	468	￥93	2.5%	0.75	￥70	￥163	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
12	707—000012	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2012	灘高等学校	大問２	２月10日	￥1,170	1,500	5.0%	0.50	468	￥93	2.5%	0.75	￥70	￥163	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
13	707—000013	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2012	洛南高等学校	大問５	２月10日	￥1,170	1,500	5.0%	2.00	468	￥375	2.5%	3.00	￥281	￥656	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
14	707—000014	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2013	お茶の水女子大学附属高等学校	大問４	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	1.00	468	￥187	2.5%	1.50	￥140	￥327	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
15	707—000015	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2013	慶応義塾高等学校	大問Ⅳ	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	1.00	468	￥187	2.5%	1.50	￥140	￥327	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
16	707—000016	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2013	慶応義塾女子高等学校	大問２	２月10日	￥1,170	1,500	5.0%	2.50	468	￥468	2.5%	3.75	￥351	￥819	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
17	707—000017	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2013	筑波大学附属高等学校	大問３	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	3.50	468	￥656	2.5%	5.25	￥492	￥1,148	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
18	707—000018	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2013	東大寺学園高等学校	大問３	２月５日	￥1,170	1,500	5.0%	1.50	468	￥281	2.5%	2.25	￥210	￥491	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
19	707—000019	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2013	洛南高等学校	大問３	２月９日	￥1,170	1,500	5.0%	2.50	468	￥468	2.5%	3.75	￥351	￥819	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
20	707—000020	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2013	洛南高等学校	大問４	２月９日	￥1,170	1,500	5.0%	3.00	468	￥562	2.5%	4.50	￥421	￥983	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200

21	707—000021	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2014	愛光高等学校	大問Ⅱ	１月18日	￥1,170	1,500	5.0%	2.00	468	￥375	2.5%	3.00	￥281	￥656	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
22	707—000022	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2014	開成高等学校	大問２	２月10日	￥1,170	1,500	5.0%	2.50	468	￥468	2.5%	3.75	￥351	￥819	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
23	707—000023	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2014	成城学園高等学校	大問Ⅱ	２月12日	￥1,170	1,500	5.0%	2.00	468	￥375	2.5%	3.00	￥281	￥656	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
24	707—000024	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2014	筑波大学附属高等学校	大問２	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	4.00	468	￥750	2.5%	6.00	￥562	￥1,312	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
25	707—000025	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2014	豊島岡女子学園高等学校	大問２	２月11日	￥1,170	1,500	5.0%	1.00	468	￥187	2.5%	1.50	￥140	￥327	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
26	707—000026	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2015	久留米大学附設高等学校	大問３	１月25日	￥1,170	1,500	5.0%	3.00	468	￥562	2.5%	4.50	￥421	￥983	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
27	707—000027	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2015	慶応義塾女子高等学校	大問２	２月10日	￥1,170	1,500	5.0%	2.50	468	￥468	2.5%	3.75	￥351	￥819	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
28	707—000028	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2015	お茶の水女子大学附属高等学校	大問５	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	1.00	468	￥187	2.5%	1.50	￥140	￥327	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
29	707—000029	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2015	お茶の水女子大学附属高等学校	大問６	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	0.50	468	￥93	2.5%	0.75	￥70	￥163	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
30	707—000030	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2016	豊島岡女子学園高等学校	大問２	２月11日	￥1,170	1,500	5.0%	1.00	468	￥187	2.5%	1.50	￥140	￥327	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
31	707—000031	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2016	慶応義塾女子高等学校	大問２	２月10日	￥1,170	1,500	5.0%	3.00	468	￥562	2.5%	4.50	￥421	￥983	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
32	707—000032	R 5. 8.10	ＳＳＳ中３英語Ⅱ	2016	筑波大学附属高等学校	大問２	２月13日	￥1,170	1,500	5.0%	4.00	468	￥750	2.5%	6.00	￥562	￥1,312	￥2,000	￥2,000	￥200	￥2,200
																				補償金合計（税込）	￥70,400

別表７—１

著作物番号	著作者名	題号	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）				問題番号	著作物の種類	著作物の冒頭文
			大学名	入試年度	実施日	入試区分			
1	（不明）	（不明）	青山学院大学	2023	2023／２／17	一般選抜　個別学部日程（国際政治経済Ａ・Ｂ方式）【その他】	１—Ｄ	英文	A major difference between American
2	（不明）	（不明）	青山学院大学	2023	2023／２／13	一般選抜　個別学部日程（文（英米文Ａ、仏文Ｂ、日本文Ｂ方式）、教育人間科）【英語】	2	英文	“Rewilding” refers to efforts to
3	（不明）	（不明）	青山学院大学	2024	2024／２／９	一般選抜　個別学部日程（総合文化政策Ａ、社会情報Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ方式）【英語】	４—１	英文	Since the 1970s, birth rates
4	高見　玄一郎	港の世界史	学習院大学	2024	2024／２／６	一般選抜　経済学部—コア試験（法学部—プラス試験）【世界史】	5	和文	大航海と新大陸の発見を経て
5	Steve Toth	Catch the world	国際医療福祉大学	2025	2024／12／14	特待奨学生特別選抜【英語】	1	英文	People laugh for a number
6	Jennifer Phillips	In the Know in Japan : The Indispensable Guide to Working and Living in Japan	常磐大学	2025	2025／２／４	一般選抜Ⅰ期：大学（一般選抜：短大）【英語】	4	英文	Global Nomads, also called Third-Culture

7	Bernard Smith	Penguin Readers: Level2 The Amazon Rain Forest	日本社会事業大学	2025	2025／２／１	一般選抜　前期日程【英語】	2	英文	The Amazon and the Nile are
8	（不明）	Remembering the “White Rose”	法政大学	2025	2025／２／８	一般入試Ａ方式（法Ⅰ日程、文Ⅱ日程、経営Ⅱ日程）【英語】	1	英文	Sixty years ago, on Feb. 22, 1943,
9	（不明）	Web Safety Tips	大阪学院大学	2024	2024／２／５	一般選抜　一般３教科・高得点２教科・英語１教科【英語】	3	英文	Web Safety Tips It is our
10	Blanche Li	The Best Friend Question	大和大学・大和大学白鳳短大	2024	2024／１／25	一般選抜前期Ａ日程（大和大学・大和大学白鳳短大）【英語】	5	英文	“All right, class, settle down!
11	（不明）	Slavery in Sorting Italian Grapes for Wine	大和大学白鳳短大	2025	2024／10／26	学校推薦型選抜（公募制）前期日程（大和大学白鳳短大）【英語】	2	英文	No doubt, Italian wine is good.
12	小林良正（翻訳）	セシル・ローズの言葉	文教大学	2025	2025／２／８	一般選抜Ａ日程入試【世界史】	４－資料（史料）Ａ	和文	私は，われわれ（白人）は世界第１等の
13	堀江邑一（翻訳）	セシル・ローズの言葉	文教大学	2025	2025／２／８	一般選抜Ａ日程入試【世界史】	４－資料（史料）Ａ	和文	私の心からの理想は

別表７－２

補償金の額の算定

利用方法：参考書への複製又は翻訳及び複製

金額の単位：円

著作物番号	利用する教材名	本体価格（税抜）	製作部数	刊行予定日	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額：(c)=(a)+(b)	(c)もしくは2,000円のいずれか高い額：(d)	消費税額10％	補償金の額（税込）
					使用料率	使用頁数／総頁	使用料：(a)	使用料率	使用頁数／総頁	使用料：(b)				
1	青山学院大学（法・国際政治経済学部―個別学部日程）	￥2,150	3,900	2025／７／25	５％	0.75／ 400	786	2.5％	0.75／ 400	393	1,179	2,000	200	2,200
2	青山学院大学（文・教育人間科学部―個別学部日程）	￥2,450	5,200	2025／７／25	５％	1.5／ 880	1,085	2.5％	1.5／ 880	542	1,627	2,000	200	2,200
3	青山学院大学（総合文化政策・社会情報・地球社会共生・コミュニティ人間科学部―個別学部日程）	￥2,250	4,000	2025／７／25	５％	2.5／ 544	2,068	2.5％	2.5／ 544	1,034	3,102	3,102	310	3,412
4	学習院大学（経済学部―コア試験）	￥2,250	4,200	2025／８／10	５％	2／ 528	1,789				1,789	2,000	200	2,200
5	国際医療福祉大学	￥2,350	6,000	2025／７／25	５％	0.75／ 736	718				718	2,000	200	2,200
5	国際医療福祉大学＜医学部を除く＞＜非市販品＞	￥910	3,750	2025／７／25	５％	0.75／ 304	420				420	2,000	200	2,200
6	常磐大学・短期大学	￥1,800	1,800	2025／８／10	５％	0.5／ 160	506				506	2,000	200	2,200
7	日本社会事業大学	￥2,200	1,800	2025／８／10	５％	1.75／ 480	721				721	2,000	200	2,200
8	法政大学（法＜Ⅰ日程＞・文＜Ⅱ日程＞・経営＜Ⅱ日程＞学部―Ａ方式）	￥2,250	7,200	2025／８／10	５％	3／ 600	4,050	2.5％	3／ 600	2,025	6,075	6,075	607	6,682

9	大阪学院大学	￥2,250	3,250	2025／８／10	５％	1／ 544	672				672	2,000	200	2,200
10	大和大学・大和大学白鳳短期大学部	￥2,500	4,800	2025／７／25	５％	1.25／ 968	774				774	2,000	200	2,200
11	大和大学・大和大学白鳳短期大学部	￥2,500	4,800	2025／７／25	５％	1／ 968	619				619	2,000	200	2,200
12	文教大学	￥2,250	5,100	2025／８／10				2.5%	0.25／ 544	131	131	2,000	200	2,200
13	文教大学	￥2,250	5,100	2025／８／10				2.5%	0.25／ 544	131	131	2,000	200	2,200
													補償金額　合計	36,494

別表７―３

補償金の額の算定

利用方法：ウェブサイト（赤本オンライン　https://akahon.net/kkm/）への複製
金額の単位：円

著作物番号	利用するウェブサイト名	公開期間	年額	公開年数	使用料＝年額×公開年数	消費税額10％	補償金の額（税込）
8	法政大学｜赤本オンライン	2025／７／１～2027／４／30	5,000	2	10,000	1,000	11,000
						補償金額　合計	11,000

別表８―１

利用する著作物

■入試問題で、著作権者が不明で連絡が取れない著作物

著作物番号	題号	著作者名	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）						
			学校名	入試年度	入試区分		問題番号	冒頭および末尾文	英文・和文の別
					試験方式等	学部名・学科名			
1	不明	不明	センター試験	2000	本試験	英語	6	Sally arrived early. As she walked around the old house～	英文
2	不明	不明	センター試験	2007	本試験	英語	6	The white-haired old man was sitting in his favorite chair, ～	英文
3	不明	不明	センター試験	2002	本試験	英語	6	When I was an eight-year-old girl, I was taken for～	英文
4	不明	不明	センター試験	2003	追試験	英語	6	George was a piano tuner. As he walked along the street, ～	英文
5	不明	不明	センター試験	2004	追試験	英語	6	My hometown was a sleepy place, safe and clean, but～	英文
6	不明	不明	センター試験	2005	追試験	英語	6	I met Susan when I was a first-year student in～	英文
7	俳句「天心の月の左右なる去年今年」	井沢正江	神奈川県立高校	2025	本試験	国語	1	天心の月の左右なる去年今年	和文
8	伊曾保物語	森田武	山梨県立高校	2025	本試験	国語	4	ある時、馬野へ出て草をはげみける所に、（中略）ゆるかせに思ふ事なかれ。	和文
9	原体験としての造形―イメージの形成と遊びとしての表現	福井凱将	北海道立高校	2025	本試験	国語	2	「表現」とはどのようなものなのでしょうか。（中略）重要な役割を果たしていると言えるでしょう。	和文

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：出版用教材への複製又は翻訳及び複製

著作物番号（①の著作物番号と一致）	題号	著作者名	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）							利用する教材名	参考書の本体価格（税抜、金額の単位：円）	制作部数	原文の利用			翻訳の利用			使用料適用をした場合の使用料額：(c)＝(a)＋(b)	(c)もしくは最低補償額2,000円または1,000円のいずれか高い額：(d)	消費税額：(d)×10％	補償金額（税込、金額の単位：円）
			学校名	入試年度	試験方式	学部・科名・学科名	問題番号	冒頭および末尾文	英文・和文の別				使用料率	使用ページ割合（文ページ／本総ページ）	使用料：(a)	使用料率	使用ページ割合（文ページ／本総ページ）	使用料：(b)				
1	不明	不明	センター試験	2000	本試験	英語	6	Sally arrived early. As she walked around the old house～	英文	Route G／Foundation 2 ９・10月号	1,000	210	5.00％	0.25／ 86	30	2.50％	0.25／ 86	15	45	1,000	100	1,100
2	不明	不明	センター試験	2007	本試験	英語	6	The white-haired old man was sitting in his favorite chair, ～	英文	Route G／Foundation 2 ９・10月号	1,000	210	5.00％	0.25／ 86	30	2.50％	0.25／ 86	15	45	1,000	100	1,100
3	不明	不明	センター試験	2002	本試験	英語	6	When I was an eight-year-old girl, I was taken for～	英文	Route G／Foundation 2 11月・12月号	1,000	210	5.00％	0.25／ 86	30	2.50％	0.25／ 86	15	45	1,000	100	1,100
4	不明	不明	センター試験	2003	追試験	英語	6	George was a piano tuner. As he walked along the street, ～	英文	Route G／Foundation 2 １月・２月号	1,000	210	5.00％	0.25／ 86	30	2.50％	0.25／ 86	15	45	1,000	100	1,100
5	不明	不明	センター試験	2004	追試験	英語	6	My hometown was a sleepy place, safe and clean, but～	英文	Route G／Foundation 2 ９月・10月号	1,000	210	5.00％	0.25／ 86	30	2.50％	0.25／ 86	15	45	1,000	100	1,100
6	不明	不明	センター試験	2005	追試験	英語	6	I met Susan when I was a first-year student in～	英文	Route G／Foundation 2 １月・２月号	1,000	210	5.00％	0.25／ 86	30	2.50％	0.25／ 86	15	45	1,000	100	1,100
7	俳句「天心の月の左右なる去年今年」	井沢正江	神奈川県立高校	2025	本試験	国語	1	天心の月の左右なる去年今年	和文	2025年度　47都道府県別　2025入試過去問徹底解説付き（神奈川県）	300	6,500	5.00％	0.25／ 44	553				553	2,000	200	2,200
7	俳句「天心の月の左右なる去年今年」	井沢正江	神奈川県立高校	2025	本試験	国語	1	天心の月の左右なる去年今年	和文	2026年度　47都道府県別　2025入試過去問徹底解説付き（神奈川県）	300	6,500	5.00％	0.25／ 44	553				553	2,000	200	2,200

7	俳句「天心の月の左右なる去年今年」	井沢正江	神奈川県立高校	2025	本試験	国語	1	天心の月の左右なる去年今年	和文	2027年度　47都道府県別　2025入試過去問徹底解説付き（神奈川県）	300	6,500	5.00％	0.25／　44	553				553	2,000	200	2,200
8	伊曾保物語	森田武	山梨県立高校	2025	本試験	国語	4	ある時、馬野へ出て草をはげみける所に、(中略) ゆるかせに思ふ事なかれ。	和文	2025年度　47都道府県別　2025入試過去問徹底解説付き（神奈川県）	300	1,000	2.50％	1／　44	170				170	1,000	100	1,100
8	伊曾保物語	森田武	山梨県立高校	2025	本試験	国語	4	ある時、馬野へ出て草をはげみける所に、(中略) ゆるかせに思ふ事なかれ。	和文	2026年度　47都道府県別　2025入試過去問徹底解説付き（神奈川県）	300	1,000	2.50％	1／　44	170				170	1,000	100	1,100
8	伊曾保物語	森田武	山梨県立高校	2025	本試験	国語	4	ある時、馬野へ出て草をはげみける所に、(中略) ゆるかせに思ふ事なかれ。	和文	2027年度　47都道府県別　2025入試過去問徹底解説付き（神奈川県）	300	1,000	2.50％	1／　44	170				170	1,000	100	1,100
9	原体験としての造形―イメージの形成と遊びとしての表現	福井凱将	北海道立高校	2025	本試験	国語	2	「表現」とはどのようなものなのでしょうか。(中略) 重要な役割を果たしていると言えるでしょう。	和文	2025年度　47都道府県別　2025入試過去問徹底解説付き（神奈川県）	300	3,500	2.50％	2／　44	1,193				1,193	2,000	200	2,200
9	原体験としての造形―イメージの形成と遊びとしての表現	福井凱将	北海道立高校	2025	本試験	国語	2	「表現」とはどのようなものなのでしょうか。(中略) 重要な役割を果たしていると言えるでしょう。	和文	2026年度　47都道府県別　2025入試過去問徹底解説付き（神奈川県）	300	3,500	2.50％	2／　44	1,193				1,193	2,000	200	2,200
9	原体験としての造形―イメージの形成と遊びとしての表現	福井凱将	北海道立高校	2025	本試験	国語	2	「表現」とはどのようなものなのでしょうか。(中略) 重要な役割を果たしていると言えるでしょう。	和文	2027年度　47都道府県別　2025入試過去問徹底解説付き（神奈川県）	300	3,500	2.50％	2／　44	1,193				1,193	2,000	200	2,200
										合計		34,260									23,100

※著作物番号８は森田氏が現代語表記を行った者であり、古文の現代語表記文章は、原文と按分して0.5になる、従って、使用料率は2.5％となる。

※著作物番号９は福井氏は共著者の内の一人であり、共著者と按分して0.5になる、従って、使用料率は2.5％となる。

別表８―３

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：ウェブ用教材において複製、口述及び録音（複製）し、認証下のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、インターネット配信（公衆送信）を行う。

著作物番号（①の著作物番号と一致）	題号	著作者名	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）							利用する教材名	利用形態	利用期間（単位：年）	閲覧者数予測	利用単価／１作品１年間	原文の利用(a)	翻訳利用(b)	(c)補償金の額 (a)＋(b)	消費税額：(c)×10％	補償金の額（税込、金額の単位：円）
			学校名	入試年度	試験方式	学部名・学科名	問題番号	冒頭および末尾文	英文・和文の別										
1	不明	不明	センター試験	2000	本試験	英語	6	Sally arrived early. As she walked around the old house～	英文	Route G／Foundation 2 ９・10月号	オンライン授業	3	210	3,000	9,000		9,000	900	9,900

2	不明	不明	センター試験	2007	本試験	英語	6	The white-haired old man was sitting in his favorite chair, ～	英文	Route G／Foundation 2 ９・10月号	オンライン授業	3	210	3,000	9,000		9,000	900	9,900
3	不明	不明	センター試験	2002	本試験	英語	6	When I was an eight-year-old girl, I was taken for～	英文	Route G／Foundation 2 11月・12月号	オンライン授業	3	210	3,000	9,000		9,000	900	9,900
4	不明	不明	センター試験	2003	追試験	英語	6	George was a piano tuner. As he walked along the street, ～	英文	Route G／Foundation 2 １月・２月号	オンライン授業	3	210	3,000	9,000		9,000	900	9,900
5	不明	不明	センター試験	2004	追試験	英語	6	My hometown was a sleepy place, safe and clean, but～	英文	Route G／Foundation 2 ９月・10月号	オンライン授業	3	210	3,000	9,000		9,000	900	9,900
6	不明	不明	センター試験	2005	追試験	英語	6	I met Susan when I was a first-year student in～	英文	Route G／Foundation 2 １月・２月号	オンライン授業	3	210	3,000	9,000		9,000	900	9,900
																合計			59,400

○文化庁告示第二十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項（同法第百三条において準用する場合を含む。）に基づき令和七年七月三十日に次のとおり裁定をするとともに、当該裁定に係る補償金の額を定めたので、同法第七十条第六項（同法第百三条において準用する場合を含む。）に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月二十九日

文化庁長官　都倉　俊一

番号	著作物等の題号等	著作者等の氏名	利用者の氏名	利用者の住所	利用方法	著作物の補償金の額（円）	補償金の総額（円）
1	別表１－１参照	別表１－１参照	駿台文庫株式会社	東京都千代田区神田駿河台１丁目７番４号小畑ビル７階	当該著作物を収録した大学入試過去問題集「2026―駿台　大学入試完全対策シリーズ　東京大学〈文科〉前期日程」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、1,670部を定価2,800円（本体価格）で販売（譲渡）する。また、同著作物を収録した大学入試過去問題集「2026―駿台　大学入試完全対策シリーズ　東京大学〈理科〉前期日程」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、2,065部を定価2,800円（本体価格）で販売（譲渡）する。さらに、同著作物を口述及び録音し、駿台予備学校のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、刊行後３年間無償でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。	別表１－３、１－４、１－５参照	12,100
	別表１－２参照	別表１－２参照			当該著作物を収録した大学入試過去問題集「2026―駿台　大学入試完全対策シリーズ　京都大学〈文系〉前期日程」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、1,460部を定価2,800円（本体価格）で販売（譲渡）する。また、同著作物を収録した大学入試過去問題集「2026―駿台　大学入試完全対策シリーズ　京都大学〈理系〉前期日程」を作成（複製並びに翻訳及び複製）し、2,060部を定価2,800円（本体価格）で販売（譲渡）する。	別表１－６、１－７参照	8,800

別表１－１

利用する著作物

著作物番号	著作物の題号	著作者名	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）						
			大学名	入試年度	実施日	入試区分	問題番号	種別	著作物の冒頭文
1	不明	不明	東京大学	2022	2022／２／26	前期日程	3(C)	英文	Hi, my name is Jane Kentala, the instructor for this introductory course in Forensic Science.

別表１－２

利用する著作物

著作物番号	著作物の題号	著作者名	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）						
			大学名	入試年度	実施日	入試区分	問題番号	種別	著作物の冒頭文
2	不明	不明	京都大学	2021	2021／２／25	前期日程	1	英文	Telling stories is an activity that has been with human beings
3	不明	不明	京都大学	2021	2021／２／25	前期日程	2	英文	One of the early significant responses to Charles Darwin’s thinking

別表１－３

補償金の額の算定（言語の著作物）

利用方法：問題集への複製並びに翻訳及び複製

金額の単位：円

著作物番号	利用する出版物名	本体価格（税抜）	製作部数	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額	使用料額もしくは2,000円のいずれか高い額	消費税額10％	補償金の額（税込）
				使用料率	使用頁数／総頁	使用料額	使用料率	使用頁数／総頁	使用料額				
1	2026―駿台　大学入試完全対策シリーズ　東京大学〈文科〉　前期日程	2,800	1,670	5％	1.25／1,284	228	2.5％	1.75／1,284	160	388	2,000	200	2,200
												補償金合計：	2,200

別表１－４

補償金の額の算定（言語の著作物）

利用方法：問題集への複製並びに翻訳及び複製

金額の単位：円

著作物番号	利用する出版物名	本体価格（税抜）	製作部数	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額	使用料額もしくは2,000円のいずれか高い額	消費税額10％	補償金の額（税込）
				使用料率	使用頁数／総頁	使用料額	使用料率	使用頁数／総頁	使用料額				
1	2026―駿台　大学入試完全対策シリーズ　東京大学〈理科〉　前期日程	2,800	2,065	5％	1.25／1,284	282	2.5％	1.75／1,284	198	480	2,000	200	2,200
												補償金合計：	2,200

別表１－５

補償金の額の算定（言語の著作物）

利用方法：口述及び録音し、駿台予備学校のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、刊行後３年間無償でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。

金額の単位：円

著作物番号	利用するウェブサイト名	配信開始予定日	問題集製作部数	利用者数	データ蓄積料	年間配信使用料	使用年数	音声配信使用料額	消費税額10％	補償金の額（税込）
1	駿台文庫　ダウンロードシステム	2025／５／27	3,735	3,735	1,000	2,000	3	7,000	700	7,700
									補償金合計：	7,700

別表１－６

補償金の額の算定（言語の著作物）

利用方法：問題集への複製並びに翻訳及び複製

金額の単位：円

著作物番号	利用する出版物名	本体価格（税抜）	製作部数	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額	使用料額もしくは2,000円のいずれか高い額	消費税額10％	補償金の額（税込）
				使用料率	使用頁数／総頁	使用料額	使用料率	使用頁数／総頁	使用料額				
2	2026一駿台　大学入試完全対策シリーズ　京都大学〈文系〉　前期日程	2,800	1,460	5％	1.5／1,004	306	2.5％	1.5／1,004	153	459	2,000	200	2,200
3	2026一駿台　大学入試完全対策シリーズ　京都大学〈文系〉　前期日程	2,800	1,460	5％	2.5／1,004	509	2.5％	2／1,004	204	713	2,000	200	2,200
												補償金合計：	4,400

別表１－７

補償金の額の算定（言語の著作物）

利用方法：問題集への複製並びに翻訳及び複製

金額の単位：円

著作物番号	利用する出版物名	本体価格（税抜）	製作部数	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額	使用料額もしくは2,000円のいずれか高い額	消費税額10％	補償金の額（税込）
				使用料率	使用頁数／総頁	使用料額	使用料率	使用頁数／総頁	使用料額				
2	2026一駿台　大学入試完全対策シリーズ　京都大学〈理系〉　前期日程	2,800	2,060	5％	1.5／1,260	344	2.5％	1.5／1,260	172	516	2,000	200	2,200
3	2026一駿台　大学入試完全対策シリーズ　京都大学〈理系〉　前期日程	2,800	2,060	5％	2.5／1,260	573	2.5％	2／1,260	229	802	2,000	200	2,200
												補償金合計：	4,400

○農林水産省告示第千四百五十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年九月二十九日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31242号 令和７年９月29日	Agrostis stolonifera L.	CY-4	25	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号 千葉県 千葉県千葉市中央区市場町１番１号	令和２年10月12日
第31243号 令和７年９月29日	Mandevilla Lindl.	Sunpa 316	30	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	令和４年６月20日
第31244号 令和７年９月29日	〃	KYS-1	〃	師岡幸一 福岡県朝倉市大庭3600	令和４年９月８日
第31245号 令和７年９月29日	〃	KYS-2	〃	〃	〃
第31246号 令和７年９月29日	Oryza sativa L.	ゆきみらい	25	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町４番地１	令和３年５月６日

第31247号 令和７年９月29日	Plectranthus scutellarioides (L.) R. Br.	UJ08	〃	株式会社エム・アンド・ビー・フローラ 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―4	令和５年７月19日
第31248号 令和７年９月29日	〃	UJ11	〃	〃	〃
第31249号 令和７年９月29日	Primula L.	Kerbelbal	〃	KERLEY & CO LIMITED Haden Way, Willingham, Cambridge, Cambridgeshire, CB24 5HB, United Kingdom	令和３年11月29日
第31250号 令和７年９月29日	〃	イーライム22	〃	金澤美浩 福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字下古宿８番地	令和４年６月７日
第31251号 令和７年９月29日	Rosa L.	KEISUSADORE	30	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	令和３年５月６日
第31252号 令和７年９月29日	〃	サクライレッド	〃	櫻井花代子 神奈川県川崎市川崎区日ノ出２―16―10	令和３年９月16日
第31253号 令和７年９月29日	〃	ユハル	〃	広部智子 神奈川県横浜市保土ケ谷区境木本町20―４	令和３年６月29日
第31254号 令和７年９月29日	〃	TAN14301	〃	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	令和３年６月16日
第31255号 令和７年９月29日	〃	MEIGADINE	〃	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	令和３年９月16日
第31256号 令和７年９月29日	〃	MEIVERSTAN	〃	〃	〃
第31257号 令和７年９月29日	〃	MEILOCFIN	〃	〃	〃
第31258号 令和７年９月29日	〃	KORCUT0482	〃	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	〃
第31259号 令和７年９月29日	〃	KORCUT0275	〃	〃	〃
第31260号 令和７年９月29日	〃	TANPRIMACAI	〃	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	〃
第31261号 令和７年９月29日	〃	IPT078817	〃	Interplant Roses B.V. Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands	〃
第31262号 令和７年９月29日	〃	IPT165617	〃	〃	〃
第31263号 令和７年９月29日	〃	GRA151213	〃	〃	〃
第31264号 令和７年９月29日	〃	IPK257215	〃	〃	〃
第31265号 令和７年９月29日	〃	アモールサベル	〃	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	〃
第31266号 令和７年９月29日	〃	SCH02547	〃	Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands	令和３年11月29日

第31267号 令和７年９月29日	〃	青山（あおやま）フラワーマーケットナンバー5ブラン	〃	株式会社パーク・コーポレーション 東京都港区南青山五丁目６番26号７階	令和４年６月７日
第31268号 令和７年９月29日	〃	Tanamachi 396	〃	棚町満 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―２	令和３年12月28日
第31269号 令和７年９月29日	〃	RUICL1101A	〃	De Ruiter Intellectual Property B.V. Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands	令和４年１月４日
第31270号 令和７年９月29日	〃	Auswagsy	〃	David Austin Roses Limited Bowling Green Lane, Albrighton, Wolverhampton WV7 3HB, United Kingdom	令和４年１月20日
第31271号 令和７年９月29日	〃	Ausgray	〃	〃	〃
第31272号 令和７年９月29日	〃	ARVELIP	〃	A.R.B.A. B.V. Fraxinus 12, 1424LG De Kwakel, The Netherlands	令和４年２月21日
第31273号 令和７年９月29日	〃	ARCAPT	〃	〃	〃
第31274号 令和７年９月29日	〃	ARCANBLO	〃	〃	〃
第31275号 令和７年９月29日	〃	ARFAIRTA	〃	〃	〃
第31276号 令和７年９月29日	〃	青山（あおやま）フラワーマーケットナンバー7ソレーユ	〃	株式会社パーク・コーポレーション 東京都港区南青山五丁目６番26号７階	令和４年６月20日
第31277号 令和７年９月29日	〃	SCH84585	〃	Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands	〃
第31278号 令和７年９月29日	〃	KORCUT0467	〃	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	令和４年７月26日
第31279号 令和７年９月29日	〃	KORCUT0480	〃	〃	〃
第31280号 令和７年９月29日	〃	KORCUT0481	〃	〃	〃
第31281号 令和７年９月29日	〃	MEICONBI	〃	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	〃
第31282号 令和７年９月29日	〃	Tanamachi R4Red1	〃	棚町満 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―２	令和４年９月28日
第31283号 令和７年９月29日	〃	TAN14287	〃	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	令和４年８月４日
第31284号 令和７年９月29日	〃	SCH78149	〃	Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands	令和４年９月８日

第31285号 令和７年９月29日	〃	Tanamachi R4Pink1	〃	棚町満 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―２	令和４年９月29日
第31286号 令和７年９月29日	Sambucus x strumpfii Gutte	Jonade	〃	Hyfryd Plants Cefn Hyfryd, Kerry, Newtown, Powys, SY16 4DX, United Kingdom	平成30年８月14日
第31287号 令和７年９月29日	Solanum lycopersicum L.	ONUBA	25	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	令和３年５月11日
第31288号 令和７年９月29日	〃	DUELLE	〃	〃	令和３年６月29日
第31289号 令和７年９月29日	Thymus L.	アサノマC	30	有限会社麻野間園芸 愛知県北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原177	令和２年２月３日

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31242号 令和７年９月29日	Agrostis stolonifera L.	CY-4	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号 千葉県 千葉県千葉市中央区市場町１番１号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31243号 令和７年９月29日	Mandevilla Lindl.	Sunpa 316	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	〃	〃
第31244号 令和７年９月29日	〃	KYS-1	師岡幸一 福岡県朝倉市大庭3600	〃	〃
第31245号 令和７年９月29日	〃	KYS-2	〃	〃	〃
第31246号 令和７年９月29日	Oryza sativa L.	ゆきみらい	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町４番地１	〃	〃
第31247号 令和７年９月29日	Plectranthus scutellarioides (L.) R. Br.	UJ08	株式会社エム・アンド・ビー・フローラ 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４	〃	〃
第31248号 令和７年９月29日	〃	UJ11	〃	〃	〃
第31265号 令和７年９月29日	Rosa L.	アモールサベル	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	〃	〃
第31267号 令和７年９月29日	〃	青山（あおやま）フラワーマーケットナンバー5ブラン	株式会社パーク・コーポレーション 東京都港区南青山五丁目６番26号７階	〃	〃
第31268号 令和７年９月29日	〃	Tanamachi 396	棚町満 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―２	〃	〃

第31282号 令和７年９月29日	〃	Tanamachi R4Red1	〃	〃	〃
第31285号 令和７年９月29日	〃	Tanamachi R4Pink1	〃	〃	〃
第31286号 令和７年９月29日	Sambucus x strumpfii Gutte	Jonade	Hyfryd Plants Cefn Hyfryd, Kerry, Newtown, Powys, SY16 4DX, United Kingdom	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31268号 令和７年９月29日	Rosa L.	Tanamachi 396	棚町満 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―２	福岡県三井郡大刀洗町	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第31282号 令和７年９月29日	〃	Tanamachi R4Red1	〃	〃	〃
第31285号 令和７年９月29日	〃	Tanamachi R4Pink1	〃	〃	〃

官　庁　報　告

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月29日　　国土交通大臣　中野　洋昌

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	11.5㎝	令和６年	ＣＫＴ―2024―８	君津	デジタル	3,752枚

備考　空中写真の刊行日　令和７年９月30日

君津地区

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和６年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和６年度財務諸表について次のとおり公告します。主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細については当機構のホームページ（http://www.naro.go.jp/）または事務所にて閲覧下さい。

令和７年９月29日

茨城県つくば市観音台３－１－１
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事長　久間　和生

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金		39,421,308,018
有価証券		7,044,283,418
棚卸資産		79,991,196
前渡金		188,975,387
前払費用		271,489,142
未収収益		23,763,231
賞与引当金見返(注)		2,576,375,048
未収金	2,058,901,469	
貸倒引当金	9,300,000	2,049,601,469
その他流動資産		13,714,019
流動資産合計		**51,669,500,928**
Ⅱ　固定資産		
1　有形固定資産		
建物	129,679,048,290	
減価償却累計額	78,497,514,080	
減損損失累計額	734,039,692	50,447,494,518
構築物	21,357,689,164	
減価償却累計額	17,028,149,197	
減損損失累計額	20,988,217	4,308,551,750
機械装置	6,885,593,520	
減価償却累計額	5,814,435,039	1,071,158,481
車両運搬具	945,551,408	
減価償却累計額	746,675,288	198,876,120
工具器具備品	31,911,606,701	
減価償却累計額	26,634,621,741	5,276,984,960
土地	213,774,706,772	
減損損失累計額	3,842,290,621	209,932,416,151
建設仮勘定		2,683,551,211
その他の有形固定資産		1,741,842,583
有形固定資産合計		**275,660,875,774**
2　無形固定資産		
工業所有権		498,810,615
ソフトウェア		458,725,037
地役権		719,803
電話加入権		922,500
工業所有権仮勘定		485,960,336
無形固定資産合計		**1,445,138,291**

3　投資その他の資産				
投資有価証券		398,063,986		
関係会社株式		67,256,715		
敷金・保証金		86,373,584		
長期前払費用		25,482,347		
退職給付引当金見返(注)		27,029,733,195		
長期未収金	1,182,475,409			
貸倒引当金	848,433,865	334,041,544		
破産更生債権等	112,262,866			
貸倒引当金	112,262,866	0		
預託金		1,188,959,330		
その他の資産		2,000		
投資その他の資産合計		**29,129,912,701**		
固定資産合計			**306,235,926,766**	
資産合計				**357,905,427,694**
負債の部				
Ⅰ　流動負債				
運営費交付金債務(注)		22,378,617,462		
預り補助金等(注)		1,586,711,000		
預り寄附金(注)		2,437,607		
未払金		9,703,781,152		
未払費用		265,654,278		
未払法人税等		81,164,000		
未払消費税等		3,370,210		
リース債務		94,068,849		
契約負債		420,931,068		
前受金		24,761,026		
預り金		1,743,600,753		
賞与引当金		2,577,768,999		
流動負債合計			**38,882,866,404**	
Ⅱ　固定負債				
リース債務		229,410,582		
資産見返負債(注)				
資産見返運営費交付金(注)	12,102,823,794			
資産見返補助金等(注)	335,482,880			
資産見返寄附金(注)	693,811,535			
資産見返物品受贈額(注)	1,748			
建設仮勘定見返運営費交付金(注)	651,633,547			
建設仮勘定見返施設費(注)	443,878,477			
建設仮勘定見返補助金等(注)	9,075,000			
建設仮勘定見返寄附金(注)	84,337			
工業所有権仮勘定見返運営費交付金(注)	476,611,553			
工業所有権仮勘定見返補助金等(注)	9,348,783	14,722,751,654		
長期預り補助金等(注)		2,892,905,132		
退職給付引当金		27,029,733,195		
固定負債合計			**44,874,800,563**	
負債合計				**83,757,666,967**
純資産の部				
Ⅰ　資本金				
政府出資金		334,476,060,891		
地方公共団体出資金		3,715,425		
その他出資金		3,188,276,177		
資本金合計			**337,668,052,493**	
Ⅱ　資本剰余金				
資本剰余金		45,539,487,028		
その他行政コスト累計額(注)				
減価償却相当累計額（△）(注)	△ 87,960,733,230			
減損損失相当累計額（△）(注)	△ 4,570,002,189			
除売却差額相当累計額（△）(注)	△ 20,612,105,000	△ 113,142,840,419		
資本剰余金合計			**△ 67,603,353,391**	
Ⅲ　利益剰余金			**4,020,804,910**	

Ⅳ　評価・換算差額等			
関係会社株式評価差額金	62,256,715		
評価・換算差額等合計		62,256,715	
純資産合計			**274,147,760,727**
負債純資産合計			**357,905,427,694**

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
農業技術研究業務費	44,010,349,874	
種苗管理業務費	2,857,933,537	
農業機械化促進研究業務費	1,438,770,127	
検査鑑定業務費	83,959,686	
基礎的研究業務費	7,439,672,567	
特定公募型研究開発業務費	1,649,292,470	
特例業務費	18,060,866	
一般管理費	10,893,880,825	
財務費用	161,019,057	
臨時損失	143,756,512	
法人税、住民税及び事業税	81,164,000	
損益計算書上の費用合計		68,777,859,521
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額㈱	3,165,872,720	
減損損失相当額㈱	23,288,897	
除売却差額相当額㈱	113,750,185	
その他行政コスト合計		3,302,911,802
Ⅲ　行政コスト		72,080,771,323

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
農業技術研究業務費		
人件費	24,299,414,146	
賞与引当金繰入	1,916,353,618	
外部委託費	2,124,452,632	
消耗品費	3,625,494,248	
支払リース料・賃借料	173,722,151	
減価償却費	2,630,914,659	
保守・修繕費	2,890,340,072	
水道光熱費	2,378,513,912	
旅費交通費	923,608,697	
図書印刷費	324,659,795	
雑費	2,722,875,944	44,010,349,874
種苗管理業務費		
人件費	1,870,542,378	
賞与引当金繰入	151,596,095	
外部委託費	3,604,800	
消耗品費	179,931,747	
支払リース料・賃借料	8,378,249	
減価償却費	88,672,495	
保守・修繕費	186,694,196	
水道光熱費	232,150,201	
旅費交通費	10,252,190	
図書印刷費	645,620	
雑費	125,465,566	2,857,933,537
農業機械化促進研究業務費		
人件費	713,021,662	
賞与引当金繰入	48,830,791	
外部委託費	71,222,299	
消耗品費	105,641,882	
支払リース料・賃借料	3,457,808	
減価償却費	132,072,461	
保守・修繕費	80,555,420	
水道光熱費	30,304,102	
旅費交通費	36,251,622	
試作機器	30,206,484	
図書印刷費	8,007,542	
雑費	179,198,054	1,438,770,127
検査鑑定業務費		
人件費	71,871,049	
賞与引当金繰入	6,638,919	
消耗品費	1,072,687	
支払リース料・賃借料	198,000	
保守・修繕費	1,837,525	
旅費交通費	1,267,916	
図書印刷費	743,727	
雑費	329,863	83,959,686

基礎的研究業務費			
人件費	599,200,616		
賞与引当金繰入	18,318,813		
外部委託費	6,450,749,411		
消耗品費	21,324,085		
支払リース料・賃借料	58,293,608		
減価償却費	21,477,342		
保守・修繕費	29,686,741		
水道光熱費	1,801,005		
旅費交通費	20,392,070		
図書印刷費	1,388,289		
雑費	217,040,587	7,439,672,567	
特定公募型研究開発業務費			
人件費	53,483,573		
賞与引当金繰入	1,883,111		
外部委託費	1,515,146,383		
支払リース料・賃借料	449,900		
旅費交通費	1,744,856		
図書印刷費	65,815		
雑費	76,518,832	1,649,292,470	
特例業務費			
人件費	6,182,877		
賞与引当金繰入	607,595		
支払リース料・賃借料	20,777		
旅費交通費	5,824		
貸倒引当金繰入	11,161,293		
雑費	82,500	18,060,866	
一般管理費			
人件費	5,682,880,367		
賞与引当金繰入	433,540,057		
退職給付引当金繰入	2,434,025,605		
消耗品費	256,092,218		
支払リース料・賃借料	257,543,231		
減価償却費	299,196,101		
保守・修繕費	746,428,382		
水道光熱費	144,709,185		
旅費交通費	39,211,900		
図書印刷費	12,790,263		
雑費	587,463,516	10,893,880,825	
財務費用			
支払利息	13,096,257		
有価証券評価損	147,922,800	161,019,057	
経常費用合計			**68,552,939,009**

経常収益			
運営費交付金収益(注)		53,724,979,448	
委託費返還金収入		62,617,435	
特例業務収入		1,475,048	
事業収益		877,791,725	
受託収入			
政府等受託収入	1,732,851,608		
その他受託収入	2,899,336,377	4,632,187,985	
施設費収益(注)		1,928,047	
補助金等収益(注)		2,076,202,333	
寄附金収益(注)		5,165,845	
資産見返負債戻入(注)		2,371,342,730	
貸倒引当金戻入		8,184,736	
賞与引当金見返に係る収益(注)		2,576,375,048	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		2,434,025,605	
財務収益			
受取利息	14,549,214		
有価証券利息	93,092,428		
関係会社株式評価損戻入	109,295	107,750,937	
物品受贈益		53,228,854	
雑益		533,940,323	
経常収益合計			**69,467,196,099**
経常利益			914,257,090
臨時損失			
固定資産除却損		131,434,776	
減損損失		42,875	
その他臨時損失		12,278,861	
臨時損失合計			**143,756,512**
臨時利益			
固定資産売却益		15,887,089	
資産見返負債戻入(注)		98,365,635	
その他臨時利益		18,950,861	
臨時利益合計			**133,203,585**
税引前当期純利益			**903,704,163**
法人税、住民税及び事業税			**81,164,000**
当期純利益			**822,540,163**
前中長期目標期間繰越積立金取崩額(注)			**115,993,018**
当期総利益			**938,533,181**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

法人単位純資産変動計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

	Ⅰ　資本金				Ⅱ　資本剰余金				
	政府出資金	地方公共団体出資金	その他出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計
						減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	
当期首残高	334,476,060,891	3,746,445	3,298,154,177	337,777,961,513	44,275,645,261	△ 85,534,020,749	△ 4,679,194,862	△ 19,626,713,006	△ 65,564,283,356
当期変動額									
Ⅰ資本金の当期変動額									
不要財産に係る国庫納付等による減資		△ 31,020	△ 109,878,000	△ 109,909,020					
Ⅱ資本剰余金の当期変動額									
固定資産の取得					1,263,471,657				1,263,471,657
固定資産の除売却						739,160,239	132,481,570	△ 985,391,994	△ 113,750,185
減価償却						△ 3,165,872,720			△ 3,165,872,720
固定資産の減損							△ 23,288,897		△ 23,288,897
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）					370,110				370,110
Ⅲ利益剰余金の当期変動額									
Ⅳ評価・換算差額等の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	△ 31,020	△ 109,878,000	△ 109,909,020	1,263,841,767	△ 2,426,712,481	109,192,673	△ 985,391,994	△ 2,039,070,035
当期末残高	334,476,060,891	3,715,425	3,188,276,177	337,668,052,493	45,539,487,028	△ 87,960,733,230	△ 4,570,002,189	△ 20,612,105,000	△ 67,603,353,391

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金	Ⅳ　評価・換算差額等		純資産合計
	関係会社株式評価差額金	評価・換算差額等合計	
3,200,834,347	—	—	275,414,512,504

			△ 109,909,020
△ 2,569,600			1,260,902,057
			△ 113,750,185
			△ 3,165,872,720
			△ 23,288,897
			370,110
822,540,163			822,540,163
	62,256,715	62,256,715	62,256,715
819,970,563	62,256,715	62,256,715	△ 1,266,751,777
4,020,804,910	62,256,715	62,256,715	274,147,760,727

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 24,322,135,184
人件費支出	△ 36,945,778,988
その他の業務支出	△ 1,971,007,577
運営費交付金収入	60,379,283,000
補助金等収入	2,227,148,806
受託収入	4,358,298,429
手数料収入	444,826,133
寄附金収入	4,500,000
その他の事業収入	1,202,509,628
小計	5,377,644,247
利息の受取額	107,862,188
利息の支払額	△ 13,096,257
法人税等の支払額	△ 81,164,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,391,246,178
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 2,550,000,000
定期預金の払戻による収入	2,550,000,000
預託金の預入による支出	△ 50,000,000
預託金の払戻による収入	50,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 5,399,055,222
有形固定資産の売却による収入	89,045,223
無形固定資産の取得による支出	△ 449,922,081
施設費による収入	871,199,766
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,888,732,314

Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
不要財産に係る国庫納付等による支出	△　109,909,020
リース債務返済による支出	△　212,428,013
財務活動によるキャッシュ・フロー	△　322,337,033
Ⅳ　資金増加額	180,176,831
Ⅴ　資金期首残高	39,241,131,187
Ⅵ　資金期末残高	39,421,308,018

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	２～22年
車両運搬具	２～７年
工具器具備品	２～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工業所有権	４～15年

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

農業技術研究業務勘定、農業機械化促進業務勘定、基礎的研究業務勘定では、役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

特定公募型研究開発業務勘定では、役職員の賞与の支給に備えるため､賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、補助金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

民間研究特例業務勘定では、役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

⑵　退職給付引当金

農業技術研究業務勘定、農業機械化促進業務勘定、基礎的研究業務勘定では、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金の支給見込額（簡便法による期末自己都合要支給額）に基づき計上しております。なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

特定公募型研究開発業務勘定、民間研究特例業務勘定では、国等からの出向者である役職員であり、退職手当も支給しないこととされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

⑶　貸倒引当金

基礎的研究業務勘定、民間研究特例業務勘定では、債権の貸倒れによる損失に備えるため、未収金、長期未収金及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　売買目的有価証券

時価法を採用しております。

⑵　満期保有目的の債券

取得差額がないものは原価法、取得差額があるものは償却原価法（定額法）を採用しております。

⑶　関係会社株式

出資先持分額による評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）を採用しております。

⑷　その他有価証券

市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法を採用しております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　製品

市場価格等を基に算定した価格による評価を採用しております。

⑵　消耗品及びその他の貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

６．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

農業技術研究業務勘定、農業機械化促進業務勘定における受託研究に係る収益は、主に国又は独立行政法人から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

⑵　生産物売払いに係る収益

農業技術研究業務勘定における生産物売払いに係る収益は、農産物等の売払いに伴う収益であり、顧客との契約に基づいて農産物等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、農産物等を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑶　安全性検査事業に係る収益

農業機械化促進業務勘定における安全性検査事業に係る収益は、農機具の安全性検査に係る収益であり、顧客との契約に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しております。

注記事項

１．貸借対照表関係

⑴　その他行政コスト累計額に係る注記

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△99,477,534,218円

⑵　減損会計に係る注記

①　当事業年度において減損を認識した固定資産は以下のとおりです。

ア　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

区分	管理部等	資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
A	観音台第３管理部	第４感染動物舎	研究業務用	茨城県つくば市	建物	11,782,272円
A	観音台第３管理部	フリーバーン動物棟	研究業務用	茨城県つくば市	建物	4,488,518円
A	藤本・大わし管理部	第４硝子室	研究業務用	静岡県島田市	建物	5円
					構築物	316,218円
A	北海道管理部	採取虫媒隔離ハウス	研究業務用	北海道札幌市	構築物	42,875円
A	九州沖縄管理部	隔離圃場調査室	研究業務用	熊本県合志市	建物	4,921,079円
A	九州沖縄管理部	ガラス室⑵	研究業務用	宮崎県都城市	建物	1,780,805円

イ　減損の認識に至った経緯

区分Ａ資産は、他の施設への集約化及び施設の老朽化に伴い使用しないと決定したため、減損を認識しております。

ウ　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

区分	管理部等	資産名称	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
A	観音台第３管理部	第４感染動物舎	建物	0円	11,782,272円
A	観音台第３管理部	フリーバーン動物棟	建物	0円	4,488,518円
A	藤本・大わし管理部	第４硝子室	建物	0円	5円
			構築物	0円	316,218円
A	北海道管理部	採取虫媒隔離ハウス	構築物	42,875円	0円
A	九州沖縄管理部	隔離圃場調査室	建物	0円	4,921,079円
A	九州沖縄管理部	ガラス室⑵	建物	0円	1,780,805円

エ　回収可能サービス価額の算出方法

区分Ａ資産は、老朽化により売却見込みがないことから使用価値相当額により測定しており、当該資産の使用が想定されていないことから、回収可能サービス価額を０円として算出しております。

②　当事業年度において減損の兆候が認められた固定資産は以下のとおりです。

ア　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所等の概要

区分	管理部等	資産名称	用途	場所	種類	使用しなくなる日
A	北海道管理部	美唄試験地	研究業務用	北海道美唄市	土地	—
					建物	
					構築物	
B	東北管理部	家畜排泄物処理施設	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	—
B	東北管理部	めん羊舎給餌上屋	研究業務用	岩手県盛岡市	建物	—
C	観音台第１管理部	作物地域性解析実験棟	研究業務用	茨城県つくば市	建物	令和７年度以降
					構築物	
C	北海道管理部	牧草調査室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和７年度以降
C	北海道管理部	草類総合農機具庫	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和７年度以降
C	北海道管理部	イネ科牧草隔離温室附属機械室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和７年度以降
C	北海道管理部	サンプル冷蔵室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和７年度以降
C	北海道管理部	草類総合作業室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和７年度以降
C	北海道管理部	イネ科牧草隔離温室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和７年度以降
C	北海道管理部	マメ科牧草交配温室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和７年度以降
C	北海道管理部	草地硝子網室	研究業務用	北海道札幌市	建物	令和７年度以降
D	観音台第３管理部	第２感染動物舎	研究業務用	茨城県つくば市	建物	—

D	観音台第３管理部	アイソトープガラス室	研究業務用	茨城県つくば市	建物	—
D	藤本・大わし管理部	温室	研究業務用	茨城県かすみがうら市	建物	—
D	北海道管理部	寒地農業生物機能開発センター	研究業務用	北海道札幌市	建物	—
					構築物	—
D	九州沖縄管理部	調査室(5)	研究業務用	熊本県合志市	建物	—
D	九州沖縄管理部	第１温室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
D	九州沖縄管理部	第２ガラス室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
D	九州沖縄管理部	土壌置場	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
D	九州沖縄管理部	第２温室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
D	九州沖縄管理部	第３温室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
D	九州沖縄管理部	第４温室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
D	九州沖縄管理部	第３ガラス室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
D	九州沖縄管理部	ガラス室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
D	九州沖縄管理部	カンキツ品種機能開発実験棟	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
D	九州沖縄管理部	薬剤調合槽	研究業務用	長崎県南島原市	構築物	—
D	九州沖縄管理部	鉄骨ビニールハウス	研究業務用	長崎県南島原市	構築物	—
D	九州沖縄管理部	降雨遮断ガラス室	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—
					構築物	
D	九州沖縄管理部	肉質評価実験棟	研究業務用	熊本県合志市	建物	—
					構築物	
D	九州沖縄管理部	組換植物隔離温室	研究業務用	熊本県合志市	建物	—
					構築物	
D	九州沖縄管理部	第２便所	研究業務用	長崎県南島原市	建物	—

イ　兆候の概要

区分Ａ資産は、寒地における湿地利用等の研究に使用していましたが、対象研究の完了に伴い、減損の兆候が認められました。研究施設としての機能は引き続き有しており、今後の使用も認められるものです。

区分Ｂ資産は、畜産研究に使用していましたが、対象研究の完了に伴い、減損の兆候が認められました。研究施設としての機能は引き続き有しており、今後の使用も認められるものです。

区分Ｃ資産は、研究業務の集約化及び施設の老朽化により廃止決定を行い、使用しなくなる日以降に処分することとしております。

区分Ｄ資産は、研究業務用として使用しておりますが、当初の予定と比較して稼働率が著しく低下した状態が続いております。

ウ　減損の認識に至らない根拠

区分Ａ、Ｂ、Ｄ資産は、今後の利用計画により、将来の使用稼働が見込まれております。

区分Ｃ資産は、当事業年度期末時点で使用しております。

エ　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

区分	管理部等	資産名称	種類	帳簿価額	回収可能サービス価額（見込額）	減損額（見込額）
C	観音台第１管理部	作物地域性解析実験棟	建物	31,183,210円	0円	31,183,210円
			構築物	5円	0円	5円
C	北海道管理部	牧草調査室	建物	632,148円	0円	632,148円
C	北海道管理部	草類総合農機具庫	建物	485,935円	0円	485,935円
C	北海道管理部	イネ科牧草隔離温室附属機械室	建物	1,749,719円	0円	1,749,719円
C	北海道管理部	サンプル冷蔵室	建物	1,212,599円	0円	1,212,599円
C	北海道管理部	草類総合作業室	建物	612,359円	0円	612,359円
C	北海道管理部	イネ科牧草隔離温室	建物	3,730,509円	0円	3,730,509円
C	北海道管理部	マメ科牧草交配温室	建物	2,864,951円	0円	2,864,951円
C	北海道管理部	草地硝子網室	建物	5,398,921円	0円	5,398,921円

(3)　不要財産に係る国庫納付等に係る注記

①	資産の種類		現金及び預金
②	資産名称		現金及び預金
③	帳簿価額	(1)取得価額	109,909,020円
		(2)減価償却	0円
		(3)帳簿価額	109,909,020円

④	不要財産となった理由		令和５事業年度に満期を迎えた有価証券について、再運用しなくても本業務に必要な経費を賄うことが可能であることから、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がない財産と認められたため。
⑤	国庫納付等の方法		現金による納付
⑥	譲渡収入の額		0円
⑦	控除費用		0円
⑧	国庫納付等の額納付等年月日	⑴地方公共団体への払戻額	31,020円
		納付年月日	令和６年10月31日
		⑵その他民間等への払戻額	109,878,000円
		納付年月日	令和６年10月31日
⑨	減資額		109,909,020円
⑩	備考		払戻し額については、出資金の一部払戻しの催告を行い、払戻請求があった額を行った。

⑷　退職給付に係る注記

①　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②　確定給付制度

ア　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	27,579,668,543円
退職給付費用	2,434,025,605円
退職給付の支払額	△ 2,983,960,953円
期末における退職給付引当金	27,029,733,195円

イ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	2,434,025,605円

⑸　流動資産の主な内訳

未収金の内訳

未収金	1,183,538,158円
顧客との契約から生じた債権	875,363,311円

２．行政コスト計算書関係

⑴　国立研究開発法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	72,080,771,323円
自己収入等	△ 6,213,123,653円
法人税等及び国庫納付額	△ 81,164,000円
機会費用	4,084,188,683円
国立研究開発法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	69,870,672,353円

⑵　機会費用の計上方法

①　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

受託研究の予算で取得し、国へ返還した固定資産のうち、無償使用することを国から承認された研究開発用固定資産に対し、取得時から減価償却を行ったと仮定した場合の令和６年度減価償却相当額を計上しております。

②　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

③　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、国立研究開発法人での勤務時間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

⑶　国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用に準ずる費用関係

独立行政法人会計基準注43第３項の項目には該当しませんが、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用に準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用	239,296,151円

３．損益計算書関係

⑴　経常費用の主な内訳

①　農業技術研究業務費　人件費の内訳

役員報酬	93,495,236円
給与、賞与及び諸手当	18,152,923,556円
法定福利費	3,178,196,879円
その他人件費	2,874,798,475円

②　種苗管理業務費　人件費の内訳

役員報酬	5,924,632円
給与、賞与及び諸手当	1,414,539,389円
法定福利費	242,910,157円
その他人件費	207,168,200円

③　農業機械化促進研究業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	429,051,279円
法定福利費	88,838,148円
その他人件費	195,132,235円

④　検査鑑定業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	58,162,639円
法定福利費	9,049,152円
その他人件費	4,659,258円

⑤　基礎的研究業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	172,018,789円
法定福利費	81,842,595円
その他人件費	345,339,232円

⑥　特定公募型研究開発業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	15,950,896円
法定福利費	7,236,763円
その他人件費	30,295,914円

⑦　特例業務費　人件費の内訳

給与、賞与及び諸手当	5,268,008円
法定福利費	914,869円

⑧　一般管理費　人件費の内訳

役員報酬	100,760,815円
給与、賞与及び諸手当	3,958,774,051円
法定福利費	742,395,884円
その他人件費	880,949,617円

⑵　リース資産の会計処理

ファイナンス・リース取引が当期総利益に与える影響額	△ 1,371,935円
当該影響額を除いた当期総利益	939,905,116円

⑶　収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

①　収益の分解情報

農業技術研究業務勘定における各事業の主なサービス等の種類は受託研究、生産物売払いであり、一定の事業等のまとまりごとの区分におけるこれらの収益は、マネジメントセグメント93百万円、基盤技術セグメント382百万円、研究セグメントⅠ1,263百万円、研究セグメントⅡ868百万円、研究セグメントⅢ1,388百万円、研究セグメントⅣ1,704百万円、種苗管理セグメント177百万円、農研勘定共通３百万円であります。なお、受託研究収入は受託収入に含まれており、生産物売払収入は事業収益に含まれております。

農業機械化促進業務勘定における各事業の主なサービス等の種類は受託研究、安全性検査事業であり、一定の事業等のまとまりごとの区分におけるこれらの収益は、37百万円及び41百万円であります。なお、受託研究収入は受託収入に含まれており、安全性検査事業収入は事業収益に含まれております。

②　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務について、農業技術研究業務勘定、農業機械化促進業務勘定における受託研究に係る収益のうち、当初に予想される契約期間が１年以内の契約については、注記を省略しております。なお、受託研究に係る収益のうち契約期間が１年を超える契約については、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有することとなるため、注記を省略しております。また、農業技術研究業務勘定における生産物売払いに係る収益は、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、注記を省略しております。また、農業機械化促進業務勘定における安全性検査事業に係る収益は、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、注記を省略しております。

４．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	39,421,308,018円
資金期末残高	39,421,308,018円

⑵　重要な非資金取引

①　寄附による資産の取得

機械装置	653,400円
工具器具備品	49,785,359円
ソフトウェア	3,509,900円
計	53,948,659円

②　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	323,709,100円
計	323,709,100円

５．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　農業技術研究業務勘定及び基礎的研究業務勘定

資金運用を行っておらず、預金は銀行保証のリスクを回避するため決済性預金としており、主に国からの運営費交付金により資金を調達しております。

②　農業機械化促進業務勘定及び民間研究特例業務勘定

資金運用については、基本財源として受け入れた政府及び民間等からの出資金を財源としており、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき運用を行っております。

③　特定公募型研究開発業務勘定

資金運用については、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、預金に限定しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、新株予約権は金額的重要性がないため注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差　額
⑴有価証券及び投資有価証券	7,442	7,453	10
①売買目的有価証券	6,743	6,743	—
②満期保有目的の債券	698	709	10
⑵長期未収金	1,182		
貸倒引当金	△ 848		
	334	334	—
⑶破産更生債権等	112		
貸倒引当金	△ 112		
	0	0	—
⑷預託金			
財政融資資金預託金	1,185	1,073	△ 111

（＊）百万円未満は切り捨てて記載しております。

（注１）市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
関係会社株式	67

（＊）百万円未満は切り捨てて記載しております。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

社債は、相場価格を用いて評価しております。当法人が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期未収金

長期未収金については、財務内容評価法に基づき時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要と判断し、レベル３の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、財務内容評価法に基づき時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要と判断し、レベル３の時価に分類しております。

預託金

預託金の時価は、元利金の合計額と、当該預託金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：円）

科　　目	農業技術研究業務勘定	農業機械化促進業務勘定	基礎的研究業務勘定	特定公募型研究開発業務勘定	民間研究特例業務勘定	法人単位
Ⅰ　当期未処分利益（当期未処理損失（△））	859,320,288	10,394,687	89,209,971	0	△ 130,028,954	828,895,992
当期総利益（当期総損失（△））	859,320,288	10,394,687	89,209,971	0	△ 20,391,765	938,533,181
前期繰越欠損金（△）	0	0	0	0	△ 109,637,189	△ 109,637,189
Ⅱ　利益処分額						
積立金（積立金取崩額（△））	859,320,288	10,394,687	89,209,971	0	0	958,924,946
Ⅲ　次期繰越欠損金（△）	0	0	0	0	△ 130,028,954	△ 130,028,954

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 22 号

中日本高速道路株式会社が令和６年３月29日、令和７年３月28日及び令和７年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の変更公告」(以下「料金公告」という。)を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年９月 29 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

１．令和６年３月29日及び令和７年３月28日付け公告の変更

「企画割引「2024安房峠道路ドライブプラン」」の１．⑶のうち「令和７年９月30日」を「令和８年９月30日」に改める。

２．令和６年３月29日及び令和７年３月31日付け公告の変更

「社会実験「通勤パス」について」の⑶ソ．の次に次のとおり加える。

ツ．令和７年10月１日から令和７年10月31日まで
ネ．令和７年11月１日から令和７年11月30日まで
ナ．令和７年12月１日から令和７年12月31日まで
ラ．令和８年１月１日から令和８年１月31日まで
ム．令和８年２月１日から令和８年２月28日まで
ウ．令和８年３月１日から令和８年３月31日まで

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和７年９月30日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年９月 29 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和７年９月６日」を「令和７年９月30日」に改める。

２　別添２中

「都道首都高速２号分岐線　　飯　倉　」を　「都道首都高速２号分岐線　　飯　倉（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線
堤　通」を
「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線
堤　通
（ＥＴＣ）」に、
「横浜市道高速横浜環状北線　新横浜」を
「横浜市道高速横浜環状北線　新横浜
（ＥＴＣ）」に改める。

３　別添３中

「新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）」を
「新横浜（ＥＴＣ）（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）」に改める。

上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消の公告

令和７年９月中の上場会社等監査人名簿への登録又は登録抹消を受けた公認会計士・監査法人は、次のとおりにつき、公認会計士法第34条の34の11の規定により公告する。

令和７年９月29日　日本公認会計士協会

［登録］

登録者名称	登録年月日	登録番号
監査法人レキシコム	令和７年９月４日	第3120号

［登録抹消］

（該当事項なし。）

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年９月29日

出雲崎町長　仙海　直樹

１　対象となる特定空家等

所在地　新潟県三島郡出雲崎町大字木折町276番地
種　類　居宅・納屋
構　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
約154.13㎡

２　所有者等に命じる必要な措置の内容

１の建築物を除却及び敷地内残置物の撤去

３　措置を命じようとする事由

１の建築物について、屋根・外壁等の脱落、飛散等がみられ、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく、そのまま放置すれば倒壊のおそれがあり、通行人等に対する危険性が懸念されるため。

４　措置の期限　令和７年10月28日

期限までに所有者等による措置が行われない場合は、町長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「町長等」という。）が、当該措置を行う。当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

５　動産等の取扱い

町長等が当該措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、４の期限までに搬出し、７の問い合わせ先へ通知すること。

６　出雲崎町役場の掲示場への掲示

この公告の内容は、出雲崎町公告式条例（昭和32年６月20日制定）第２条第２項に規定する掲示場に掲示する。

７　問い合わせ先

出雲崎町総務課
電話0258―78―2290

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

札幌市南区南沢三条三丁目五番一一号

株式会社エイワ工業

代表清算人　塚本　雅仁

解散公告

当社は、令和五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

北海道紋別郡雄武町字雄武八九四番地一

株式会社桑原呉服店

代表清算人　桑原　哲夫

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の臨時株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

青森県弘前市大字笹森町三七番地一一

株式会社長慶

代表清算人　寺本　收宏

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

宮城県黒川郡大和町宮床字上綱木一番地の四

有限会社浅勝建設

清算人　浅野　勝治

解散公告

当社は、令和七年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

宮城県栗原市築館伊豆一丁目七番三四号

株式会社壹岐家具店

代表清算人　壹岐　健治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

福島県福島市舟場町三番二六号

特定非営利活動法人福島県松川運動記念会

代表清算人　吉田　吉光

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

茨城県常陸太田市大森町一四二七番地の一三〇

有限会社市村設備工業

清算人　市村　雅幸

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三三七番地一

有限会社シュウエイスタッフ

清算人　小泉　英明

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

千葉県市川市行徳駅前四丁目一五番一五号

有限会社カネカ

清算人　早川まさ江

解散公告

当社は、令和七年八月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

千葉県船橋市三山二丁目四〇番五―一号

合同会社開喜樹

清算人　古舘　智亮

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

千葉市中央区今井一丁目九番一六号コスモ京葉蘇我五〇五号

株式会社白井商店

代表清算人　白井　信行

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光ベル合同会社２

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光ベル合同会社３

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、平成二十七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都文京区後楽一丁目二番二号

株式会社パリインターナショナルクラブ・ジャパン

代表清算人　戸澤　茂

解散公告

当法人は、令和七年九月十六日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区飯田橋四丁目五番地一二号

ＳＫ飯田橋ビル二階

一般社団法人日本建築設備診断機構

代表清算人　加藤　秀之

解散公告

当社は、令和七年九月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都新宿区西新宿四丁目一九番八号

ＦＩ　Ｇｒｏｕｐ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人

マーシャル　メーシニャック

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都板橋区成増二丁目三三番一四号

有限会社ダイワコムズ

清算人　佐藤　義雄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都練馬区豊玉中二丁目二五番一〇―一一二号

有限会社デレマック・エス

清算人　末安　英司

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都豊島区目白二丁目五番二七―四〇二号

株式会社ティーディーアイ

代表清算人　吉田　恵子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年七月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都渋谷区円山町一八番二号

有限会社エッチエス商事

清算人　林　英一郎

解散公告

当社は、令和元年十二月十一日会社法四百七十二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。尚、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都新宿区高田馬場三丁目二三番四号

株式会社東電社

代表清算人　小倉　京典

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都板橋区大谷口北町八六番九―二〇一号

合同会社ＣＮＧシステム

清算人　坪谷　航

解散公告

当社は、令和七年九月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

合同会社アンバーロータス

清算人　丸紅株式会社

職務執行者　澤田　修幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号

スエズ商会合同会社

清算人　大島　正也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区飯田橋三丁目一一番二五号

ＳＰＲＯＵＴ・ＩＤＡＢＡＳＨＩ・三Ｆ

ＡＶＩＯＮ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　大竹　康之

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都葛飾区東新小岩三―八アーバンライフ東小岩三号棟六一一

Ｃｌｏｕｄ９株式会社

代表清算人　胡　丹　妮

解散公告

当社は、令和七年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

株式会社Ｕｎｖｅｒｓｅ

代表清算人　眞鍋　優

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都中央区銀座七丁目一〇番五号

有限会社システムオフィスエヌ

清算人　永峯由紀子

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都新宿区四谷一丁目一一番一一号

株式会社ＩＳＥＫＡＩ

代表清算人　藤井竜太郎

解散公告

当社は、令和七年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区九段北四丁目三番二六号

株式会社ＬＩＮＩＣＡ

代表清算人　深澤　裕子

第29期決算公告　令和７年８月28日

宮城県仙台市青葉区宮町三丁目５番20号

ＫＥＮＳＥＩ－ＢＬＤＧ．３Ｆ

株式会社健生

代表取締役　中尾　充

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	828,668
	固定資産	283,689
	資産合計	1,112,358
負債及び純資産の部	流動負債	761,873
	固定負債	319,507
	株主資本	30,977
	資本金	86,000
	資本剰余金	237
	利益剰余金	△ 55,259
	その他利益剰余金	△ 55,259
	（うち当期純利益）	(6,085)
	負債・純資産合計	1,112,358

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

横浜市鶴見区北寺尾六丁目三番一三号

有限会社横溝土建

清算人　横溝　知由

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

神奈川県横浜市旭区左近山一五七番地六

左近山団地三―二五―三〇四号

有限会社浜田電気工事

清算人　濵田　直秀

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

神奈川県横浜市南区中里三丁目二〇番三六号

有限会社三和自動車商会

清算人　夏苅　桂子

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

横浜市戸塚区上矢部町二〇三九番地三

石田特殊グラビヤ興業株式会社

代表清算人　前田　篤俊

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

神奈川県横浜市金沢区東朝比奈一丁目四二番二一号

株式会社情報技研

代表清算人　加藤　悦子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

石川県金沢市森山一丁目二〇番一三号

株式会社ＫＩＮＯＴＯ

代表清算人　乙﨑　有二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

静岡市駿河区富士見台一丁目一番二八号

有限会社横山製作所

清算人　横山　和子

解散公告

当社は、令和七年八月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

愛知県岡崎市上地二―二四―一七

合同会社Ｒｏａｄ　Ｒ

清算人　石川　凌哉

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

三重県四日市市山分町一七一番地二

株式会社タチケン

代表清算人　山中　智弘

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

京都府木津川市加茂町里西鳥口五〇番地

株式会社コーユウ

代表清算人　山﨑　芳孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

京都府長岡京市奥海印寺太鼓山二一番地三

フラッツ藤井二〇六号

合同会社ダンダンワークス

清算人　山﨑　博司

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

大阪市生野区新今里三丁目四番一七号ＯＧビル三〇六Ａ

楽旅丸株式会社

代表清算人　大井　健

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

大阪市東成区大今里南四丁目一七番二六号二一四号

カナモト株式会社

代表清算人　金本　順也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

大阪市平野区加美正覚寺一丁目五―三―二Ｂ

株式会社珞初

代表清算人　李　相儒

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

大阪府豊中市上新田四丁目八番Ｄ―九〇一号

株式会社七福商会

代表清算人　堤　裕子

第50期決算公告

令和７年９月29日

宮城県富谷市成田一丁目５番地３

株式会社ジェー・シー・アイ

代表取締役　大信田和義

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,886,211	流動負債	1,321,180
固定資産	2,526,742	固定負債	2,302,144
繰延資産	53,156	株主資本	842,785
		資本金	99,900
		資本剰余金	51,000
		その他資本剰余金	51,000
		利益剰余金	691,885
		利益準備金	12,817
		その他利益剰余金	679,068
		（うち当期純利益）	(76,718)
資産合計	4,466,109	負債・純資産合計	4,466,109

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

大阪府大阪市浪速区日本橋三丁目一番二六号

有限会社ベストダイシン

清算人　桝賀惠利子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

大阪府豊中市本町二丁目二番一〇―三〇一号

株式会社ｄｅｅｓｓｅ．Ｍ

代表清算人　坂本　直美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

神戸市東灘区本山北町四丁目七番四八号

金井商事株式会社

代表清算人　金井　惠子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

神戸市北区有馬町一九九―二八―六一七

ＤＥＬＴＡ合同会社

清算人　金岡　園子

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

島根県出雲市今市町九七一―二七

株式会社Ｐ．Ｉ．Ｐ

代表清算人　直井　恵美

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

島根県松江市矢田町三三八番地二四

有限会社佐藤工務店

清算人　佐藤　隆信

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

岡山市北区田中六〇五番地二

株式会社ｈａｌｍ

代表清算人　中西　克佳

解散公告

当社は、総社員の同意により、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

岡山県苫田郡鏡野町円宗寺一〇〇〇―四

合同会社Ｃｏ―Ｃｒｅａｔｉｏｎ

清算人　内藤　逸己

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

広島市東区中山上二丁目六番一三号

有限会社建販

清算人　小寺　園子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

広島県廿日市市宮島口三丁目一番三三号

株式会社Ｌ．Ｉ．Ｆ

代表清算人　粟田　明美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

山口県山陽小野田市大字埴生二六七九番地の二

関門開発有限会社

清算人　**旗**田　統三

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により、令和七年八月二十九日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

福岡県大牟田市大字三池七四六番地の三

有限会社境熔接所

清算人　境　紀美子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

長崎県長崎市魚の町七番一三号

株式会社江崎麓甲店

清算人　江崎　淑夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

宮崎市丸山二丁目一一五番地一プレタメゾン丸山四〇二号

有限会社宮崎川越建販

清算人　宮川　裕樹

第 25 期 決 算 公 告

2025 年 9 月 29 日　　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目６番３号

株式会社チョイスホテルズジャパン

代表取締役　伊藤　孝彦

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	315	流動負債	239
固定資産	61	**負債合計**	**239**
		株主資本	137
		資本金	20
		利益剰余金	117
		その他利益剰余金	117
		（うち当期純利益）	(17)
		純資産合計	**137**
資産合計	**376**	**負債・純資産合計**	**376**

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

宮崎市大字島之内七二八四番地

有限会社黎明

清算人　濱田　京子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

宮崎市大字島之内字尾方五〇九二番地

有限会社佐伯青果

清算人　佐伯　祐治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

宮崎県延岡市大貫町五丁目二三〇〇番地一

有限会社ショッピングセンターあだち

清算人　安達　新二

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

沖縄県国頭郡本部町字大浜八八二番地七

合同会社さしみ亭

清算人　嘉数善太朗

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月十九日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和七年九月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

北海道岩内郡岩内町字高台一九一番地の二

医療法人社団千葉外科医院

清算人　千葉　理

解散公告（第一回）

当法人は、令和五年十月七日開催の責任役員会の決議並びに山口県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

山口県熊毛郡上関町大字八島八七一番地

宗教法人浄慶寺

清算人　髙海　一慶

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

熊本県山鹿市山鹿三二九番地一

医療法人温故会

清算人　井上　久子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月二十三日開催の社員総会の決議並びに青森県知事の認可により、令和七年八月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

青森県八戸市根城七丁目四番一八号

医療法人ゆりの木会

清算人　船越　磨

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月九日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

岐阜県中津川市駒場一六五三番地

宗教法人常楽寺

清算人　弁護士　山本　亮

連絡先　岐阜県中津川市太田町三―四―二七　山本法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月二十二日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

静岡県島田市中溝町一二九四番地の一

医療法人社団暁会

清算人　荒浪　章子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年一月二十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

大阪府泉大津市東豊中町三―一八―一

医療法人三瀬医院

清算人　三瀬　徹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

兵庫県豊岡市立野一二の四六番地

宗教法人黒住教豊岡教会所

清算人　田淵　啓之

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により、令和七年九月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

広島市安佐南区長束西一丁目一番四二号

医療法人社団山下会

清算人　山下　薫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千百三十二万五千円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三番地大宮マルイ七Ｆ

株式会社ＭｏｒｏＡｃｔｉｖｅ

代表取締役　岩瀬　哲

第５期決算公告　令和７年９月29日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目３番地大宮マルイ７Ｆ

株式会社ＭｏｒｏＡｃｔｉｖｅ

代表取締役　岩瀬　哲

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	47,843,406
	固定資産	171,072
	資産合計	48,014,478
負債及び純資産の部	流動負債	3,270,420
	株主資本金	44,744,058
	資本金	86,325,000
	資本剰余金	75,275,000
	資本準備金	75,275,000
	利益剰余金	△116,855,942
	その他利益剰余金	△116,855,942
	（うち当期純損失）	(38,042,553)
	負債・純資産合計	48,014,478

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年七月二十五日和歌山市長の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

和歌山市中六三六番三号
和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合
代表清算人　浅井　瑛介

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十九日

鳥取市上魚町四九番地
医療法人社団松本歯科診療所
清算人　松本　修司

第　31　期　決　算　公　告

2025年9月26日

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
ほけんの窓口グループ株式会社
代表取締役社長　猪俣　礼治

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,522	流動負債	7,684
固定資産	10,542	（賞与引当金）	(1,609)
		（役員報酬引当金）	(24)
		固定負債	1,808
		（役員退職慰労引当金）	(29)
		株主資本	29,572
		資本金	500
		資本剰余金	500
		（資本準備金）	(500)
		利益剰余金	28,572
		（その他利益剰余金）	(28,572)
資産合計	39,064	負債・純資産合計	39,064

損益計算書の要旨
（自　2024年７月１日　至　2025年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	49,776
販売費及び一般管理費	39,318
営業利益	10,458
営業外損益	102
経常利益	10,560
特別損益	△669
税引前当期純利益	9,891
法人税、住民税及び事業税	3,367
法人税等調整額	△278
当期純利益	6,803

第13期決算公告

令和７年９月29日
東京都中央区日本橋室町二丁目３番１号
株式会社フソウ・エナジー
代表取締役　角　尚　宣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,561,792
	固定資産	360,161
	資産合計	**1,921,953**
負債及び純資産の部	流動負債	1,261,270
	固定負債	599,333
	株主資本	61,350
	資本金	100,000
	資本剰余金	68,000
	資本準備金	68,000
	利益剰余金	△106,649
	その他利益剰余金	△106,649
	（うち当期純損失）	(12,173)
	負債・純資産合計	**1,921,953**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日
東京都中央区日本橋室町二丁目三番一号
（甲）株式会社フソウ・エナジー
代表取締役　角　尚　宣
東京都中央区日本橋室町二丁目三番一号
（乙）合同会社FE石岡PPA
代表社員　株式会社フソウ・エナジー
職務執行者　福林　師朋
東京都中央区日本橋室町二丁目三番一号
（丙）合同会社FE大船渡PPA1
代表社員　株式会社フソウ・エナジー
職務執行者　福林　師朋

決算公告

令和７年９月29日
東京都千代田区外神田四丁目７番５号
PROJECT GROUP株式会社
代表取締役　田内　広平

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	152
	固定資産	116
	合計	**268**
負債及び純資産の部	流動負債	232
	固定負債	399
	株主資本	△363
	資本金	2
	資本剰余金	9
	資本準備金	1
	その他資本剰余金	7
	利益剰余金	△375
	その他利益剰余金	△375
	（うち当期純損失）	(20)
	合計	**268**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するPROJECT GROUP株式会社（住所東京都千代田区外神田四丁目七番五号）に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日
東京都千代田区外神田四丁目七番五号
PROJECT GROUP株式会社
代表取締役　田内　広平

第３期決算公告

令和７年９月29日
東京都新宿区新宿二丁目13番10号
エルハイム新宿306
株式会社共創ＤＸ機構
代表取締役　大島　礼頌

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	73,994,403
	固定資産	9,010,151
	繰延資産	154,858
	資産合計	**83,159,412**
負債及び純資産の部	流動負債	27,693,519
	固定負債	46,663,279
	株主資本	8,802,614
	資本金	35,101,400
	利益剰余金	△26,298,786
	その他利益剰余金	△26,298,786
	（うち当期純損失）	(23,899,297)
	負債・純資産合計	**83,159,412**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五百三十四万八千六百二十円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日
東京都新宿区新宿二丁目一三番一〇号
エルハイム新宿三〇六
株式会社共創ＤＸ機構
代表取締役　大島　礼頌

第32期決算公告

令和７年９月29日
東京都豊島区巣鴨一丁目24番11号
株式会社プラナ
代表取締役　中村　安次

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,922
	固定資産	2,916
	合計	**4,838**
負債及び純資産の部	流動負債	7,270
	固定負債	152,229
	株主資本	△154,661
	資本金	40,000
	利益剰余金	△194,661
	その他利益剰余金	△194,661
	（うち当期純利益）	(3,169)
	合計	**4,838**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日
東京都豊島区巣鴨一丁目二四番一一号
株式会社プラナ
代表取締役　中村　安次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百三十七万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番地五ａｘｌｅ御茶ノ水

株式会社ＮＨ研究所

代表取締役　山田　純

令和７年９月29日
東京都千代田区神田小川町三丁目28番地５
ａｘｌｅ御茶ノ水

株式会社ＮＨ研究所
代表取締役　山田　純

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,474
	固定資産	6,575
	資産合計	**76,049**
負債及び純資産の部	流動負債	4,246
	株主資本	71,803
	資本金	107,370
	資本剰余金	101,120
	資本準備金	101,120
	利益剰余金	△136,686
	その他利益剰余金	△136,686
	（うち当期純損失）	（63,381）
	負債・純資産合計	**76,049**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都練馬区高野台一丁目一三番二一号

株式会社スマテック

代表取締役　鄭　永吉

第11期決算公告

令和７年９月29日
東京都練馬区高野台一丁目13番21号

株式会社スマテック
代表取締役　鄭　永吉

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,026
	資産合計	**6,026**
負債及び純資産の部	流動負債	6,160
	固定負債	30,488
	負債合計	**36,649**
	株主資本	△30,622
	資本金	14,200
	利益剰余金	△44,822
	その他利益剰余金	△44,822
	（うち当期純損失）	（4,369）
	純資産合計	**△30,622**
	負債・純資産合計	**6,026**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十九日

神奈川県川崎市川崎区浅野町五番八号

（甲）日本高速削孔株式会社

代表取締役　浅田　記生

福岡県直方市大字知古一七六一―四七

（乙）有限会社福永鉄工所

代表取締役　上森　順平

第56期決算公告

令和７年９月29日
神奈川県川崎市川崎区浅野町５番８号

日本高速削孔株式会社
代表取締役　浅田　記生

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	348,095
	固定資産	485,309
	合計	**833,404**
負債及び純資産の部	流動負債	199,823
	固定負債	4,121
	株主資本	629,459
	資本金	82,000
	利益剰余金	547,459
	利益準備金	7,110
	その他利益剰余金	540,349
	（うち当期純利益）	（19,421）
	合計	**833,404**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月三十一日を効力発生日とする株式会社協同設営との株式交換によって増加する資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

富山市粟島町三丁目一一番二三号

正栄工業株式会社

代表取締役　不破　理史

第31期決算公告

令和７年９月29日
富山市粟島町三丁目11番23号

正栄工業株式会社
代表取締役　不破　理史

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	43,384
	固定資産	3,285
	合計	**46,669**
負債及び純資産の部	流動負債	23,819
	固定負債	―
	株主資本	22,850
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,850
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	10,350
	（うち当期純利益）	（796）
	合計	**46,669**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

福井市春日三丁目六二〇番地
河和田屋印刷株式会社
代表取締役　佐々木慎一

第65期決算公告

令和７年９月29日
福井市春日３丁目620番地
河和田屋印刷株式会社
代表取締役　佐々木慎一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	154,965
	固定資産	636,206
	資産合計	791,171
負純資債産及のび部	流動負債	313,006
	固定負債	361,160
	株主資本	117,005
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	57,005
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	44,505
	（うち当期純利益）	（△3,688）
	合計	791,171

第40期決算公告

令和７年９月29日
仙台市泉区市名坂字鳥井原58番地の１
株式会社ＶＩＺＥＮ
代表取締役　鎌田　善幸

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,403
	固定資産	177,144
	繰延資産	900
	合計	223,448
負純資債産及のび部	流動負債	95,255
	固定負債	155,082
	株主資本	△26,889
	資本金	20,000
	利益剰余金	△46,889
	その他利益剰余金	△46,889
	（うち当期純損失）	（8,950）
	合計	223,448

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ユー企画（住所福井市開発五丁目一二〇七番地）に対して当社の全部の事業に関する権利義務のうち新設分割計画書に定めるものを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

福井市開発五丁目一二〇七番地
株式会社ユーサイキア
代表取締役　石川誠一郎

第15期決算公告

令和７年９月29日
福井市開発五丁目1207番地
株式会社ユーサイキア
代表取締役　石川誠一郎

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	26,199
	固定資産	443,372
	資産合計	469,571
負純資債産及のび部	流動負債	55,694
	固定負債	546,809
	株主資本	△ 132,932
	資本金	10,000
	資本剰余金	231,017
	その他資本剰余金	231,017
	利益剰余金	△ 373,950
	その他利益剰余金	△ 373,950
	（うち当期純損失）	（23,102）
	負債・純資産合計	469,571

第19期決算公告

2025年９月26日
東京都渋谷区千駄ヶ谷５―29―11
株式会社アヴァンセ・アジル
代表取締役　佐藤　倫大

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	239,848
	固定資産	18,168
	合計	258,017
負純資債産及のび部	流動負債	119,198
	固定負債	12,096
	株主資本	126,722
	資本金	20,000
	利益剰余金	106,722
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	101,722
	（うち当期純利益）	（30,427）
	合計	258,017

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日

滋賀県湖南市夏見五七五番地の一
株式会社辻建
代表取締役　北岡　司郎

第53期決算公告

令和７年９月29日
滋賀県湖南市夏見575番地の１
株式会社辻建
代表取締役　北岡　司郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	54,440
	固定資産	37,544
	合計	91,984
負純資債産及のび部	流動負債	23,163
	固定負債	13,654
	株主資本	55,166
	資本金	30,000
	利益剰余金	25,166
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	19,666
	（うち当期純損失）	（671）
	合計	91,984

第27期決算公告

令和７年９月29日
東京都台東区東上野１丁目２―13
株式会社アール
代表取締役　松谷竜太郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	264,100
	固定資産	144,921
	合計	409,021
負純資債産及のび部	流動負債	111,715
	固定負債	182,319
	株主資本	114,986
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,174
	資本準備金	30,174
	利益剰余金	34,812
	その他利益剰余金	34,812
	（うち当期純利益）	（14,892）
	合計	409,021

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十九日

京都市伏見区羽束師菱川町一〇四番地
（甲）株式会社黒川
代表取締役　黒川　泰道
京都市伏見区羽束師菱川町六二八番地一
（乙）有限会社黒川造園土木
代表取締役　黒川　泰道

第17期決算公告

令和７年９月29日
京都市伏見区羽束師菱川町104番地
株式会社黒川
代表取締役　黒川　泰道

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	12,135
	固定資産	35,775
	資産合計	47,910
負純資債産及のび部	流動負債	3,296
	固定負債	38,063
	負債合計	41,359
	株主資本	6,550
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,550
	その他利益剰余金	1,550
	（うち当期純利益）	（325）
	純資産合計	6,550
	負債・純資産合計	47,910

第47期決算公告

2025年９月29日
東京都葛飾区亀有五丁目34番２号
協和興産株式会社
代表取締役　阪野　智栄

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	48,056
	固定資産	90,016
	合計	138,072
負純資債産及のび部	流動負債	23,670
	固定負債	15,580
	株主資本	98,821
	資本金	33,000
	利益剰余金	65,821
	（その他利益剰余金）	（65,821）
	合計	138,072

（注）当期純利益　15,202千円

第18期決算公告

令和７年９月29日
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1803番地７
株式会社マルワフーズ渡辺水産
代表取締役　渡辺　敏孝

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	344
	固定資産	255
	資産合計	600
負債及び純資産の部	流動負債	332
	固定負債	452
	株主資本	△184
	資本金	8
	利益剰余金	△192
	その他利益剰余金	△192
	（うち当期純損失）	(75)
	負債・純資産合計	600

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するマルワフーズ株式会社（住所鳥取県鳥取市賀露町西四丁目一八〇三番地七）に対して当社の魚介類等の加工販売事業等の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

記

令和七年九月二十九日
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目一八〇三番地七
株式会社マルワフーズ渡辺水産
代表取締役　渡辺　敏孝

第17期決算公告

2025年９月29日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
株式会社タイセイ・ハウジーリバース
代表取締役　赤間健一郎

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,933,950
	固定資産	922,122
	合計	7,856,072
負債及び純資産の部	流動負債	4,496,235
	固定負債	225,975
	株主資本	3,133,862
	資本金	33,000
	利益剰余金	3,100,862
	（利益準備金）	(8,250)
	（その他利益剰余金）	(3,092,612)
	合計	7,856,072

（注）当期純利益　427,086千円

第21期決算公告

令和７年９月29日
徳島市中吉野町二丁目11番地８
株式会社ジックス
代表取締役　尾藤　孝典

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	232,008
	固定資産	124,438
	資産合計	356,447
負債及び純資産の部	流動負債	182,525
	株主資本	173,921
	資本金	5,000
	利益剰余金	168,921
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	167,671
	（うち当期純利益）	(17,066)
	負債・純資産合計	356,447

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を十億七千八十四万七千三百六十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

記

令和七年九月二十九日
徳島市中吉野町二丁目一一番地八
株式会社ジックス
代表取締役　尾藤　孝典

第15期決算公告

2025年９月29日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
東京保証株式会社
代表取締役　疋田　良広

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	254,092
	固定資産	364
	合計	254,456
負債及び純資産の部	流動負債	11,381
	固定負債	338
	株主資本	242,737
	資本金	10,000
	利益剰余金	232,737
	（その他利益剰余金）	(232,737)
	合計	254,456

（注）当期純利益　15,978千円

第17期決算公告

令和７年９月29日
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石45番地２
株式会社三友金属
代表取締役　遠山　貴広

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	381,190
	固定資産	963,975
	繰延資産	0
	合計	1,345,166
負債及び純資産の部	流動負債	367,288
	固定負債	762,560
	株主資本	215,317
	資本金	50,000
	利益剰余金	165,317
	その他利益剰余金	165,317
	（うち当期純利益）	(13,763)
	合計	1,345,166

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の製作金物事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

記

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十九日
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石四五番地二
（甲）Ｉｄｅａｌ　Ｈａｒｄｗａｒｅ株式会社
代表取締役　緒方　和臣
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石四五番地二
（乙）株式会社三友金属
代表取締役　遠山　貴広

第26期決算公告

2025年９月29日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
株式会社エス・イー・ティー・クリエーション
代表取締役　清水　裕史

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	472,813
	固定資産	10,347
	合計	483,160
負債及び純資産の部	流動負債	108,450
	株主資本	374,709
	資本金	10,000
	利益剰余金	364,709
	（利益準備金）	(748)
	（その他利益剰余金）	(363,961)
	合計	483,160

（注）当期純利益　49,579千円

第６期決算公告

令和７年９月29日
福岡市南区野多目二丁目21番15号
Ｋフーズ・リンク株式会社
代表取締役　川島　文雄

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,957
	固定資産	5,235
	資産合計	21,192
負債及び純資産の部	流動負債	1,590
	固定負債	5,229
	株主資本	14,373
	資本金	21,000
	利益剰余金	△6,626
	その他利益剰余金	△6,626
	（うち当期純利益）	(42)
	負債・純資産合計	21,192

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

記

令和七年九月二十九日
福岡市南区野多目二丁目二一番一五号
Ｋフーズ・リンク株式会社
代表取締役　川島　文雄

第49期決算公告

2025年９月29日
横浜市青葉区新石川一丁目６番地２
あざみ野不動産株式会社
代表取締役　赤間健一郎

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	830,595
	固定資産	26,612
	合計	857,207
負債及び純資産の部	流動負債	238,306
	固定負債	47,315
	株主資本	571,586
	資本金	30,000
	資本剰余金	48,574
	（資本準備金）	(48,574)
	利益剰余金	493,011
	（利益準備金）	(8,075)
	（その他利益剰余金）	(484,936)
	合計	857,207

（注）当期純利益　43,003千円

第３期決算公告　2025年９月29日

横浜市青葉区あざみ野二丁目９番地13

株式会社赤間ホールディングス

代表取締役　赤間健一郎

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,502
	固定資産	7,833,126
	合計	7,869,629
負純資債産及のび部	流動負債	18,986
	固定負債	1,506,000
	株主資本	6,344,642
	資本金	1,000
	資本剰余金	6,268,665
	（その他資本剰余金）	(6,268,665)
	利益剰余金	74,977
	（その他利益剰余金）	(74,977)
	合計	7,869,629

㊟　当期純利益　29,753千円

第10期決算公告

令和７年９月29日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

はなさき特定目的会社

取締役　**鄭**　武壽

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	11,729,417	流動負債	114,632
投資その他の資産	11,729,417	固定負債	5,501,725
その他の資産	191,115	負債合計	5,616,357
流動資産	158,684	社員資本	6,304,175
固定資産	20,558	特定資本金	100
繰延資産	11,873	優先資本金	6,286,000
		剰余金	18,075
		当期未処分利益	18,075
		純資産合計	6,304,175
資産合計	11,920,532	負債・純資産合計	11,920,532

損益計算書の要旨

（自　令和７年２月１日　至　令和７年４月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	43,261
営業費用	24,813
営業利益	18,448
営業外収益	67
営業外費用	0
経常利益	18,515
税引前当期純利益	18,515
法人税、住民税及び事業税	440
当期純利益	18,075

第18期決算公告　2025年９月29日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号

株式会社タイセイ・ハウジープロパティ

代表取締役　赤間健一郎

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	988,132
	固定資産	33,959
	合計	1,022,092
負純資債産及のび部	流動負債	419,047
	固定負債	23,521
	株主資本	579,523
	資本金	50,000
	利益剰余金	529,523
	（利益準備金）	(36,425)
	（その他利益剰余金）	(493,097)
	合計	1,022,092

㊟　当期純利益　79,787千円

第６期決算公告

令和７年９月29日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

さくら橋特定目的会社

取締役　**鄭**　武壽

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：万円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	43,563,950	流動負債	198,610
固定資産	43,563,950	固定負債	29,365,524
その他の資産	1,581,165	負債合計	29,564,134
流動資産	1,386,324	社員資本	15,580,981
固定資産	193,401	特定資本金	10
繰延資産	1,440	優先資本金	15,435,000
		剰余金	145,971
		当期未処分利益	145,971
		純資産合計	15,580,981
資産合計	45,145,115	負債・純資産合計	45,145,115

損益計算書の要旨

（自　令和６年６月１日　至　令和６年11月30日）

（単位：万円）

科目	金額
営業収益	611,706
営業費用	466,106
営業利益	145,600
営業外収益	446
経常利益	146,046
税引前当期純利益	146,046
法人税、住民税及び事業税	74
当期純利益	145,972

第38期決算公告

令和７年６月12日

神奈川県小田原市栄町２丁目７番25号

株式会社ツー・ワン

代表取締役社長　佐藤　孝志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	510,476
	固定資産	5,512
	資産合計	515,989
負純資債産及のび部	流動負債	297,763
	固定負債	39,644
	株主資本	178,581
	資本金	28,000
	利益剰余金	151,281
	利益準備金	740
	その他利益剰余金	150,541
	（うち当期純利益）	(41,516)
	自己株式	△700
	負債・純資産合計	515,989

第13期決算公告

令和７年９月29日

東京都港区西新橋一丁目18番12号

ＣＯＭＳ虎ノ門６階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

代表理事（会長）　渡邊　正典

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	371	流動負債	22
固定資産	103,283	固定負債	84,239
		負債合計	84,261
		指定正味財産	0
		一般正味財産	19,393
		正味財産合計	19,393
合計	103,654	合計	103,654

損益計算書の要旨

（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	1,091
経常費用	360
投資有価証券評価損益等	△2,374
当期経常増減額	△1,643
当期経常外増減額	△2
法人税、住民税及び事業税	111
当期一般正味財産増減額	△1,757
一般正味財産期首残高	21,150
一般正味財産期末残高	19,393
当期指定正味財産増減額	0
正味財産期末残高	19,393

第48期決算公告　2025年９月29日

横浜市青葉区あざみ野二丁目９番地13

ハウジングセンター株式会社

代表取締役　赤間健一郎

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,114,502
	固定資産	1,415,474
	合計	4,529,977
負純資債産及のび部	流動負債	1,193,516
	固定負債	518,252
	株主資本	2,818,041
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,788,041
	（利益準備金）	(7,180)
	（その他利益剰余金）	(2,780,861)
	評価・換算差額等	167
	合計	4,529,977

㊟　当期純利益　208,508千円

第50期決算公告

令和７年９月29日

埼玉県川越市石原町二丁目69番地６

株式会社日慶商会

代表取締役　西村　啓吾

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	448,172
	固定資産	100,729
	合計	548,902
負純資債産及のび部	流動負債	179,636
	固定負債	154,490
	株主資本	214,774
	資本金	10,000
	利益剰余金	204,774
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	204,524
	（うち当期純利益）	(24,558)
	合計	548,902

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千万円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

埼玉県川越市石原町二丁目六九番地六

株式会社日慶商会

代表取締役　西村　啓吾

第６期決算公告　令和７年９月29日
東京都杉並区大宮二丁目２番15号
株式会社ＣＨＩＹＯＹＡ
代表取締役　千代谷美和子
貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	14,182,467
	固定資産	1,468,277,084
	繰延資産	203,040
	資産合計	**1,482,662,591**
負債及び純資産の部	流動負債	1,542,638,727
	負債合計	**1,542,638,727**
	株主資本	△59,976,136
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△60,976,136
	繰越利益剰余金	△60,976,136
	（うち当期純損失）	(8,362,182)
	純資産合計	**△59,976,136**
	負債・純資産合計	**1,482,662,591**

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八億九千八十二万五千円減少し一億円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三十一日に予定しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十九日
東京都杉並区大宮二丁目二番一五号
株式会社ＣＨＩＹＯＹＡ
代表取締役　千代谷美和子

第56期決算公告　2025年９月29日
神奈川県平塚市四之宮七丁目１番27号
株式会社マルナカ
代表取締役　赤間健一郎
貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	411,610
	固定資産	156,117
	合計	**567,727**
負債及び純資産の部	流動負債	175,798
	固定負債	85,568
	株主資本	306,360
	資本金	56,000
	利益剰余金	252,128
	（その他利益剰余金）	(252,128)
	自己株式	△1,768
	合計	**567,727**

㈱　当期純利益　41,548千円

第61期決算公告　令和７年９月29日
栃木県大田原市中央一丁目11番３号
株式会社大橋酒店
代表取締役　大橋　京子
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	334
	固定資産	10,854
	資産合計	**11,188**
負債及び純資産の部	流動負債	913
	固定負債	31,098
	負債合計	**32,011**
	株主資本	△20,823
	資本金	3,000
	利益剰余金	△23,823
	その他利益剰余金	△23,823
	（うち当期純利益）	(339)
	純資産合計	**△20,823**
	負債・純資産合計	**11,188**

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社大橋（住所　栃木県大田原市中央一丁目一一番三号）に対して当社の食料品販売及び人材派遣事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十九日
栃木県大田原市中央一丁目一一番三号
株式会社大橋酒店
代表取締役　大橋　京子

第74期決算公告
令和７年９月29日
富山県富山市西町６番８号
チューゲキ株式会社
代表取締役　金谷　弘之
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	256
	固定資産	6,104
	合計	**6,360**
負債及び純資産の部	流動負債	818
	固定負債	2,841
	株主資本	2,120
	資本金	272
	利益剰余金	1,847
	利益準備金	69
	その他利益剰余金	1,777
	（うち当期純利益）	(177)
	評価・換算差額等	579
	合計	**6,360**

決算公告　令和７年９月29日
東京都港区白金台四丁目５番７号
株式会社石真
代表取締役　眞田　勝年
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	149,679
	固定資産	1,638,430
	資産合計	**1,788,109**
負債及び純資産の部	流動負債	49,141
	固定負債	1,396,964
	株主資本	342,003
	資本金	54,400
	資本剰余金	54,400
	その他資本剰余金	54,400
	利益剰余金	233,203
	その他利益剰余金	233,203
	（うち当期純利益）	(48,757)
	負債・純資産合計	**1,788,109**

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社石鳳（東京都港区白金台四丁目五番七号）に対して当社の一部事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十九日
東京都港区白金台四丁目五番七号
株式会社石真
代表取締役　眞田　勝年

第73期決算公告
令和７年９月26日
静岡県藤枝市高柳１丁目17番23号
株式会社共立アイコム
代表取締役　小林　武治
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	867,808
	固定資産	945,211
	合計	**1,813,019**
負債及び純資産の部	流動負債	619,139
	固定負債	688,893
	株主資本	504,987
	資本金	50,000
	資本剰余金	2,300
	利益剰余金	452,687
	利益準備金	10,200
	その他利益剰余金	442,487
	（うち当期純利益）	(22,118)
	合計	**1,813,019**

第49期決算公告
令和７年９月29日
東京都中央区銀座１丁目３番３号
Ｇ１ビル７階1258号
株式会社日本コンサルティングセンター
代表取締役　古賀　誠
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,470,884
	固定資産	725,784
	資産合計	**4,196,668**
負債及び純資産の部	流動負債	5,670,264
	株主資本	△339,530
	資本金	27,000,000
	利益剰余金	△27,339,530
	その他利益剰余金	△27,339,530
	（うち当期純損失）	(1,134,066)
	負債・純資産合計	**4,196,668**

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千二百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和七年九月二十九日
東京都中央区銀座一丁目三番三号Ｇ一ビル七階一二五八号
株式会社日本コンサルティングセンター
代表取締役　古賀　誠

第18期決算公告　令和７年９月29日
大阪府寝屋川市宇谷町３―15
大阪石部運輸倉庫株式会社
代表取締役　武田　信也
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,857
	固定資産	140,874
	合計	**165,731**
負債及び純資産の部	流動負債	12,677
	株主資本	153,054
	資本金	8,000
	資本剰余金	46,157
	資本準備金	46,157
	利益剰余金	98,897
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	97,697
	（うち当期純損失）	(11,079)
	合計	**165,731**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百九十二万五千円、資本準備金の額を八千三百四十四万三千五百六十二円、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号
ウィン青山九四二
Ｂｅ　Ｄｏｃｔｏｒ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ株式会社
代表取締役　和田　裕靖

第８期決算公告　令和７年９月29日
東京都港区南青山二丁目２番15号
ウィン青山942
Be　Doctor　Consulting株式会社
代表取締役　和田　裕靖

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	41,011,931
	固定資産	78,464,925
	合計	119,476,856
負純資産及び部	流動負債	19,288,418
	株主資本	98,081,438
	資本金	123,925,000
	資本剰余金	86,525,000
	資本準備金	86,525,000
	利益剰余金	△112,368,562
	その他利益剰余金	△112,368,562
	（うち当期純損失）	(19,437,180)
	新株予約権	2,107,000
	合計	119,476,856

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千百五十一万九千百二十六円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号
Ｃｏｎｔｒｅａ株式会社
代表取締役　川端　一広

第５期決算公告　令和７年９月29日
東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
Ｃｏｎｔｒｅａ株式会社
代表取締役　川端　一広

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,726
	固定資産	45,076
	合計	64,802
負純資産及び部	流動負債	47,007
	固定負債	40,000
	株主資本	△22,204
	資本金	100,000
	資本剰余金	263,059
	資本準備金	263,059
	利益剰余金	△385,263
	その他利益剰余金	△385,263
	（うち当期純損失）	(158,122)
	合計	64,802

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全事業（ただし、株式会社デジタルホールディングスの株式保有事業を除く。）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都港区南青山一丁目三番一号
代表取締役　株式会社３ｉ　登

東京都千代田区九段南四丁目二番一一号
アビスタ市ヶ谷ビル二階Ｃ
代表取締役　ＨＩＢＣ株式会社　登

第17期決算公告　令和７年９月29日
東京都千代田区九段南四丁目２番11号
アビスタ市ヶ谷ビル２階Ｃ
ＨＩＢＣ株式会社
代表取締役　鉢嶺　登

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	97,870
	固定資産	6,557,240
	合計	6,655,110
負純資産及び部	流動負債	902,667
	固定負債	4,342,873
	株主資本	1,409,570
	資本金	100,000
	資本剰余金	353,000
	その他資本剰余金	353,000
	利益剰余金	956,570
	その他利益剰余金	956,570
	（うち当期純利益）	(211,251)
	合計	6,655,110

第82期決算公告

令和７年９月29日
大阪市中央区南船場２丁目11番21号
馬場健株式会社
代表取締役　馬場　勝也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	302,479
	固定資産	44,527
	合計	347,006
負純資産及び部	流動負債	38,162
	固定負債	3,000
	株主資本	305,844
	資本金	20,000
	利益剰余金	285,844
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	280,844
	（うち当期純利益）	(3,185)
	合計	347,006

第２期決算公告　令和７年８月29日
大阪市中央区備後町３丁目４番９号
輸出繊維会館２階
株式会社イーナ
代表取締役　横川　雅一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,052,399
	固定資産	70,163
	合計	1,122,562
負純資産及び部	流動負債	184,986
	（うち賞与引当金）	(8,017)
	株主資本	937,576
	資本金	100,000
	資本剰余金	900,372
	その他資本剰余金	900,372
	利益剰余金	△ 62,796
	その他利益剰余金	△ 62,796
	（うち当期純損失）	(46,160)
	合計	1,122,562

第２期決算公告　令和７年８月26日
大阪市中央区久太郎町四丁目１番３号
森田化学ホールディングス株式会社
代表取締役　森田　泰央

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,283
	固定資産	2,179,366
	合計	2,190,649
負純資産及び部	流動負債	70
	固定負債	503,680
	株主資本	1,686,899
	資本金	5,000
	資本剰余金	1,687,740
	その他資本剰余金	1,687,740
	利益剰余金	△ 5,840
	その他利益剰余金	△ 5,840
	（うち当期純利益）	(6,957)
	合計	2,190,649

第37期決算公告

2025年８月29日
鳥取県鳥取市河原町曳田84番地８
河原ソーイング株式会社
代表取締役社長　松本　純明

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	53,389
	固定資産	43,074
	合計	96,463
負純資産及び部	流動負債	22,571
	固定負債	6,901
	株主資本	66,991
	資本金	10,000
	利益剰余金	56,991
	その他利益剰余金	56,991
	（うち当期純損失）	(5,792)
	合計	96,463

第12期決算公告

令和７年９月29日
名古屋市北区田幡一丁目７番８号
株式会社エム・オー・シーホールディングス
代表取締役　三宅美智子

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,408
	固定資産	24,153
	合計	29,561
負純資産及び部	流動負債	29,149
	固定負債	0
	株主資本	412
	資本金	30,000
	利益剰余金	△29,587
	その他利益剰余金	△29,587
	（うち当期純利益）	(2,167)
	合計	29,561

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

名古屋市北区田幡一丁目七番八号
株式会社エム・オー・シーホールディングス
代表取締役　三宅美智子

第３期決算公告

令和７年９月29日
名古屋市守山区元郷一丁目125番地
株式会社センス
代表取締役　秋田　　満

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,844,739
	固定資産	2,232,701
	繰延資産	414,815
	合計	7,492,255
負純資産の債及び部	流動負債	379,226
	固定負債	5,400,712
	株主資本	1,712,317
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△1,287,683
	その他利益剰余金	△1,287,683
	（うち当期純損失）	(365,203)
	合計	7,492,255

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千百六十万八千三百三十三円減少することにいたしました。

株主総会の決議は令和七年九月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日
名古屋市守山区元郷一丁目一二五番地
株式会社センス
代表取締役　秋田　　満

第42期決算公告

令和７年６月13日
山口県熊毛郡田布施町麻郷3055―１
トミテック株式会社
代表取締役　波田　和幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	581,605
	固定資産	49,636
	資産合計	631,241
負純資産の債及び部	流動負債	60,573
	（うち賞与引当金）	(4,836)
	固定負債	7,589
	株主資本	563,079
	資本金	100,000
	利益剰余金	463,079
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	438,079
	（うち当期純利益）	(16,716)
	負債・純資産合計	631,241

決　算　公　告

令和７年９月29日
大阪市中央区南船場三丁目１番８号
船場土地建物株式会社
代表取締役　中村　一博

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10
	固定資産	596
	合計	607
負純資産の債及び部	流動負債	4
	固定負債	571
	株主資本	30
	資本金	1
	利益剰余金	29
	その他利益剰余金	29
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	607

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年九月二十九日
大阪市中央区南船場三丁目一番八号
（甲）船場土地建物株式会社
代表取締役　中村　一博
大阪市中央区南船場三丁目一番八号
（乙）株式会社賃貸経営土地建物
代表取締役　中村　一博

（甲）左記のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一五二頁（号外第一四六号）

第55期決算公告

令和７年９月29日
福岡県朝倉市柿原458
シキファニチア株式会社
代表取締役　諸岡　安名

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	186,954
	固定資産	56,070
	資産合計	243,024
負純資産の債及び部	流動負債	66,315
	（うち賞与引当金）	(4,266)
	固定負債	4,466
	株主資本	172,243
	資本金	32,000
	利益剰余金	140,243
	その他利益剰余金	140,243
	（うち当期純利益）	(5,407)
	負債・純資産合計	243,024

第52期決算公告

令和７年９月29日
大阪市北区天神橋一丁目14番12号
株式会社ハトヤ
代表取締役　岩橋　建典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	340,480
	固定資産	310,732
	合計	651,213
負純資産の債及び部	流動負債	364,713
	株主資本	286,499
	資本金	20,000
	利益剰余金	266,499
	利益準備金	5,000
	別途積立金	130,000
	繰越利益剰余金	131,499
	（うち当期純利益）	(19,114)
	合計	651,213

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することに致しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年九月二十九日
大阪市北区天神橋一丁目一四番一二号
（甲）株式会社ハトヤ
代表取締役　岩橋　建典
大阪市西区立売堀一丁目二番二号
（乙）有限会社ロックブリッジ
代表取締役　岩橋　建典

（甲）左記のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。

第14期決算公告

令和７年６月23日
沖縄県那覇市字鏡水150番地
那覇エアポートパーキング株式会社
代表取締役社長　國場　　保

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	109,178
	固定資産	5,983
	資産合計	115,162
負純資産の債及び部	流動負債	14,747
	固定負債	2,447
	株主資本	97,967
	資本金	3,300
	利益剰余金	94,667
	その他利益剰余金	94,667
	（うち当期純利益）	(5,225)
	負債・純資産合計	115,162

第25期決算公告

令和７年９月29日
大阪市天王寺区生玉前町１番11号
株式会社マックス
代表取締役　山木　広一

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	805,111
	固定資産	168,344,284
	繰延資産	9,263,917
	合計	178,413,312
負純資産の債及び部	流動負債	103,250,169
	固定負債	65,570,000
	株主資本	9,593,143
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	△3,406,857
	（うち当期純損失）	(3,406,857)
	合計	178,413,312

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日
大阪市天王寺区生玉前町一番一一号
株式会社マックス
代表取締役　山木　広一

第64期決算公告

令和７年９月29日
東京都大田区西蒲田八丁目４番12号
ユザワヤ商事株式会社
代表取締役会長　畑中　喜雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,519,809
	固定資産	4,850,838
	資産合計	15,370,648
負純資産の債及び部	流動負債	1,450,562
	固定負債	3,708,074
	株主資本	10,212,011
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,483,528
	利益剰余金	10,886,805
	利益準備金	85,200
	その他利益剰余金	10,801,605
	（うち当期純利益）	(316,062)
	自己株式	△2,208,321
	負債・純資産合計	15,370,648

第106期決算公告

2025年９月26日

東京都渋谷区恵比寿西１丁目20番５号

株式会社ミヤハラ

代表取締役　早川　芳彰

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,163,130
	固定資産	828,159
	合計	6,991,289
負純資産の債及び部	流動負債	4,399,024
	固定負債	524,876
	株主資本	2,067,389
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,017,389
	（うち利益準備金）	(12,500)
	（うち当期純利益）	(58,401)
	合計	6,991,289

第12期決算公告

令和７年９月29日

静岡県浜松市中央区三組町44番地の１

株式会社光一

代表取締役　武井　一雄

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,206
	資産合計	2,206
負純資産の債及び部	流動負債	71
	固定負債	11,763
	株主資本	△9,628
	資本金	6,000
	利益剰余金	△15,628
	繰越利益剰余金	△15,628
	（うち当期純損失）	(197)
	負債・純資産合計	2,206

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月八日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十九日

静岡県浜松市中央区三組町四四番地の一

（甲）株式会社光一

代表取締役　武井　一雄

静岡県浜松市中央区佐鳴台二丁目三二番二四号

（乙）有限会社ルーズ

取締役　武井　一雄

第14期決算公告

令和７年９月29日

東京都千代田区内神田一丁目11番11号

藤井第一ビル６階

株式会社東建アーキテクチャ

代表取締役　具志堅　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	130,977
	固定資産	18,540
	繰延資産	455
	資産合計	149,973
負純資産の債及び部	流動負債	126,453
	固定負債	3,169
	株主資本	20,351
	資本金	50,000
	利益剰余金	△29,648
	その他利益剰余金	△29,648
	（うち当期純損失）	(6,458)
	負債・純資産合計	149,973

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の人材派遣事業及び土木建築事業に関する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月十日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年十一月七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都練馬区中村北四丁目八番三〇号

ツカサビル七階

（甲）株式会社東建ライフサービス

代表取締役　工藤　幸人

東京都千代田区内神田一丁目一一番一一号藤井第一ビル六階

（乙）株式会社東建アーキテクチャ

代表取締役　具志堅　健

第11期決算公告

令和７年９月29日

東京都新宿区西新宿七丁目19番22号

新宿ダイカンプラザＣｉｔｙ203

株式会社エルティービー

代表取締役　鈴木　晴美

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,664	流動負債	5,772
固定資産	44,584	固定負債	22,535
		株主資本	21,940
		資本金	96,352
		資本剰余金	91,352
		資本準備金	91,352
		利益剰余金	△165,765
		利益準備金	△7,065
		その他利益剰余金	△158,699
		（うち当期純損失）	(50,715)
資産合計	50,248	負債・純資産合計	50,248

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七十二万五千五百五十七円、資本準備金の額を五千七百九十七万三千六百七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都新宿区西新宿七丁目一九番二二号新宿ダイカンプラザＣｉｔｙ二〇三

株式会社エルティービー

代表取締役　鈴木　晴美

第35期決算公告

令和７年９月29日

静岡県浜松市中央区白鳥町80番地

マルツ工業株式会社

代表取締役　石津　明次

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,005,321
	固定資産	959,309
	資産合計	1,964,630
負純資産の債及び部	流動負債	363,820
	固定負債	766,882
	株主資本	833,928
	資本金	3,000
	利益剰余金	830,928
	その他利益剰余金	830,928
	（うち当期純利益）	(145,768)
	負債・純資産合計	1,964,630

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年十月六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終の事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

静岡県浜松市中央区白鳥町八〇番地

（甲）マルツホールディングス株式会社

代表取締役　石津　明次

静岡県浜松市中央区白鳥町八〇番地

（乙）マルツ工業株式会社

代表取締役　石津　明次

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千二百五十万円、資本準備金の額を四億八千九百十七万四千二百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

島根県松江市殿町六三番地
株式会社今井書店
代表取締役　舟木　徹

第 25 期 決 算 公 告

令和７年９月29日

島根県松江市殿町63番地
株式会社今井書店
代表取締役　舟木　徹

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,903,930	流動負債	2,503,392
固定資産	354,109	（ポイント引当金）	(25,874)
		固定負債	351,195
		（退職給付引当金）	(97,053)
		株主資本	△596,549
		資本金	35,000
		資本剰余金	231,674
		資本準備金	166,674
		その他資本剰余金	65,000
		利益剰余金	△863,223
		利益準備金	450
		その他利益剰余金	△863,673
		（うち当期純損失）	(20,992)
資産合計	**2,258,039**	**負債・純資産合計**	**2,258,039**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千四百九十八万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号
麻布十番高木ビル八階
Ｐｒａｇｍａｗｏｒｋｓ株式会社
代表取締役　平塚　哲也

第 5 期 決 算 公 告

令和７年９月29日

東京都港区麻布十番二丁目20番７号麻布十番高木ビル８階
Ｐｒａｇｍａｗｏｒｋｓ株式会社
代表取締役　平塚　哲也

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	45,367,975	流動負債	12,295,417
固定資産	12,961,422	固定負債	16,430,000
繰延資産	889,317	株主資本	30,493,297
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	90,000,000
		資本準備金	90,000,000
		利益剰余金	△159,506,703
		その他利益剰余金	△159,506,703
		（うち当期純損失）	(46,441,234)
資産合計	**59,218,714**	**負債・純資産合計**	**59,218,714**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです
（乙）確定した最終事業年度はありません

令和七年九月二十九日

東京都港区港南二丁目一二番二七号
（甲）株式会社ユーディージャパン
代表取締役　内山　早苗
東京都千代田区神田多町二丁目一番地
（乙）株式会社日企
代表取締役　関　栄男

第 35 期 決 算 公 告

令和７年９月29日

東京都港区港南二丁目12番27号
株式会社ユーディージャパン
代表取締役　内山　早苗

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	72,530	流動負債	8,260
固定資産	4,729	賞与引当金	4,400
		固定負債	4,800
		退職給付引当金	3,300
		構造改革引当金	1,500
		株主資本	64,199
		資本金	25,000
		利益剰余金	39,199
		利益準備金	1,380
		その他利益剰余金	37,819
		（うち当期純利益）	(921)
合計	**77,260**	**合計**	**77,260**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

兵庫県尼崎市南初島町一〇番地の一三二
株式会社共生社
代表取締役　槙野　雅央

決　算　公　告

令和７年９月29日

兵庫県尼崎市南初島町10番地の132
株式会社共生社
代表取締役　槙野　雅央

貸借対照表の要旨　（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	170,094	流動負債	61,941
固定資産	281,112	固定負債	169,899
繰延資産	930	**負債合計**	**231,840**
		株主資本	220,297
		資本金	10,000
		利益剰余金	212,297
		利益準備金	2,500
		別途積立金	460,000
		繰越利益剰余金	△ 250,202
		（うち当期純損失）	(9,277)
		自己株式	△ 2,000
		純資産合計	**220,297**
資産合計	**452,138**	**負債・純資産合計**	**452,138**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりフレスデザイン株式会社（乙、住所大阪府箕面市船場東二丁目四番一号フレスデザインビル）の障害福祉サービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

大阪府箕面市船場東二丁目四番一号
フレスデザインビル五Ｆ
フッキー株式会社
代表取締役　松村　力

第16期決算公告

令和７年９月29日
大阪府箕面市船場東二丁目４番１号
フレスデザインビル
フレスデザイン株式会社
代表取締役　松村　力

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	498,644
	固定資産	1,493,723
	繰延資産	1,073
	合計	1,993,441
負純資産の及び部	流動負債	159,027
	固定負債	1,445,997
	株主資本	388,417
	資本金	10,000
	利益剰余金	378,417
	その他利益剰余金	378,417
	（うち当期純利益）	(71,940)
	合計	1,993,441

第38期決算公告

令和７年８月22日
東京都品川区西五反田２丁目29番５号
日幸五反田ビル８Ｆ
株式会社技術情報協会
代表取締役　髙薄　一弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	241,834
	固定資産	40,534
	資産合計	282,368
負純資産の及び部	流動負債	39,016
	固定負債	8,685
	株主資本	234,667
	資本金	46,000
	利益剰余金	188,667
	利益準備金	11,500
	その他利益剰余金	177,167
	（うち当期純損失）	(4,862)
	負債・純資産合計	282,368

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都港区西麻布三丁目五番二―四〇二号
（甲）株式会社Ｔ．Ｒ．Ｋ
代表取締役　西塚　美紀
東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番一五号
（乙）株式会社ＩＲＩＳ
代表取締役　飯窪　和城

決算公告

令和７年９月29日
東京都渋谷区道玄坂一丁目16番15号
株式会社ＩＲＩＳ
代表取締役　飯窪　和城

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	270,687,764
	資産合計	270,687,764
負純資産の及び部	流動負債	251,247,200
	負債合計	251,247,200
	株主資本	19,440,564
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△10,559,436
	その他利益剰余金	△10,559,436
	（うち当期純利益）	(13,395,662)
	純資産合計	19,440,564
	負債・純資産合計	270,687,764

決算公告

令和７年９月29日
東京都港区西麻布三丁目５番２―402号
株式会社Ｔ．Ｒ．Ｋ
代表取締役　西塚　美紀

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	71,910,105
	固定資産	273,874,116
	資産合計	345,784,221
負純資産の及び部	流動負債	227,047,877
	負債合計	227,047,877
	株主資本	118,736,344
	資本金	200,000
	利益剰余金	118,536,344
	その他利益剰余金	118,536,344
	（うち当期純利益）	(113,981,060)
	純資産合計	118,736,344
	負債・純資産合計	345,784,221

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日

横浜市栄区公田町一五四二番地三
（甲）株式会社エムエスエヌ
代表取締役　藤波　孝
東京都目黒区目黒三丁目四番三号
（乙）株式会社ベター
代表取締役　藤波　孝

第16期決算公告

令和７年９月29日
横浜市栄区公田町1542番地３
株式会社エムエスエヌ
代表取締役　藤波　孝

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	21,507,287
	固定資産	14,017,274
	資産合計	35,524,561
負純資産の及び部	流動負債	16,310,802
	固定負債	49,043,932
	負債合計	65,354,734
	株主資本	△29,830,173
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	△37,830,173
	その他利益剰余金	△37,830,173
	（うち当期純損失）	(9,936,385)
	純資産合計	△29,830,173
	負債・純資産合計	35,524,561

第７期決算公告

令和７年９月29日
東京都目黒区目黒三丁目４番３号
株式会社ベター
代表取締役　藤波　孝

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,329,103
	固定資産	30,101,337
	資産合計	39,430,440
負純資産の及び部	流動負債	180,000
	固定負債	28,069,397
	負債合計	28,249,397
	株主資本	11,181,043
	資本金	16,000,000
	利益剰余金	△4,818,957
	その他利益剰余金	△4,818,957
	（うち当期純利益）	(9,116,745)
	純資産合計	11,181,043
	負債・純資産合計	39,430,440

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

静岡県富士市蓼原七八番地の二
（甲）長谷川倉庫株式会社
代表取締役　長谷川耕平
静岡県富士市蓼原七八番地の二
（乙）ライスネクスト株式会社
代表取締役　長谷川耕平

第58期決算公告

令和７年９月29日
静岡県富士市蓼原78番地の２
長谷川倉庫株式会社
代表取締役　長谷川耕平

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	308,887
	固定資産	252,178
	繰延資産	2,336
	合計	563,401
負純資産の及び部	流動負債	7,925
	固定負債	89,771
	株主資本	465,705
	資本金	30,000
	利益剰余金	435,705
	利益準備金	3,600
	その他利益剰余金	432,105
	（うち当期純損失）	(45,660)
	合計	563,401

第６期決算公告

令和７年９月29日
静岡県富士市蓼原78番地の２
ライスネクスト株式会社
代表取締役　長谷川耕平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,221
	固定資産	68,089
	合計	153,310
負純資産の及び部	流動負債	101
	固定負債	133,637
	株主資本	19,572
	資本金	3,000
	利益剰余金	16,572
	その他利益剰余金	16,572
	（うち当期純利益）	(2,222)
	合計	153,310

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の日本語学校事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

京都府綾部市西町一丁目五三番地

（甲）株式会社ティージー・オフィス

代表取締役　谷口　洋介

京都府綾部市岡安町岡一番地の一

（乙）株式会社タニメン

代表取締役　谷口　洋介

第25期決算公告

令和７年９月29日

京都府綾部市岡安町岡１番地の１

株式会社タニメン

代表取締役　谷口　洋介

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	498,847
	固定資産	613,844
	資産合計	1,112,692
負債及び純資産の部	流動負債	434,460
	固定負債	600,154
	株主資本	78,077
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,077
	その他利益剰余金	68,077
	（うち当期純利益）	(28,270)
	負債・純資産合計	1,112,692

第３期決算公告

令和７年９月29日

京都府綾部市西町一丁目53番地

株式会社ティージー・オフィス

代表取締役　谷口　洋介

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	136,867
	固定資産	346,302
	資産合計	483,170
負債及び純資産の部	流動負債	151,406
	固定負債	132,711
	株主資本	199,052
	資本金	10,000
	資本剰余金	100,869
	その他資本剰余金	100,869
	利益剰余金	88,182
	その他利益剰余金	88,182
	（うち当期純利益）	(48,202)
	負債・純資産合計	483,170

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

鹿児島市本城町二五六九番地一

（甲）株式会社ナンリョウ

代表取締役　木原　一郎

鹿児島市本城町二五六四番地

（乙）思川建設株式会社

代表取締役　相良　剛

第75期決算公告

令和７年９月29日

鹿児島市本城町2564番地

思川建設株式会社

代表取締役　相良　　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	206,826
	固定資産	54,188
	合計	261,014
負債及び純資産の部	流動負債	6,613
	株主資本	254,401
	資本金	40,000
	利益剰余金	214,401
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	204,401
	（うち当期純利益）	(6,968)
	合計	261,014

第15期決算公告

令和７年９月29日

鹿児島市本城町2569番地１

株式会社ナンリョウ

代表取締役　木原　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	267,877
	固定資産	358,905
	合計	626,782
負債及び純資産の部	流動負債	51,972
	固定負債	354,052
	株主資本	220,757
	資本金	10,000
	利益剰余金	312,757
	その他利益剰余金	312,757
	（うち当期純利益）	(34,451)
	自己株式	△102,000
	合計	626,782

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十一月四日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都北区赤羽一丁目五二番七号

（甲）株式会社きたむら

代表取締役　末木　利治

大阪市平野区平野西四丁目六番六号プレアール平野西一階一―Ａ号室

（乙）Ｍ’ｓトータル家賃保証株式会社

代表取締役　峰尾　祐輔

決算公告

令和７年９月29日

大阪市平野区平野西四丁目６番６号

プレアール平野西１階１―Ａ号室

Ｍ’ｓトータル家賃保証株式会社

代表取締役　峰尾　祐輔

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,369
	繰延資産	40,000
	合計	41,369
負債及び純資産の部	流動負債	1,352
	株主資本	40,017
	資本金	40,000
	利益剰余金	17
	その他利益剰余金	17
	（うち当期純利益）	(17)
	合計	41,369

決算公告

令和７年９月29日

東京都北区赤羽一丁目52番７号

株式会社きたむら

代表取締役　末木　利治

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	185,423
	固定資産	36,530
	合計	221,953
負債及び純資産の部	流動負債	191,701
	固定負債	132,853
	株主資本	△102,601
	資本金	10,000
	利益剰余金	△112,601
	その他利益剰余金	△112,601
	（うち当期純損失）	(40,426)
	合計	221,953

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都大田区山王二丁目一二番六号

（甲）富士メディック株式会社

代表取締役　前澤　麗加

東京都大田区山王二丁目12番６号

（乙）富士メディック日本株式会社

代表取締役　前澤　寛佳

第13期決算公告

令和７年９月29日

東京都大田区山王二丁目12番６号

富士メディック日本株式会社

代表取締役　前澤　寛佳

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,730
	固定資産	170,888
	合計	180,618
負債及び純資産の部	流動負債	8,346
	固定負債	7,000
	株主資本	165,272
	資本金	30,000
	利益剰余金	135,272
	その他利益剰余金	135,272
	（うち当期純利益）	(7,155)
	合計	180,618

第17期決算公告

令和７年９月29日

東京都大田区山王二丁目12番６号

富士メディック株式会社

代表取締役　前澤　麗加

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,304
	固定資産	477,514
	合計	482,818
負債及び純資産の部	流動負債	67,743
	固定負債	429,744
	株主資本	△14,668
	資本金	1,000
	利益剰余金	△15,668
	その他利益剰余金	△15,668
	（うち当期純利益）	(2,511)
	合計	482,818

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都府中市分梅町一丁目三二番地の一

（甲）株式会社源

代表取締役　永井　雅美

東京都府中市分梅町一丁目三二番一号

永井ビル

（乙）株式会社M’s

代表取締役　永井　雅美

第８期決算公告

令和７年９月29日

東京都府中市分梅町一丁目32番地の１

株式会社源

代表取締役　永井　雅美

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,593
	固定資産	133,307
	合計	138,900
負債及び純資産の部	流動負債	2,313
	固定負債	77,381
	株主資本	59,204
	資本金	1,000
	利益剰余金	58,204
	その他利益剰余金	58,204
	（うち当期純利益）	(3,951)
	合計	138,900

第16期決算公告

令和７年９月29日

東京都府中市分梅町一丁目32番１号

永井ビル

株式会社M’s

代表取締役　永井　雅美

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,043
	固定資産	1,763
	合計	5,806
負債及び純資産の部	流動負債	2,829
	固定負債	42,695
	株主資本	△39,718
	資本金	1,000
	利益剰余金	△40,718
	その他利益剰余金	△40,718
	（うち当期純損失）	(1,439)
	合計	5,806

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました（第二合併）。

また左記会社のうち甲及び丁は、第二合併の効力発生を停止条件として、第二合併の効力発生直後に合併して、甲は丁の権利義務全部を承継して存続し丁は解散することにいたしました（第三合併）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、丙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

（甲）合同会社千葉エステート

代表社員　久保　孝徳

横浜市港北区大豆戸町五三五番地五

（乙）合同会社ストーン

代表社員　久保　孝徳

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

（丙）株式会社クロブチ

代表取締役　久保　孝徳

北海道旭川市四条西一丁目一番一二一

二〇一号ナッツSPIRIT2

（丁）合同会社AKプランニング

代表社員　久保　孝徳

決算公告

令和７年９月29日

東京都港区浜松町二丁目２番15号

株式会社クロブチ

代表取締役　久保　孝徳

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,927
	固定資産	231,960
	合計	281,888
負債及び純資産の部	流動負債	12,352
	固定負債	232,954
	株主資本	36,581
	資本金	5,000
	利益剰余金	31,581
	その他利益剰余金	31,581
	（うち当期純利益）	(2,183)
	合計	281,888

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は左記に掲載されています。

令和七年九月二十九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Delta Investment Japan特定目的会社

取締役　壽命　正晃

第４期決算公告

令和７年９月29日

東京都中央区銀座一丁目６番11号

土志田ビルディング３Ｆ

Delta Investment Japan特定目的会社

代表取締役　壽命　正晃

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	55,050,812	流動負債	5,965
その他の資産	902,719	固定負債	38,500,000
流動資産	793,771	負債合計	38,505,965
固定資産	60,133	社員資本	17,447,567
繰延資産	48,814	特定資本金	100
		優先資本金	16,949,897
		剰余金	497,569
		当期未処分利益	497,569
		純資産合計	17,447,567
資産合計	55,953,532	負債・純資産合計	55,953,532

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,083,543
営業費用	584,418
営業利益	499,125
営業外収益	165
経常利益	499,290
税引前当期純利益	499,290
法人税、住民税及び事業税	1,720
当期純利益	497,569
当期未処分利益	497,569

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目二番一二号Ｋタワー横浜一二Ｆ

星野光輝日本株式会社

代表取締役　隋　玲梅

決算公告

令和７年９月29日

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目２番12号

Ｋタワー横浜12Ｆ

星野光輝日本株式会社

代表取締役　隋　玲梅

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,498,537	流動負債	2,215
		株主資本	1,496,322
		資本金	750,000
		資本剰余金	750,000
		資本準備金	750,000
		利益剰余金	△3,677
		その他利益剰余金	△3,677
資産合計	1,498,537	負債・純資産合計	1,498,537

損益計算書の要旨

（自　令和６年９月25日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業費用	1,350
売上総損失	1,350
営業損失	1,350
営業外費用	112
経常損失	1,462
税引前当期純損失	1,462
法人税、住民税及び事業税	2,215
当期純損失	3,677

第 17 期 決 算 公 告

令和７年９月29日　山梨県甲府市太田町９番７号
株式会社エーティーエルシステムズ
代表取締役社長　佐藤　公紀

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	758,211	流動負債	488,650
固定資産	496,307	（うち賞与引当金）	(21,680)
		固定負債	180,237
		負債合計	**668,888**
		株主資本	585,630
		資本金	20,000
		資本剰余金	62,600
		資本準備金	62,600
		利益剰余金	503,029
		利益準備金	3,080
		その他利益剰余金	499,949
		（うち当期純利益）	(77,671)
		純資産合計	**585,630**
資産合計	**1,254,518**	**負債・純資産合計**	**1,254,518**

第 12 期 決 算 公 告

2025年９月29日　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
株式会社タイセイ・ハウジーホールディングス
代表取締役　赤間健一郎

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,303,318	流動負債	8,787,193
固定資産	7,877,403	固定負債	2,815,297
		株主資本	4,578,231
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,013,886
		（その他資本剰余金）	(4,013,886)
		利益剰余金	464,345
		（利益準備金）	(25,000)
		（その他利益剰余金）	(439,345)
資産合計	**16,180,721**	**負債・純資産合計**	**16,180,721**

（注）当期純利益　132,890千円

第 10 期 決 算 公 告

令和７年８月27日　東京都千代田区神田須田町二丁目１番地１
Ｃｏｔｏｆｕｒｅ株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	475,677	流動負債	274,286
固定資産	70,473	賞与引当金	4,896
		その他	269,389
		固定負債	45,583
		関係会社事業損失引当金	163
		その他	45,420
		株主資本	226,281
		資本金	99,896
		資本剰余金	100,323
		資本準備金	100,323
		利益剰余金	26,062
		その他利益剰余金	26,062
		（うち当期純損失）	(24,885)
資産合計	**546,151**	**負債・純資産合計**	**546,151**

第 4 期 決 算 公 告

2025年９月29日　東京都千代田区神田小川町二丁目14番地
株式会社ポンドピエール
代表取締役　五十嵐勝則

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,114	流動負債	6,711
固定資産	775,292	固定負債	371,744
		負債合計	**378,455**
		株主資本	430,951
		資本金	10,000
		資本剰余金	275,940
		資本準備金	1,506
		その他資本剰余金	274,434
		利益剰余金	145,011
		利益準備金	900
		その他利益剰余金	144,111
		（うち当期純利益）	(19,670)
		純資産合計	**430,951**
資産合計	**809,406**	**負債・純資産合計**	**809,406**

第 29 期 決 算 公 告

令和７年９月29日　東京都千代田区麹町一丁目12番地１
住友不動産ふくおか半蔵門ビル７階
株式会社ワークスアプリケーションズ
代表取締役　秦　　修

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,771	流動負債	6,601
固定資産	5,485	（うち賞与引当金）	181
		固定負債	279
		（うち関係会社事業損失引当金）	(60)
		負債合計	**6,881**
		株主資本	3,375
		資本金	100
		資本剰余金	4,717
		資本準備金	1,849
		その他資本剰余金	2,868
		利益剰余金	1,579
		利益準備金	138
		その他利益剰余金	1,441
		自己株式	△3,021
		純資産合計	**3,375**
資産合計	**10,257**	**負債・純資産合計**	**10,257**

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	11,129	特別損失	835
売上原価	7,861	税引前当期純損失	369
売上総利益	3,268	法人税、住民税及び事業税	15
販売費及び一般管理費	2,827	法人税等調整額	△819
営業利益	441	当期純利益	434
営業外収益	33		
営業外費用	7		
経常利益	466		

第 18 期 決 算 公 告

令和７年９月29日　東京都渋谷区渋谷三丁目３番５号
株式会社ＮＥＸＴ　ＯＮＥ
代表取締役　斉藤　　徹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,345	流動負債	2,541
固定資産	144	固定負債	1,649
繰延資産	6	株主資本	1,303
		資本金	50
		資本剰余金	40
		資本準備金	40
		利益剰余金	1,213
		その他利益剰余金	1,213
		（うち当期純利益）	(490)
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		新株予約権	0
資産合計	**5,496**	**負債・純資産合計**	**5,496**

第 67 期 決 算 公 告

令和７年９月29日　京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城46番地
株式会社阪村機械製作所
代表取締役　小林　　純

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,812,580	流動負債	1,799,944
固定資産	3,375,536	固定負債	596,353
		株主資本	5,730,258
		資本金	300,000
		資本剰余金	385,320
		資本準備金	385,320
		利益剰余金	5,044,938
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	4,969,938
		（うち当期純利益）	(93,201)
		評価・換算差額等	61,560
資産合計	**8,188,116**	**負債・純資産合計**	**8,188,116**

第10期決算公告

令和７年９月29日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
MaxxTrader株式会社
代表取締役　ジャン・フィリップ・ヘンリー・レニー・メール

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,191,396
	固定資産	144,000
	資産合計	21,335,396
負債及び純資産の部	流動負債	1,874,784
	株主資本	19,460,612
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	14,460,612
	その他利益剰余金	14,460,612
	（うち当期純利益）	(2,491,338)
	負債・純資産合計	21,335,396

第11期決算公告

令和７年９月29日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
MaxxTrader株式会社
代表取締役　ジャン・フィリップ・ヘンリー・レニー・メール

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,244,102
	固定資産	59,088,716
	資産合計	70,332,818
負債及び純資産の部	流動負債	48,489,933
	株主資本	21,842,885
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	16,842,885
	その他利益剰余金	16,842,885
	（うち当期純利益）	(2,382,273)
	負債・純資産合計	70,332,818

第48期決算公告

令和６年８月７日
東京都渋谷区代々木二丁目12番２号
カタログハウス販売株式会社
代表取締役　大塚孝太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30
	固定資産	37
	資産合計	68
負債及び純資産の部	流動負債	165
	株主資本	△97
	資本金	10
	利益剰余金	△107
	その他利益剰余金	△107
	（うち当期純利益）	(11)
	負債・純資産合計	68

第３期決算公告

令和７年９月29日
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
Ｏａｓｙｓ　Ｗａｌｌｅｔ株式会社
代表取締役　満足　亮

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,748
	固定資産	7,517
	合計	18,265
負債及び純資産の部	流動負債	565
	固定負債	14,419
	株主資本	3,281
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,719
	その他利益剰余金	△6,719
	（うち当期純損失）	(3,360)
	合計	18,265

第55期決算公告

令和７年９月29日

茨城県稲敷郡阿見町福田84番地１

日本メカニック株式会社

代表取締役　粟津　茂臣

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	267,068
	固定資産	221,733
	合計	488,801
負債及び純資産の部	流動負債	85,604
	（うち賞与引当金）	(1,167)
	固定負債	304,497
	株主資本	98,076
	資本金	30,000
	利益剰余金	68,076
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	58,076
	（うち当期純利益）	(3,387)
	評価・換算差額等	622
	その他有価証券評価差額金	622
	合計	488,801

合併公告

債権者及び株主等関係者各位

左記会社は合併して甲は乙を合併し乙は解散することにいたしました。

記

１　合併の効力発生日は令和七年九月二十九日であります。

２　会社法第七百九十九条第二項の株主総会の承認決議は令和七年九月十二日に終了しておりますので、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

３　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

４　合併に関する決議は令和七年九月十日に終了しておりますので、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

５　甲は会社法第七百九十九条第二項の株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会において承認決議をした日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

６　甲は効力発生日までに乙の権利義務全部を承継いたします。

７　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

８　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

９　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

10　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

11　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

12　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

13　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

14　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

15　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

16　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

17　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

18　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

19　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

20　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

21　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

22　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

23　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

24　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

25　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

26　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

27　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

28　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

29　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

30　甲は効力発生日までに乙の債権者及び株主等関係者各位に対し、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十九日

代表取締役（乙）日光精機株式会社　粟津　茂臣
埼玉県八潮市木曽根五一四番地二
（甲）日本メカニック株式会社
茨城県稲敷郡阿見町福田八四番地一
代表取締役　粟津　茂臣

第69期決算公告

令和７年９月29日
埼玉県八潮市木曽根514番地２
日光精機株式会社
代表取締役　粟津　茂臣

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	164,176
	固定資産	27,289
	合計	191,465
負債及び純資産の部	流動負債	18,566
	（うち賞与引当金）	(4,200)
	固定負債	12,233
	退職給与引当金	12,233
	株主資本	160,665
	資本金	10,000
	利益剰余金	150,665
	利益準備金	2,590
	その他利益剰余金	148,075
	（うち当期純損失）	(82,306)
	合計	191,465

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及び丙の全ての事業に関する権利義務を承継し乙及び丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙・丙）

下記のとおりです。

令和七年九月二十九日

愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目一六番一三号
（甲）株式会社ＹＮＵＫ
代表取締役　村瀬　昇平

愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目一六番一三号
（乙）株式会社ＮＵＫコーポレーション
代表取締役　魚住　宗範

愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目一六番一三号
（丙）株式会社ＮＵＫアドバンス
代表取締役　魚住　宗範

令和７年９月29日
愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目16番13号
株式会社ＮＵＫアドバンス
代表取締役　魚住　宗範

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,074
	固定資産	12,324
	繰延資産	129
	資産合計	16,527
負債及び純資産の部	流動負債	32,084
	負債合計	32,084
	株主資本	△15,556
	資本金	3,000
	利益剰余金	△18,556
	その他利益剰余金	△18,556
	（うち当期純損失）	(2,172)
	純資産合計	△15,556
	負債・純資産合計	16,527

令和７年９月29日
愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目16番13号
株式会社ＮＵＫコーポレーション
代表取締役　魚住　宗範

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	138,810
	固定資産	185,515
	繰延資産	36,381
	資産合計	360,707
負債及び純資産の部	流動負債	114,866
	固定負債	1,018,577
	負債合計	1,133,444
	株主資本	△772,736
	資本金	10,000
	利益剰余金	△782,736
	その他利益剰余金	△782,736
	（うち当期純損失）	(220,804)
	純資産合計	△772,736
	負債・純資産合計	360,707

第45期決算公告

令和７年９月29日

香川県三豊市詫間町詫間2112番地140

サヌキ畜産フーズ株式会社

代表取締役　増田　　浩

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,310,992
	固定資産	3,323,320
	繰延資産	1,224
	資産合計	**7,635,536**
負債及び純資産の部	流動負債	3,528,828
	固定負債	2,700,962
	負債合計	**6,229,791**
	株主資本	1,405,745
	資本金	90,000
	資本剰余金	524,858
	資本準備金	524,858
	利益剰余金	790,886
	任意積立金	38,765
	（特別償却準備金）	（38,765）
	繰越利益剰余金	752,121
	（うち当期純利益）	（101,862）
	純資産合計	**1,405,745**
	負債・純資産合計	**7,635,536**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日

香川県三豊市詫間町詫間二一一二番地一四〇

（甲）サヌキ畜産フーズ株式会社

代表取締役　増田　浩

埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目一八番七号

（乙）株式会社坂井精肉店

代表取締役　増田　浩

第11期決算公告

令和７年９月29日

埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目18番７号

株式会社坂井精肉店

代表取締役　増田　　浩

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	25,235
	固定資産	10,904
	資産合計	**36,139**
負債及び純資産の部	流動負債	74,243
	負債合計	**74,243**
	株主資本	△38,103
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,103
	その他利益剰余金	△48,103
	（繰越利益剰余金）	（△48,103）
	（うち当期純損失）	（7,627）
	純資産合計	**△38,103**
	負債・純資産合計	**36,139**

第72期決算公告

令和７年９月29日

石川県小松市今江町九丁目448番地

株式会社三ツ村クリーニング本店

代表取締役　三ツ村正基

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	180,846
	固定資産	837,259
	合計	**1,018,105**
負債及び純資産の部	流動負債	120,591
	固定負債	473,673
	株主資本	423,841
	資本金	11,080
	資本剰余金	16,315
	その他資本剰余金	16,315
	利益剰余金	396,445
	利益準備金	1,700
	その他利益剰余金	394,745
	（うち当期純利益）	（24,143）
	合計	**1,018,105**

第62期決算公告

令和７年９月29日

石川県金沢市高畠三丁目91番地

株式会社白整舎

代表取締役　三ツ村正基

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	103,928
	固定資産	379,734
	合計	**483,662**
負債及び純資産の部	流動負債	66,622
	固定負債	189,548
	株主資本	227,491
	資本金	15,000
	利益剰余金	213,091
	利益準備金	3,765
	その他利益剰余金	209,326
	（うち当期純利益）	（162）
	自己株式	△600
	合計	**483,662**

第61期決算公告

令和７年９月29日

東京都千代田区神田多町二丁目１番地

株式会社日企ホールディングス

代表取締役　関　　栄男

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,440,702
	固定資産	1,368,202
	合計	**2,808,904**
負債及び純資産の部	流動負債	204,021
	賞与引当金	38,830
	固定負債	485,915
	退職給付引当金	85,335
	役員退職慰労引当金	56,570
	構造改革引当金	10,000
	株主資本	2,118,968
	資本金	12,000
	利益剰余金	2,106,968
	利益準備金	14,650
	その他利益剰余金	2,092,318
	（うち当期純利益）	（144）
	合計	**2,808,904**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都千代田区神田多町二丁目一番地

（甲）株式会社日企ホールディングス

代表取締役　関　栄男

埼玉県ふじみ野市亀久保一六七〇番地一三

（乙）株式会社ＮＰＣ

代表取締役　鈴木　雅彦

第5期決算公告

令和７年９月29日

埼玉県ふじみ野市亀久保1670番地113

株式会社ＮＰＣ

代表取締役　鈴木　雅彦

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	219,304
	固定資産	1,018,458
	合計	**1,237,763**
負債及び純資産の部	流動負債	53,497
	固定負債	753,632
	株主資本	430,632
	資本金	10,000
	資本剰余金	480,454
	その他資本剰余金	480,454
	利益剰余金	△59,821
	利益準備金	304
	その他利益剰余金	△60,125
	（うち当期純損失）	（46,053）
	合計	**1,237,763**

第80期決算公告

令和７年９月29日

東京都大田区羽田旭町10番11号

株式会社梓設計

代表取締役社長　有吉　　匡

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,377,462
	固定資産	3,214,007
	資産合計	**14,591,469**
負債及び純資産の部	流動負債	7,748,534
	固定負債	2,128,525
	（うち退職給付引当金）	（1,853,525）
	株主資本	4,866,533
	資本金	90,000
	資本剰余金	6,000
	資本準備金	6,000
	利益剰余金	4,773,683
	利益準備金	16,500
	その他利益剰余金	4,757,183
	（うち当期純利益）	（737,652）
	自己株式	△3,150
	評価・換算差額等	△152,123
	その他有価証券評価差額金	△152,123
	負債・純資産合計	**14,591,469**

第 41 期 決 算 公 告

2025 年 9 月 29 日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号

株式会社タイセイ・ハウジー

代表取締役　赤間健一郎

貸借対照表の要旨

（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,232,502
	固定資産	9,593,160
	合計	**21,825,663**
負債及び純資産の部	流動負債	5,993,293
	固定負債	2,995,167
	負債合計	**8,988,460**
	株主資本	12,726,082
	資本金	320,000
	資本剰余金	1,158,867
	（資本準備金）	(1,158,867)
	利益剰余金	11,247,215
	（利益準備金）	(19,390)
	（その他利益剰余金）	(11,227,825)
	評価・換算差額等	111,120
	純資産合計	**12,837,202**
	合計	**21,825,663**

㊟　当期純利益　1,340,539千円

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年九月二十九日

兵庫県佐用郡佐用町上秋里一〇六一番地の四

（甲）株式会社ＪＯＹＸゴルフ倶楽部

代表取締役　髙橋　正弘

大阪市西区江戸堀二丁目八番二五号

（乙）株式会社ＪＯＹＸ

代表取締役　前村　直昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年九月二十九日

大阪市西区江戸堀二丁目八番二五号

株式会社ＪＯＹＸ

代表取締役　前村　直昭

決　算　公　告

令和７年９月29日

兵庫県佐用郡佐用町上秋里1061番地の４

株式会社ＪＯＹＸゴルフ倶楽部

代表取締役　髙橋　正弘

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	141,970
	固定資産	272,583
	資産合計	**414,554**
負純資産及び部	流動負債	38,731
	固定負債	249,999
	負債合計	**288,731**
	株主資本	125,823
	資本金	95,000
	利益剰余金	30,823
	その他利益剰余金	30,823
	（うち当期純利益）	(17,948)
	純資産合計	**125,823**
	負債・純資産合計	**414,554**

決　算　公　告

令和７年９月29日

大阪市西区江戸堀二丁目８番25号

株式会社ＪＯＹＸ

代表取締役　前村　直昭

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,005
	固定資産	169,774
	資産合計	**213,779**
負純資産及び部	流動負債	50,979
	固定負債	157,603
	負債合計	**208,582**
	株主資本	5,196
	資本金	12,000
	利益剰余金	△6,803
	その他利益剰余金	△6,803
	（うち当期純損失）	(4,092)
	純資産合計	**5,196**
	負債・純資産合計	**213,779**

第25期決算公告

2025 年 9 月 29 日

京都市上京区智恵光院通中立売下る

山里町237番地３

株式会社演算工房

代表取締役　林　　稔

貸借対照表の要旨

（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,350,631
	固定資産	972,144
	資産合計	**4,322,776**
負債及び純資産の部	流動負債	594,649
	（内賞与引当金）	(57,811)
	固定負債	351,307
	（内退職給付引当金）	(43,158)
	（内役員退職引当金）	(42,638)
	株主資本	3,376,818
	資本金	80,000
	資本剰余金	178,905
	その他資本剰余金	178,905
	利益剰余金	3,136,688
	利益準備金	19,881
	その他利益剰余金	3,116,807
	（内当期純利益）	(316,666)
	自己株式	△ 18,775
	負債・純資産合計	**4,322,776**

第 49 期 決 算 公 告

令和７年９月29日

福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号

総合システム管理株式会社

代表取締役　中川原　潤

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,142,356
	固定資産	701,832
	資産合計	**1,844,188**
負債及び純資産の部	流動負債	597,227
	固定負債	291,888
	負債合計	**889,115**
	株主資本	955,073
	資本金	50,000
	資本剰余金	26,420
	資本準備金	2,000
	その他資本剰余金	24,420
	利益剰余金	878,653
	利益準備金	26,000
	その他利益剰余金	852,653
	（うち当期純利益）	(18,878)
	純資産合計	**955,073**
	負債・純資産合計	**1,844,188**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日

福岡市博多区博多駅前一丁目一五番二〇号

（甲）株式会社エス・エス・ケイ

代表取締役　中川原　潤

福岡市博多区博多駅前一丁目一五番二〇号

（乙）総合システム管理株式会社

代表取締役　中川原　潤

第 34 期決算公告　令和７年９月29日

福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号

株式会社エス・エス・ケイ

代表取締役　中川原　潤

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,804
	固定資産	104,118
	資産合計	**114,922**
負純資産及び部	流動負債	1,558
	固定負債	75,600
	負債合計	**77,158**
	株主資本	37,763
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,763
	その他利益剰余金	28,763
	（うち当期純利益）	(3,244)
	自己株式	△1,000
	純資産合計	**37,763**
	負債・純資産合計	**114,922**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　東京都において発行される産経新聞

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　二十三頁

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

（甲）株式会社ＤＭＭ．ｃｏｍ証券

代表取締役　谷川　龍二

東京都港区六本木三丁目二番一号

（乙）株式会社ＤＭＭ　ＦＸホールディングス　代表取締役　亀山　敬司

第９期決算公告

令和７年９月29日

東京都港区六本木三丁目２番１号

株式会社ＤＭＭ　ＦＸホールディングス

代表取締役　亀山　敬司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	10,239
	固定資産	29,259
	資産合計	**39,499**
負債及び純資産の部	流動負債	15
	株主資本	39,484
	資本金	10
	資本剰余金	20,536
	資本準備金	18,764
	その他資本剰余金	1,772
	利益剰余金	18,937
	その他利益剰余金	18,937
	（うち当期純利益）	(3,660)
	負債・純資産合計	**39,499**

吸収分割公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＣｏｎｅｆｌａｋｅ事業及びデオトップＺ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。また、乙の資本金の額を四百九十九万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

東京都世田谷区上馬一丁目三三番三―一〇二号

（甲）Ｈｅｒｏ　ｍａｒｋｅｔｉｎｇ株式会社

代表取締役　水谷　方威

東京都目黒区大橋一丁目五番一―一五〇二号

（乙）Ｈｅｒｏ　ｍａｒｋｅｔｉｎｇ株式会社

代表取締役　水谷　方威

第６期決算公告

令和７年９月29日

東京都目黒区大橋一丁目５番１―1502号

Ｈｅｒｏ　ｍａｒｋｅｔｉｎｇ株式会社

代表取締役　水谷　方威

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	270,716
	固定資産	21,904
	合計	**292,620**
負債及び純資産の部	流動負債	80,998
	固定負債	78,325
	株主資本	133,296
	資本金	9,900
	利益剰余金	123,306
	その他利益剰余金	123,306
	（うち当期純利益）	(69,259)
	合計	**292,620**

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、株式会社セイコーテック（乙、住所神奈川県横浜市都筑区川向町八九四―一）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日

兵庫県小野市匠台六三番地

ＪＲＣＣ＆Ｍ株式会社

代表取締役　築山　英明

第22期決算公告

令和７年９月29日

神奈川県横浜市都筑区川向町894―１

株式会社セイコーテック

代表取締役　豊島　一欽

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	278,158
	固定資産	286,131
	資産合計	**564,289**
負債及び純資産の部	流動負債	86,049
	固定負債	152,949
	負債合計	**238,998**
	株主資本	324,891
	資本金	5,000
	利益剰余金	323,891
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	323,641
	（うち当期純利益）	(66,971)
	自己株式	△4,000
	評価・換算差額等	399
	その他有価証券評価差額金	399
	純資産合計	**325,290**
	負債・純資産合計	**564,289**

第50期決算公告

令和７年９月29日

兵庫県小野市匠台63番地

ＪＲＣＣ＆Ｍ株式会社

代表取締役　築山　英明

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	961,111	流動負債	401,626
固定資産	1,314,528	賞与引当金	24,598
		固定負債	581,038
		退職給与引当金	66,096
		負債合計	**982,664**
		株主資本	1,292,975
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,282,975
		利益準備金	1,450
		その他利益剰余金	1,281,525
		（うち当期純利益）	(392,740)
		純資産合計	**1,292,975**
資産合計	**2,275,640**	**負債・純資産合計**	**2,275,640**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

大阪府泉南郡岬町淡輪一三八七番地九

（甲）株式会社ＬＩＮＤＡ　ＲＥＳＯＲＴ　ＳＥＲＶＩＣＥ

代表取締役　林田　光平

大阪府大阪市中央区玉造二丁目四番八号

（乙）株式会社ＬＩＮＤＡ　ＭＡＲＩＮＥ

代表取締役　林田　光平

第９期決算公告

令和７年９月29日

大阪府大阪市中央区玉造２丁目４番８号

株式会社ＬＩＮＤＡ　ＭＡＲＩＮＥ

代表取締役　林田　光平

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,734
	固定資産	8,000
	資産合計	10,734
負純資産の債及び部	負債合計	—
	株主資本	10,734
	資本金	3,000
	利益剰余金	7,734
	その他利益剰余金	7,734
	（うち当期純利益）	(0)
	純資産合計	10,734
	負債・純資産合計	10,734

第25期決算公告

令和７年９月29日

大阪府泉南郡岬町淡輪1387番地９

株式会社ＬＩＮＤＡ　ＲＥＳＯＲＴ　ＳＥＲＶＩＣＥ

代表取締役　林田　光平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,087
	固定資産	10,501
	資産合計	12,588
負純資産の債及び部	流動負債	242
	固定負債	2,429
	負債合計	2,672
	株主資本	9,916
	資本金	3,000
	利益剰余金	6,916
	その他利益剰余金	6,916
	（うち当期純損失）	(115)
	純資産合計	9,916
	負債・純資産合計	12,588

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙・丙・丁）

計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十九日

札幌市西区二十四軒三条七丁目三番三五号

（甲）福山石油株式会社

代表取締役　福山恵太郎

札幌市西区二十四軒三条七丁目三番三五号

（乙）有限会社ベル商事

代表取締役　福山恵太郎

札幌市西区二十四軒三条七丁目三番三五号

（丙）有限会社三条商事

代表取締役　福山恵太郎

札幌市西区二十四軒三条七丁目三番三五号

（丁）有限会社フクヤマ企画

代表取締役　福山恵太郎

第68期決算公告

令和７年９月29日

札幌市西区二十四軒三条七丁目３番35号

福山石油株式会社

代表取締役　福山恵太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,362	流動負債	105,032
固定資産	203,877	固定負債	4,000
		株主資本	106,206
		資本金	10,000
		資本剰余金	6,872
		その他資本剰余金	6,872
		利益剰余金	90,665
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	90,415
		（うち当期純利益）	(1,967)
		自己株式	△ 1,330
資産合計	215,239	負債・純資産合計	215,239

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日

札幌市中央区南七条西一丁目二一番地一

第三弘安ビル八階

（甲）株式会社Ｈ．Ｅエステート

代表取締役　瀬尾　浩史

札幌市中央区南七条西一丁目二一番地一

第三弘安ビル八階

（乙）株式会社Ｈ．Ｅウェルネス

代表取締役　瀬尾　浩史

札幌市中央区南七条西一丁目二一番地一

第三弘安ビル八階

（丙）株式会社Ｈ．Ｅフードウェイズ

代表取締役　瀬尾　浩史

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｈ．Ｅウェルネス（住所札幌市中央区南七条西一丁目二一番地一第三弘安ビル八階）に対して当社の障害福祉事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日

札幌市中央区南七条西一丁目二一番地一

第三弘安ビル八階

株式会社Ｈ．Ｅウェルネス

代表取締役　瀬尾　浩史

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｈ．Ｅダイニング（住所札幌市中央区南七条西一丁目二一番地一第三弘安ビル八階）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十九日

札幌市中央区南七条西一丁目二一番地一

第三弘安ビル八階

株式会社Ｈ．Ｅフードウェイズ

代表取締役　瀬尾　浩史

第３期決算公告

令和７年９月29日

札幌市中央区南七条西一丁目21番地１

第３弘安ビル８階

株式会社Ｈ．Ｅフードウェイズ

代表取締役　瀬尾　浩史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,282
	固定資産	1,432
	合計	15,714
負純資産の債及び部	流動負債	34,016
	固定負債	66,400
	株主資本	△84,702
	資本金	5,000
	利益剰余金	△89,702
	その他利益剰余金	△89,702
	（うち当期純損失）	(41,416)
	合計	15,714

第９期決算公告

令和７年９月29日

札幌市中央区南七条西一丁目21番地１

第３弘安ビル８階

株式会社Ｈ．Ｅウェルネス

代表取締役　瀬尾　浩史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,307
	固定資産	105,632
	合計	161,939
負純資産の債及び部	流動負債	14,971
	固定負債	119,769
	株主資本	27,197
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,197
	その他利益剰余金	17,197
	（うち当期純損失）	(52,850)
	合計	161,939

第３期決算公告

令和７年９月29日

札幌市中央区南七条西一丁目21番地１

第３弘安ビル８階

株式会社Ｈ．Ｅエステート

代表取締役　瀬尾　浩史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,787
	固定資産	27,578
	合計	72,366
負純資産の債及び部	流動負債	17,932
	固定負債	48,700
	株主資本	5,734
	資本金	5,000
	利益剰余金	734
	その他利益剰余金	734
	（うち当期純利益）	(1,320)
	合計	72,366

令和６年度決算公告

令和７年９月29日

福岡市博多区博多駅前二丁目20番15号

株式会社キャリアップ

代表取締役　髙橋　　仁

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,066,094
	固定資産	1,816,008
	合計	18,882,102
負債及び純資産の部	流動負債	37,674,984
	株主資本	△18,792,882
	資本金	52,000,000
	利益剰余金	△70,792,882
	その他利益剰余金	△70,792,882
	（うち当期純損失）	(4,191,724)
	合計	18,882,102

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百万円減少し〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十九日

福岡市博多区博多駅前二丁目二〇番一五号

株式会社キャリアップ

代表取締役　髙橋　　仁

第90期決算公告

令和７年９月29日

大阪市中央区久太郎町四丁目１番３号

森田化学工業株式会社

代表取締役　森田　泰央

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,701,934
	固定資産	9,904,020
	有形固定資産	4,563,004
	無形固定資産	24,995
	投資その他の資産	5,316,020
	資産合計	17,605,955
負債及び純資産の部	流動負債	3,271,840
	固定負債	5,605,301
	負債合計	8,877,142
	株主資本	8,868,336
	資本金	100,000
	資本剰余金	170,000
	その他資本剰余金	170,000
	利益剰余金	8,598,336
	利益準備金	67,500
	その他利益剰余金	8,530,836
	（うち当期純利益）	(116,432)
	評価・換算差額等	△ 139,523
	繰延ヘッジ損益	△ 139,523
	純資産合計	8,728,812
	負債・純資産合計	17,605,955

第 79 期 決 算 公 告

令和７年９月29日

名古屋市瑞穂区松園町１丁目50番地

フジパングループ本社株式会社

代表取締役　安田　智彦

連結貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	103,552	流動負債	65,083
固定資産	123,394	役員賞与引当金	35
有形固定資産	76,770	その他	65,048
無形固定資産	2,811	固定負債	32,637
投資その他の資産	43,813	役員退職慰労引当金	1,086
		その他	31,550
		負債合計	97,721
		株主資本	113,681
		資本金	4,682
		資本剰余金	7,260
		利益剰余金	113,952
		自己株式	△12,212
		その他の包括利益累計額	15,543
		その他有価証券評価差額金	7,674
		退職給付に係る調整累計額	7,869
		純資産合計	129,225
資産合計	226,947	負債・純資産合計	226,947

連結損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	304,738
売上原価	206,084
売上総利益	98,654
販売費及び一般管理費	89,572
営業利益	9,082
営業外収益	1,517
営業外費用	696
経常利益	9,902
特別損益	△371
税金等調整前当期純利益	9,531
法人税、住民税及び事業税	2,165
法人税等調整額	1,135
当期純利益	6,229
親会社株主に帰属する当期純利益	6,229

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	54,902	流動負債	13,884
固定資産	77,788	役員賞与引当金	26
有形固定資産	41,516	その他	13,857
無形固定資産	1,158	固定負債	26,877
投資その他の資産	35,114	役員退職慰労引当金	549
		債務保証損失引当金	683
		その他	25,643
		負債合計	40,761
		株主資本	85,789
		資本金	4,682
		資本剰余金	7,277
		資本準備金	4,769
		その他資本剰余金	2,508
		利益剰余金	88,911
		利益準備金	1,170
		その他利益剰余金	87,741
		自己株式	△15,082
		評価・換算差額等	6,139
		その他有価証券評価差額金	6,139
		純資産合計	91,929
資産合計	132,691	負債・純資産合計	132,691

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	11,283
営業費用	4,968
営業利益	6,314
営業外収益	1,367
営業外費用	886
経常利益	6,796
特別損益	△61
税引前当期純利益	6,734
法人税、住民税及び事業税	353
法人税等調整額	394
当期純利益	5,986

第 15 期 決 算 公 告

令和７年９月29日

兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目１番38号

Ｗｉｓｍｅｔｔａｃフーズ株式会社

代表取締役社長　新開　裕之

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,699
	固定資産	1,351
	資産合計	17,050
負債及び純資産の部	流動負債	17,702
	賞与引当金	252
	株式報酬引当金	315
	固定負債	1,574
	退職給付引当金	86
	関連会社事業損失引当金	1,037
	負債合計	19,276
	株主資本	△2,243
	資本金	80
	資本剰余金	1,678
	その他資本剰余金	1,678
	利益剰余金	△4,002
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	△4,022
	（うち当期純損失）	(7,598)
	評価・換算差額等	18
	その他有価証券評価差額金	△9
	繰延ヘッジ損益	27
	純資産合計	△2,225
	負債・純資産合計	17,050